

第 6 期成田市障がい福祉計画
第 2 期成田市障がい児福祉計画



「カラフル」

令和 3(2021)年 3 月

成田市

本計画書の表紙及び裏表紙並びに本文中に掲載の絵画や創作品は、市内の就労支援施設、生活介護施設等を利用している方々の作品です。

- | | |
|-------|--------------------|
| 表紙絵 | ・ビーアンビシャス |
| 裏表紙絵 | ・かしの木園 |
| 挿絵・作品 | ・アーアンドディだいえい |
| | ・かしの木園 |
| | ・サザンカの里 |
| | ・生活工房 |
| | ・成田市あじさい工房 |
| | ・成田市のぞみの園 |
| | ・成田・地域でともに歩む会かたつむり |
| | ・ビーアンビシャス |

はじめに

今、わたしたちは、かつて経験したことがない規模での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による災禍の中にあります。本市においてもそれは例外ではなく、自らの生命を感染から守ること、また、家族や友人等大切な人への感染を防止するために、外出の自粛を求められたり、国や県から行動が制限されたりしています。



人と人とのつながりを断ち、新たな差別や対立を招来しかねない、この未曾有の危機に対し、わたしたちは、より一層自らを大切にし、また他者を尊重し、慈しみ、支え合いながら共生して暮らしていくことが求められております。

平成 25（2013）年 4 月に障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されて 8 年が経過します。この間、同法や児童福祉法の改正により、障がいのある方の生活支援や就労支援、障がいのある児童のニーズに対応した支援の拡充などが図られてきました。

本市では、「だれもが認めあい、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田」の実現に向け、平成 27（2015）年 3 月に「第 4 期成田市障がい福祉計画」、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 期成田市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

本計画においては、障がいのある人も、障がいのない人も共に安心して地域で暮らすことを目的とするこれまでの理念を引き継ぎ、本市における障がい福祉のニーズや課題に的確に応えるための施策を検討しながら、新たに加わった「精神障害のための地域包括ケア」「医療的ケア児等への支援の充実」「障害福祉サービスの質の向上」などの課題に取り組んでまいります。

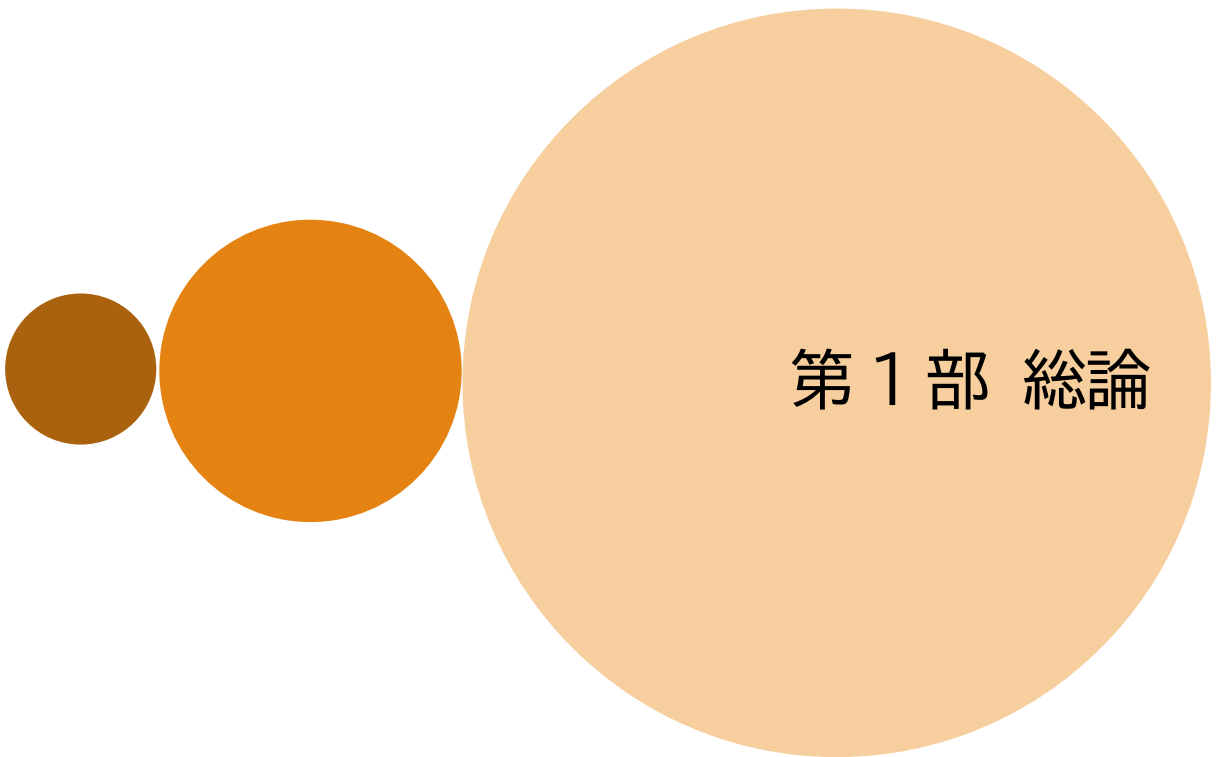
結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート調査にご協力をいただきました方々はじめ、日々、本市の障がい福祉政策に尽力を頂いております関係機関の皆様、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会の委員の皆様、そして、成田市保健福祉推進協議会の皆様から、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

成田市長 小泉 一成

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境.....	8
第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	24
第4章 基本目標達成のための重点施策.....	27
第5章 計画の推進体制.....	35
第2部 各論.....	37
第1章 成果目標にかかる個別施策分野.....	39
第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策.....	51
第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	72
第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策.....	93
第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について.....	103
第3部 その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等について.....	107
資料編.....	119



第1部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

これまでの国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25（2013）年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成 30（2018）年 4 月に児童福祉法等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

現行の「第 5 期成田市障がい福祉計画」の計画期間が令和 2（2020）年度で終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価、検証、周知し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨等を踏まえたうえで、今後もだれもが認め合い、支え合える地域づくりをめざし、市民が相互の意識を合わせていくことが必要です。

そこで、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 か年を計画期間として、第 6 期成田市障がい福祉計画・第 2 期成田市障がい児福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。



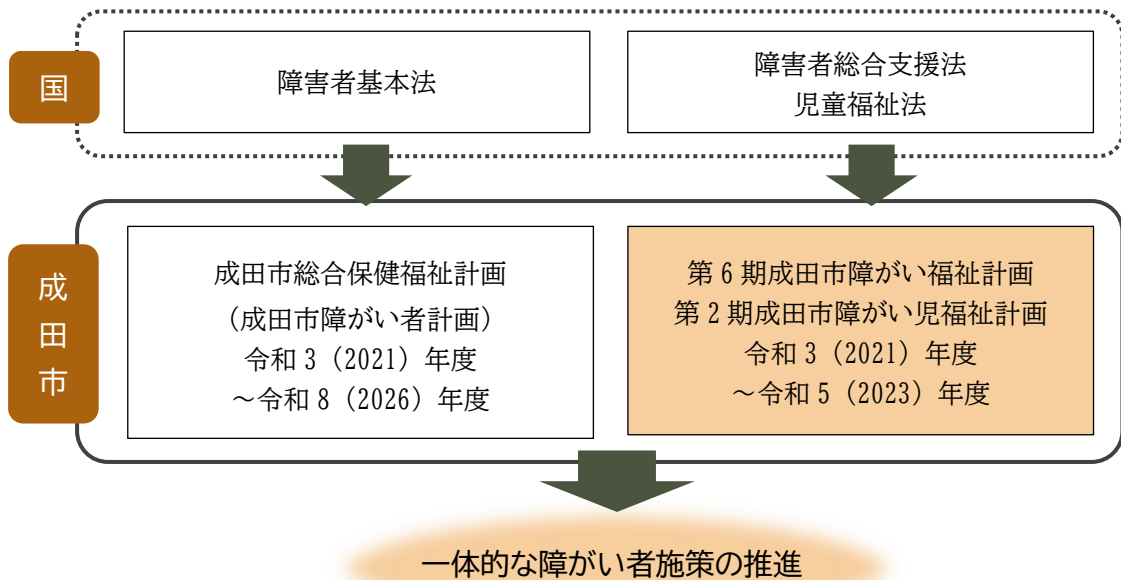
「寄り添い、漂う」

2 計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行や就労支援等多岐にわたる福祉施策を総合的に推進するために策定します。また、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

併せて、児童福祉法の一部改正（平成 28（2016）年 4 月施行）により、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、本市では、第 5 期障がい福祉計画から引き続き、第 2 期障がい児福祉計画を第 6 期障がい福祉計画と一体として策定します。

●計画の位置づけ●



●障害者総合支援法における障害福祉計画(成田市障がい福祉計画)の位置づけ●

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

●児童福祉法における障害児福祉計画(成田市障がい児福祉計画)の位置づけ●

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

●障害者基本法における障害者計画(成田市総合保健福祉計画)の位置づけ●

第 11 条

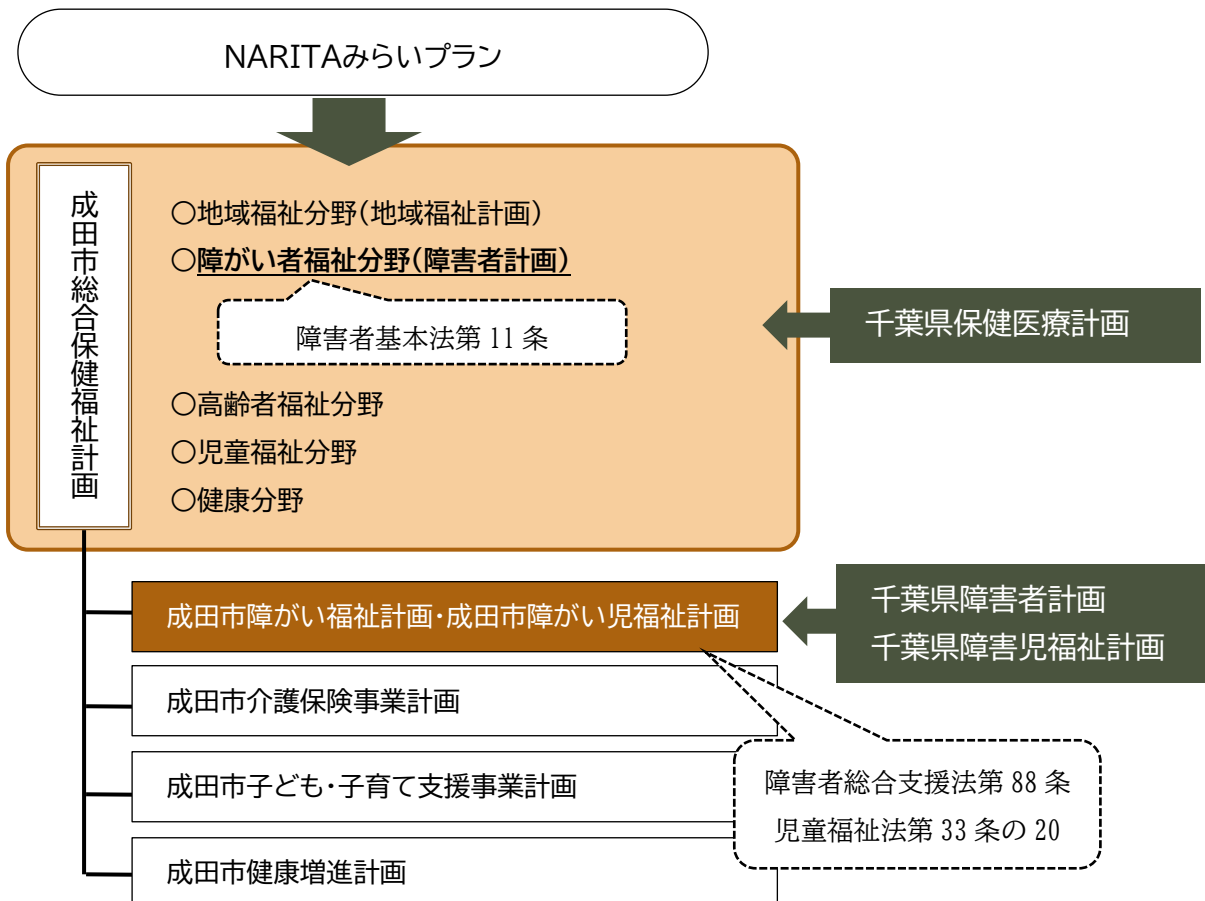
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

3 計画の期間と関連計画

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間として策定します。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成田市総合計画 NARITAみらいプラン 平成28（2016）年度～令和9（2027）年度											
成田市総合保健福祉計画 (成田市障がい者計画) 平成27（2015）年度～令和2（2020）年度						成田市総合保健福祉計画 (成田市障がい者計画) 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度					
第4期 成田市障がい福祉計画			第5期 成田市障がい福祉計画 第1期 成田市障がい児福祉計画			第6期 成田市障がい福祉計画 第2期 成田市障がい児福祉計画			第7期 成田市障がい福祉計画 第3期 成田市障がい児福祉計画		

本市の総合計画である「NARITAみらいプラン」や「成田市総合保健福祉計画」に加え国及び千葉県の計画等との整合性を図り、情報共有や方向性の整理等の連携を図ります。

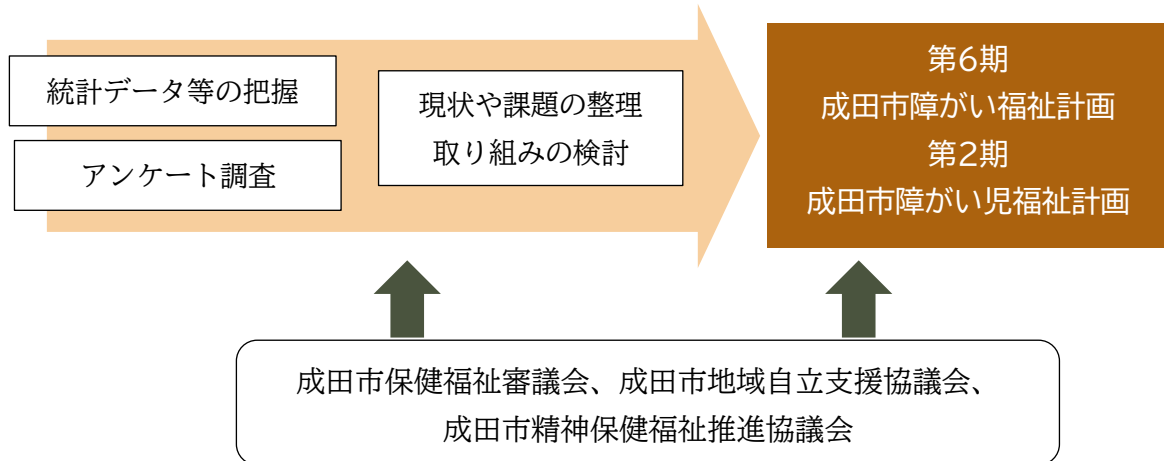


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、成田市の障がいのある人の実情に沿った計画とするために、障がいのある人へのアンケート調査を実施しました。

また、学識者、関係団体、市民で組織された成田市保健福祉審議会をはじめ、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会等の関係機関からご意見を伺いながら策定しました。

●策定の流れ●



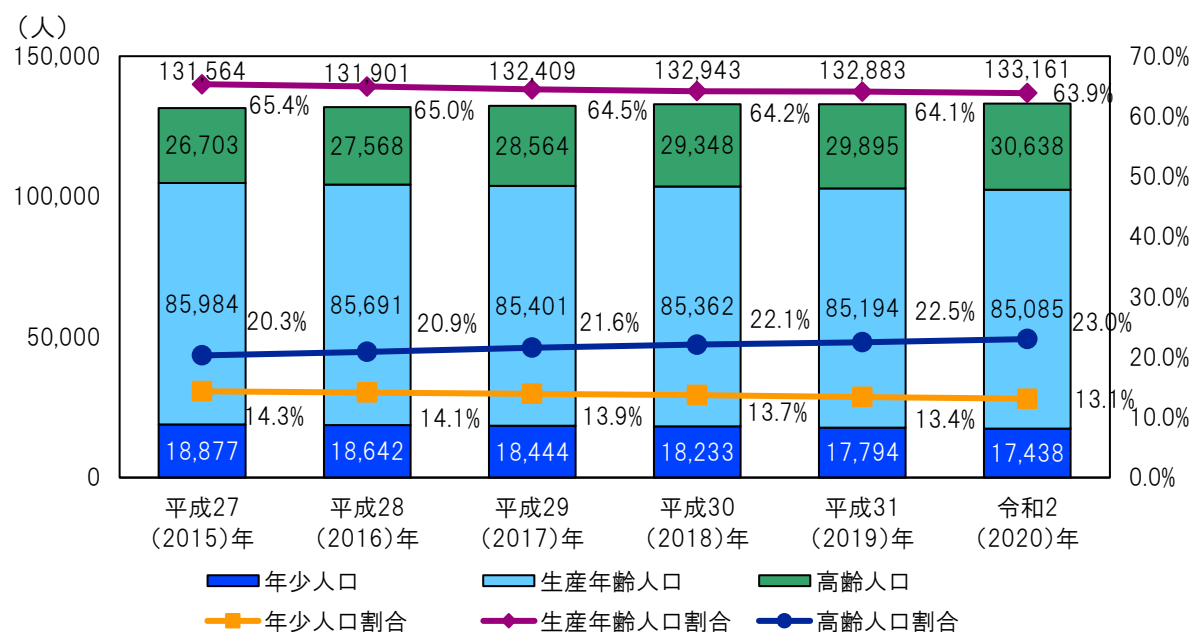
第 2 章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境

1 人口の状況

市全体の人口は緩やかな増加傾向で推移しています。

年齢 3 区分で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少しており、高齢人口が増加しています。高齢人口の占める割合も増加しており、令和 2（2020）年時点で 23.0%となっています。

●総人口及び年齢3区分別人口と構成比の推移(各年 3 月 31 日現在)●



※年齢区分として 0～14 歳を年少人口、15～64 歳を生産年齢人口、65 歳以上を高齢人口と示しています。

資料：成田市住民基本台帳

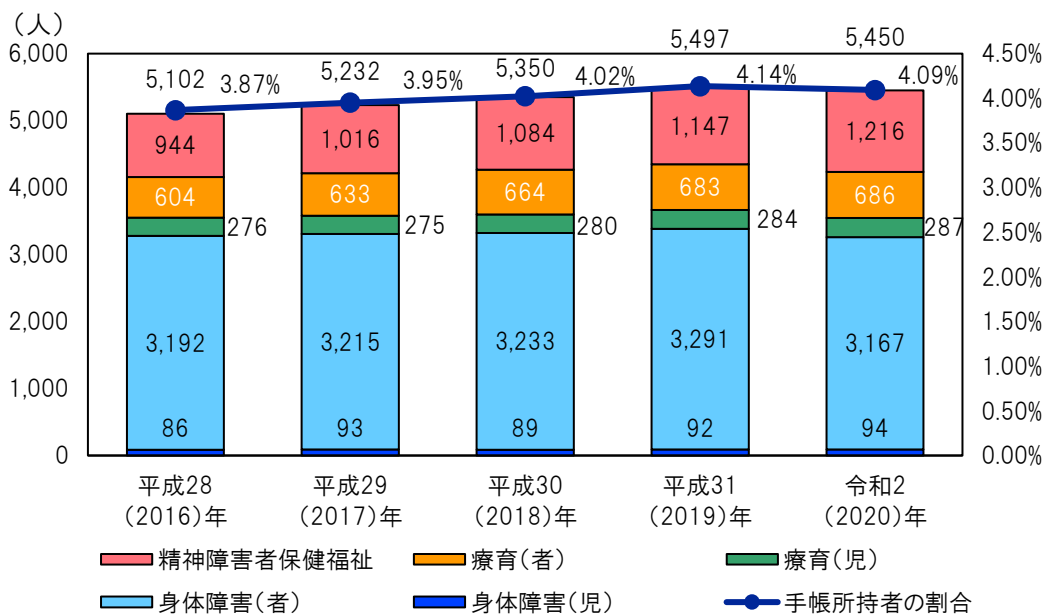
2 手帳所持者数等の状況

市における手帳所持者数は、令和2（2020）年時点で5,450人となっています。手帳所持者数は、令和2年で減少しているものの、増加傾向となっています。総人口に対する手帳所持者の割合も増加傾向で推移していますが、平成31（2019）年から令和2年にかけてわずかに減少しています。

手帳所持者のうちの約6割が身体障がい者・児となっています。

手帳種類別に見ると、令和2年で身体障害者手帳所持者が減少していますが、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

●手帳所持者数及び総人口に対する手帳所持者の割合の推移(各年3月31日現在)●



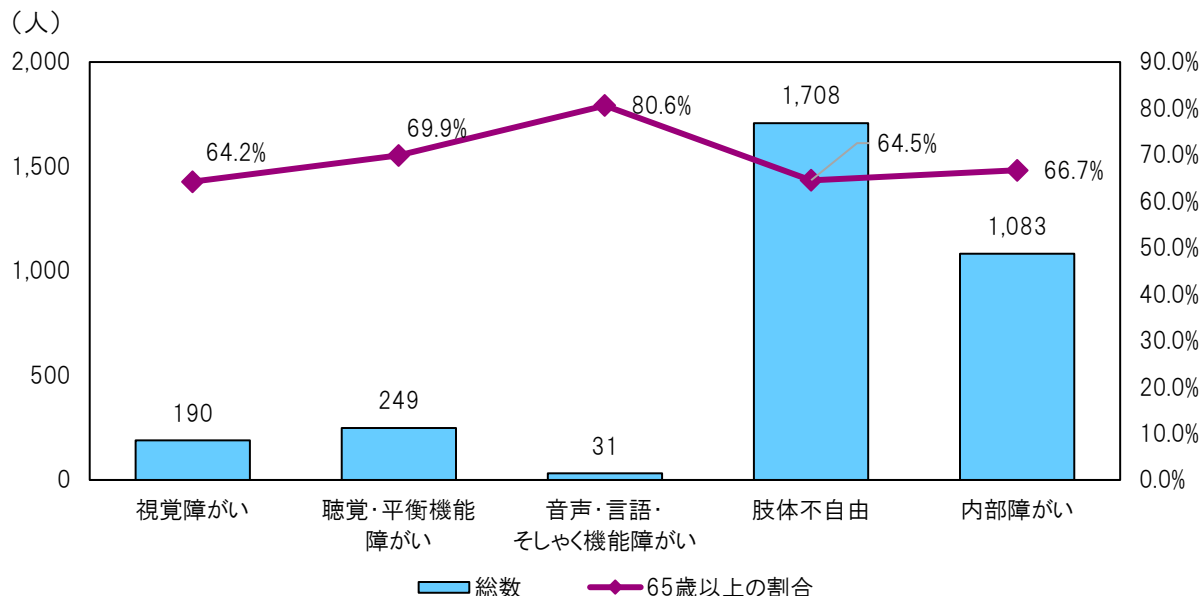
資料：障がい者福祉課

(1)身体障がい者

障がい別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。いずれの種類も65歳以上の割合が6割以上となっており、特に音声・言語・そしゃく機能障がいにおいては65歳以上の割合が80.6%と高くなっています。

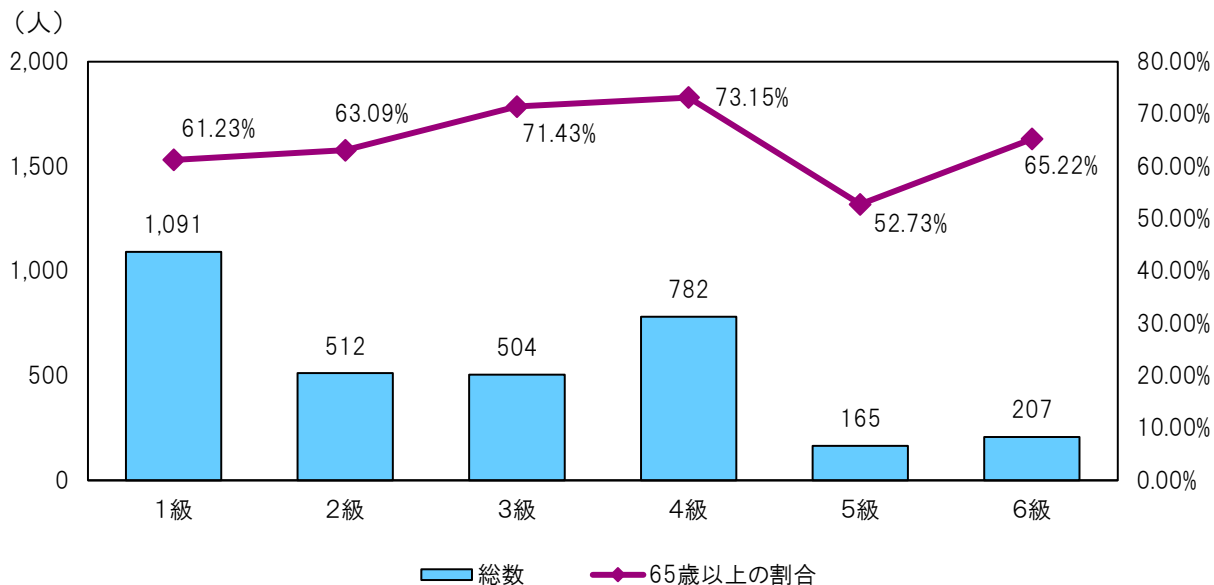
等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級、2級、3級となっており、より重度の割合が高くなっています。

●身体障害者手帳障がい別所持者数(令和2(2020)年3月31日現在)●



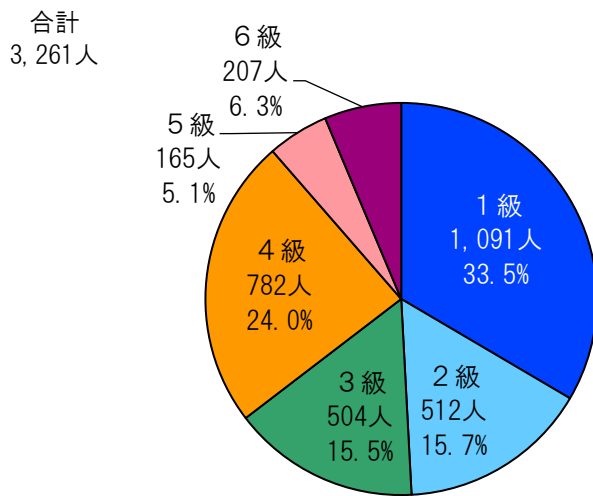
資料：障がい者福祉課

●身体障害者手帳等級別所持者数(令和2年3月31日現在)●



資料：障がい者福祉課

●身体障害者手帳所持者の等級別割合(令和2(2020)年3月31日現在)●

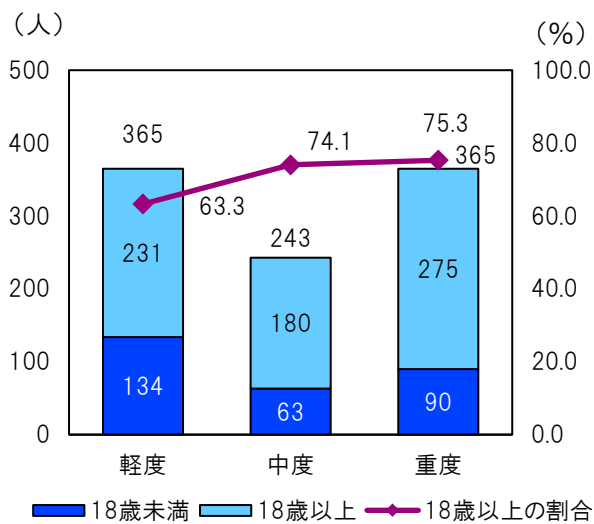


資料：障がい者福祉課

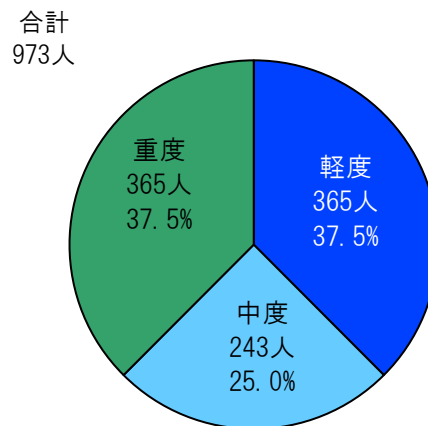
(2)知的障がい者

療育手帳所持者の程度は軽度、重度がともに最も多くなっています。18歳未満では軽度が、18歳以上では重度がそれぞれ最も多くなっています。

●療育手帳所持者数
(令和2年3月31日現在)●



●療育手帳所持者程度別割合
(令和2年3月31日現在)●



資料：障がい者福祉課

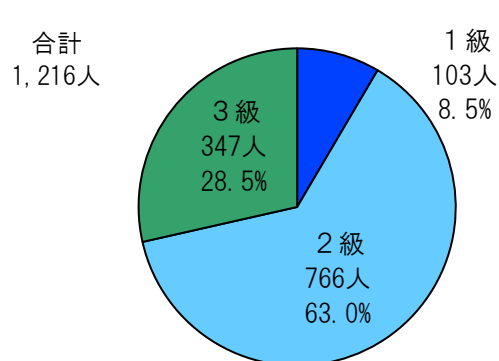
(3)精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2(2020)年時点で1,216人となっています。平成28(2016)年時点の944人と比べると、この5年間で28.8%増加しています。

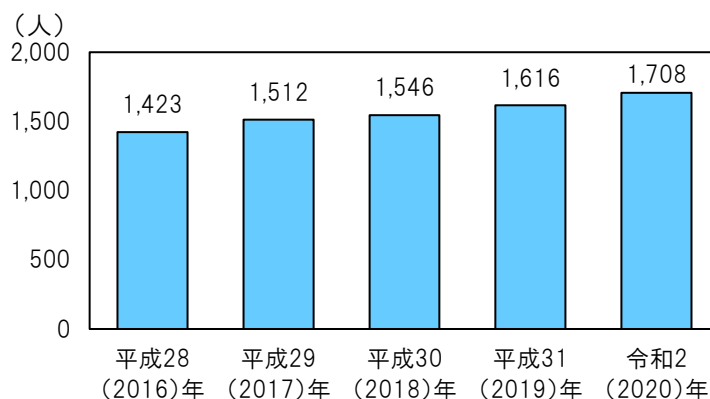
等級別にみると2級が最も多くなっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数は増加傾向となっており、令和2年時点で1,708人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合(令和2年3月31日現在)●



●自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数の推移(各年3月31日現在)●



資料:千葉県精神保健福祉センター

(4)障害支援区分の認定者数

障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の認定者数は、年度によって変動がありますが、直近3年間では平成30(2018)年度が特に多くなっています。

令和元(2019)年度では区分2が最も多く、次いで区分6、区分3となっています。区分2が最も多い傾向は直近3年間で続いています。

●障害支援区分の認定状況●

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	認定者数(人)	割合(%)	認定者数(人)	割合(%)	認定者数(人)	割合(%)
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	2	1.0%	5	2.0%	6	3.9%
区分2	51	25.8%	67	27.0%	43	27.9%
区分3	33	16.7%	57	23.0%	27	17.5%
区分4	35	17.7%	37	14.9%	25	16.2%
区分5	30	15.2%	41	16.5%	23	14.9%
区分6	47	23.7%	41	16.5%	30	19.5%
合計	198	100.0%	248	100.0%	154	100.0%

資料:障がい者福祉課

(5)障がいのある児童・生徒

近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況は、中等部3年生から高等部3年生までの合計が116人となっています。その中で、知的障がい児が110人と最も多くなっています。

成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況は、一般就労と、施設通所が占める割合が多くなっています。

●近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況(令和2(2020)年10月1日現在)●

(人)	合計	身体	知的	精神
中等部3年生	38	0	37	1
高等部1年生	26	1	24	1
高等部2年生	24	0	22	2
高等部3年生	28	1	27	0
合計	116	2	110	4

資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

●成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況●

(人)	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
一般就労	13	11	11
施設入所	0	0	0
施設通所(就労移行支援、就 労継続支援B型、生活介護 等)	11	12	8
在宅療養	2	0	0
その他	1	1	1
合計	27	24	20

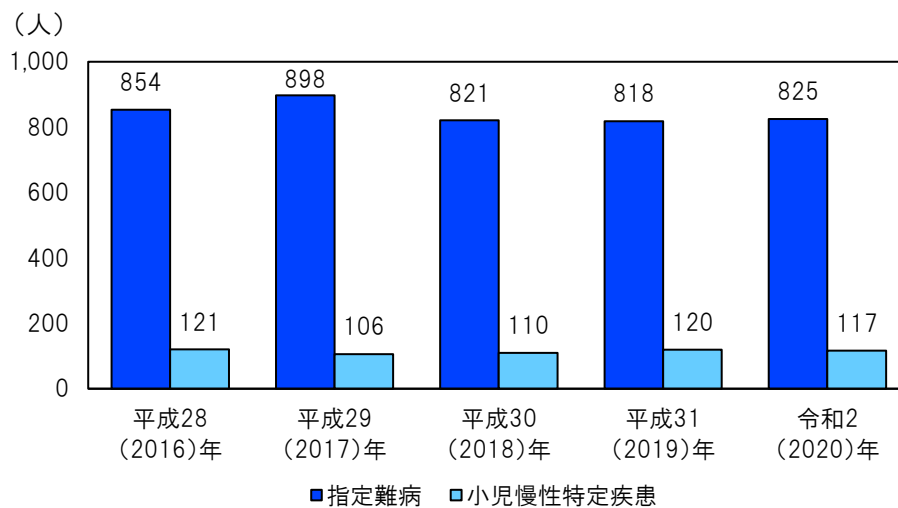
資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

(6)難病

指定難病の医療費受給者数は平成30（2018）年以降横ばい傾向にあります。

また、小児慢性特定疾患の医療費受給者数は増減を繰り返しながら推移しています。

●指定難病等医療費受給者数の推移(各年3月31日現在)●



資料：印旛健康福祉センター事業年報

3 アンケート調査の概要

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握・分析し、計画策定及び施策推進のための基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

(2)調査対象者

本市に居住する 65 歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病認定者

(3)調査期間

令和 2 (2020) 年 1 月 17 日～2 月 3 日

(4)調査方法

郵送配布・郵送回収による調査票調査方式で実施。

(5)配布数と回収状況

配布数：2,879 件

有効回収数：1,235 件

有効回収率：42.9%

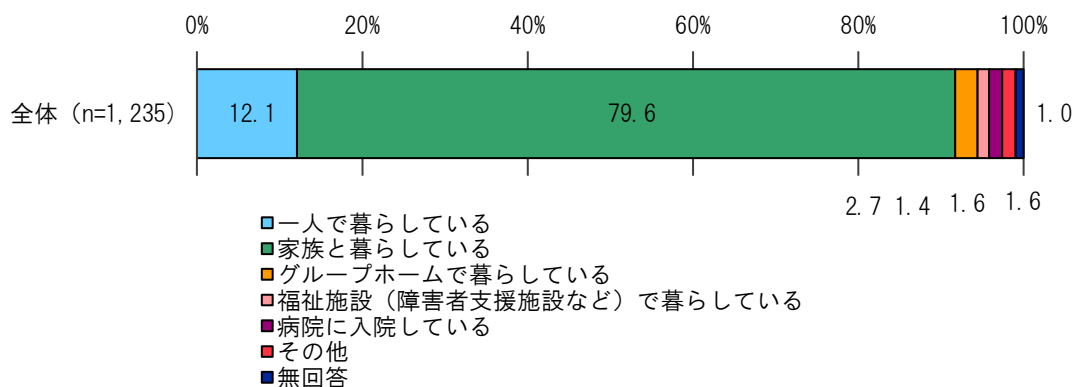
(6)調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

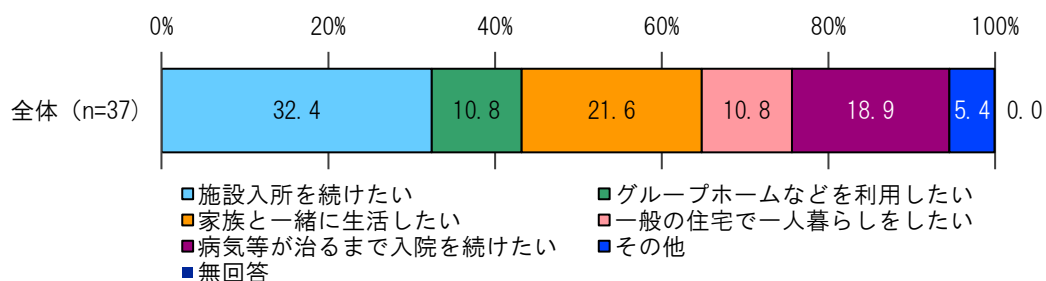
(7)調査結果

●住まいや暮らしについて●

現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」が79.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が12.1%、「グループホームで暮らしている」が2.7%と続いています。「福祉施設（障害者支援施設など）で暮らしている」割合は1.4%で、在宅で暮らしている割合が高くなっています。

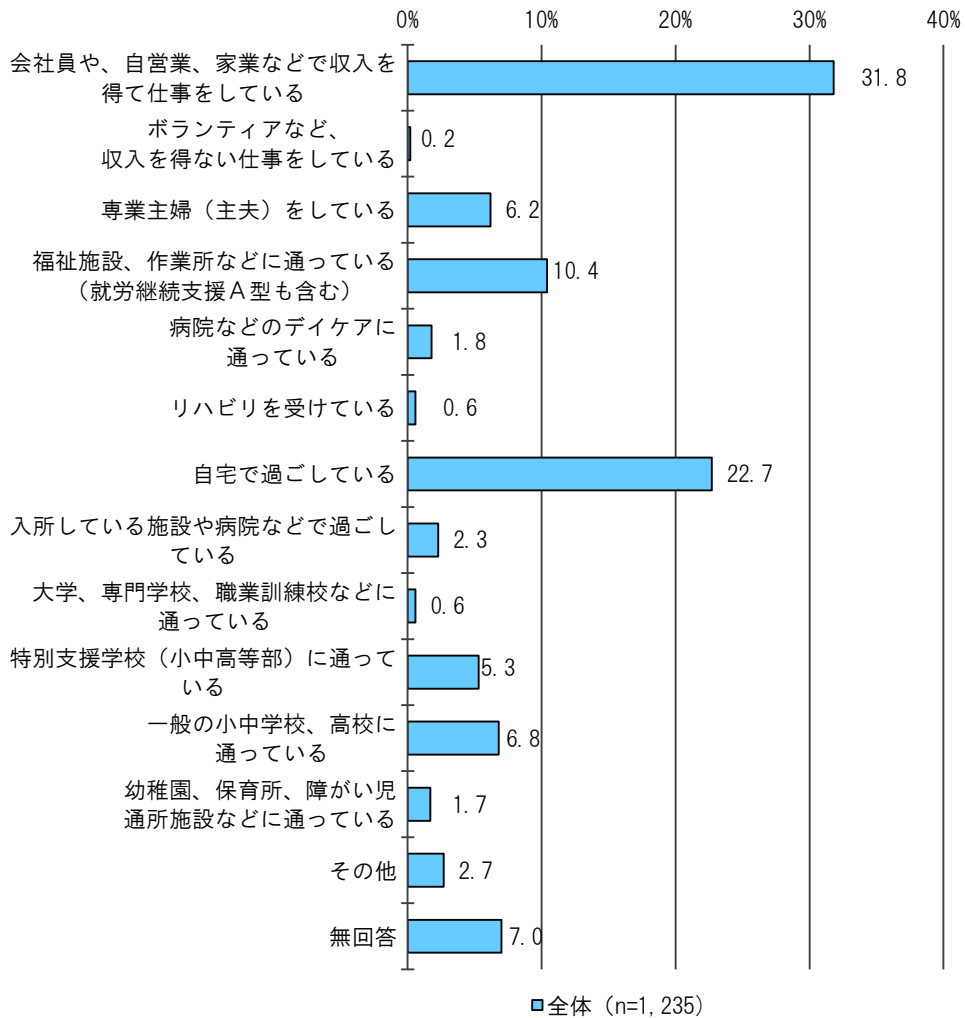


現在福祉施設や病院に入院している人の、将来の生活に対する希望については、「施設入所を続けたい」が32.4%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が21.6%、「病気等が治るまで入院を続けたい」が18.9%と続いています。

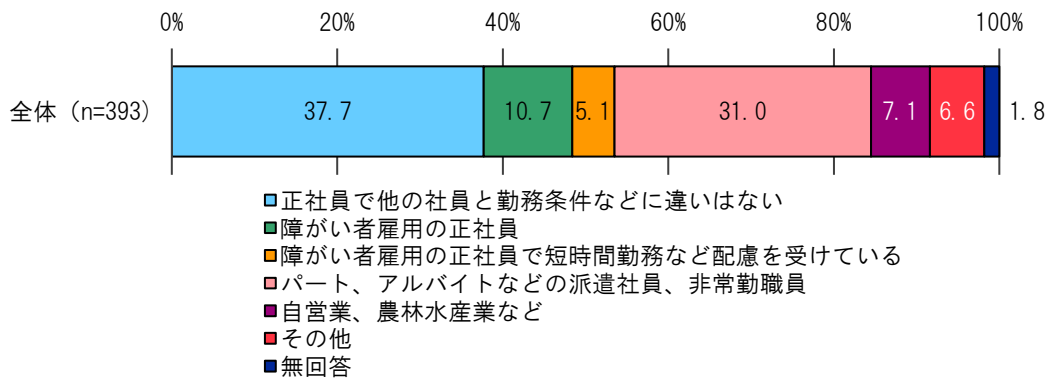


●日中活動や就労について●

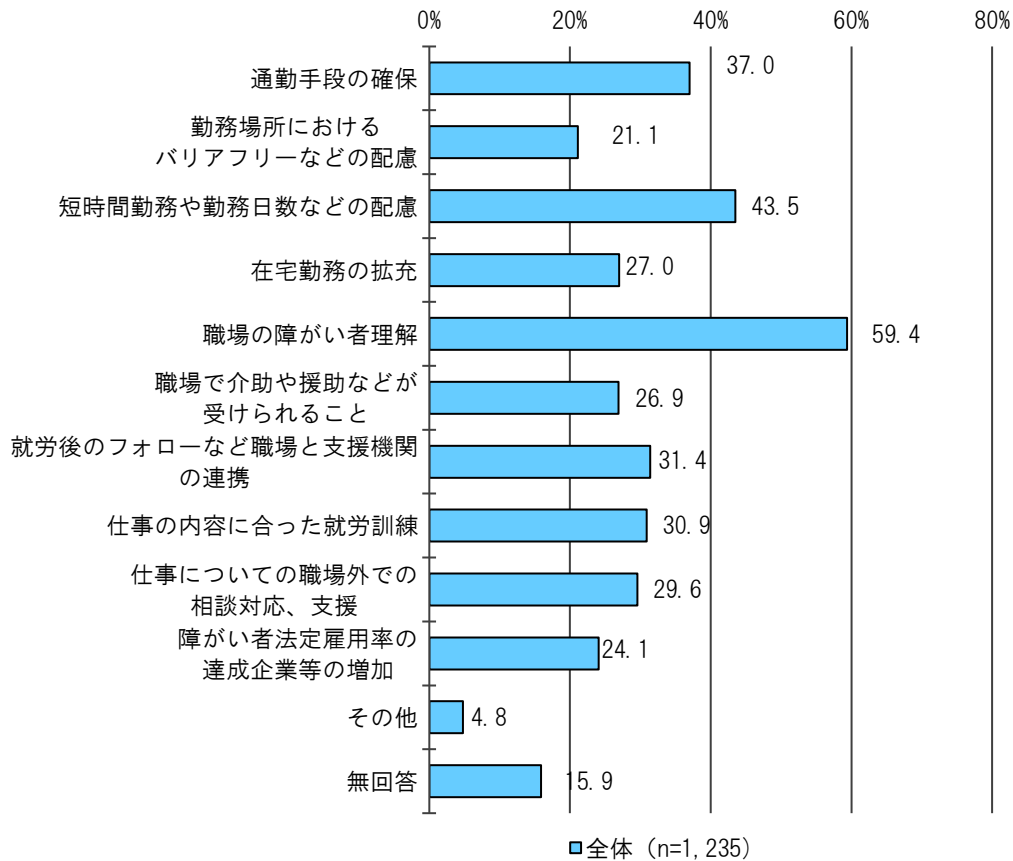
日中の主な過ごし方について、「会社員や、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が31.8%で最も多く、次いで「自宅で過ごしている」が22.7%が続いています。



収入を得て仕事をしている人の勤務形態について、「正社員で他の社員と勤務条件などに違いはない」が37.7%で最も多く、次いで「パート、アルバイトなどの派遣社員、非常勤職員」が31.0%が続いています。「障がい者雇用の正社員で短時間勤務など配慮を受けている」割合は5.1%にとどまっています。

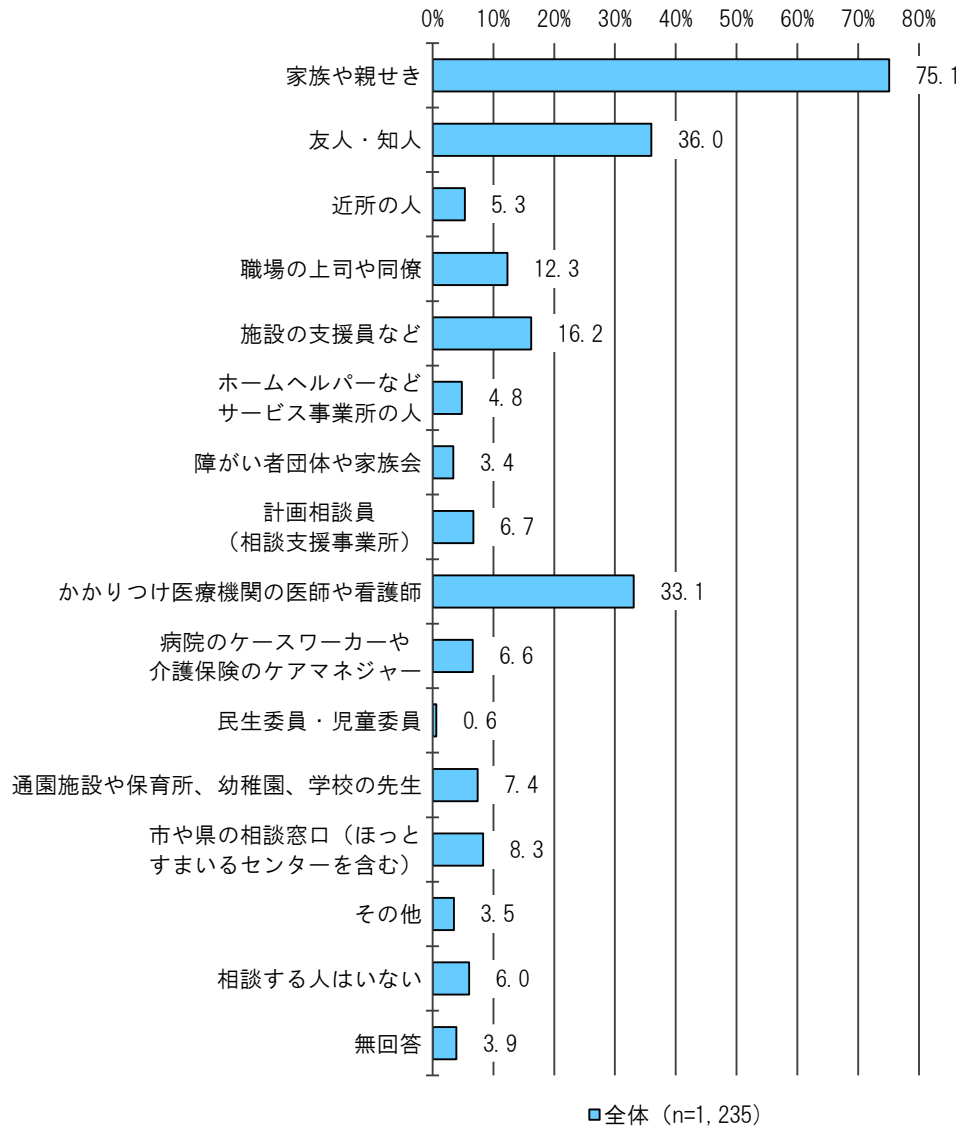


障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、「職場の障がい者理解」が59.4%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が43.5%、「通勤手段の確保」が37.0%と続いています。職場の制度や支援だけではなく、障がい者理解の推進が求められていると言えます。

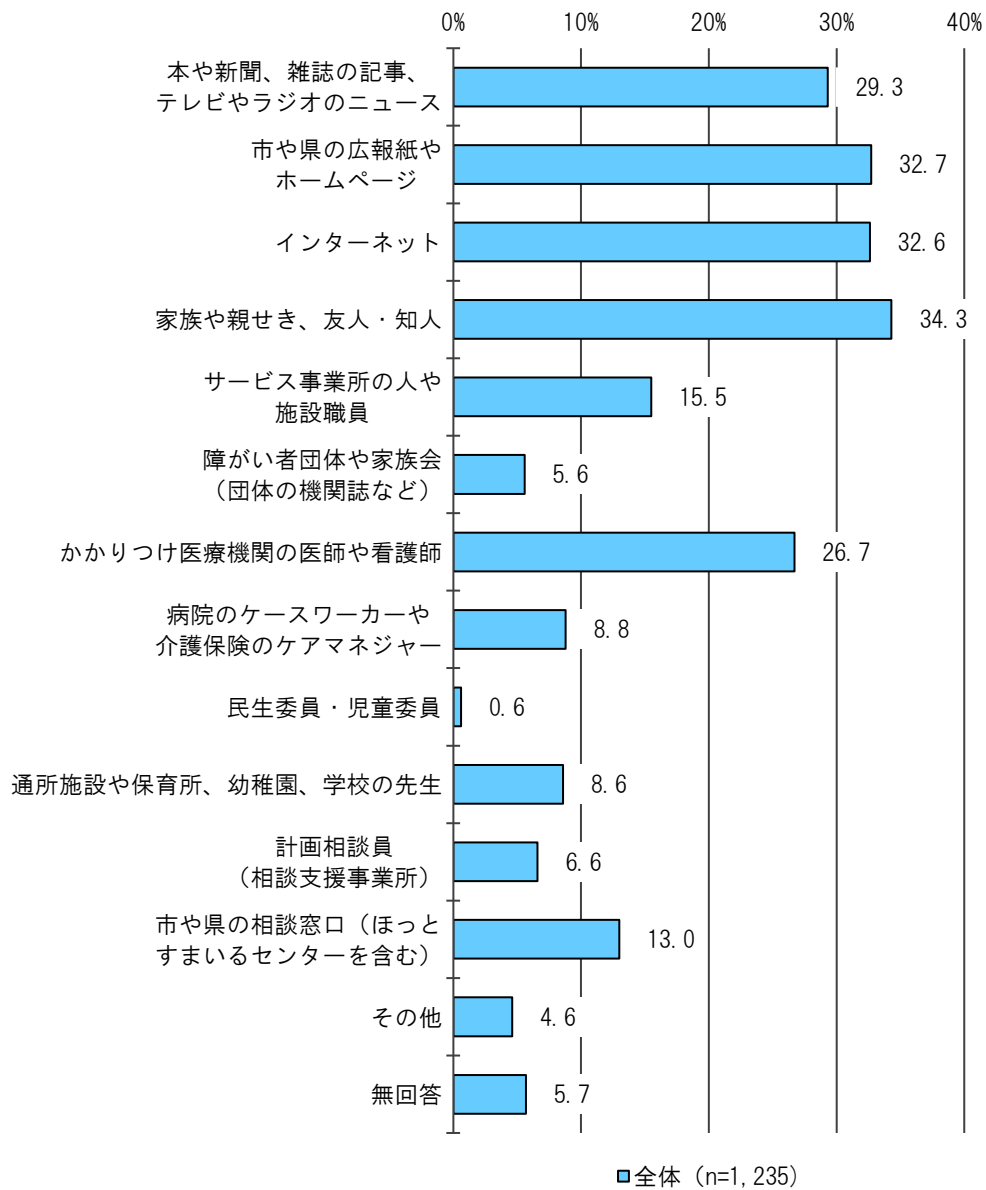


●相談相手について●

悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親せき」が75.1%で突出して多くなっており、次いで「友人・知人」が36.0%、「かかりつけ医療機関の医師や看護師」が33.1%と続いています。「相談する人はいない」割合は6.0%と少なくなっています。

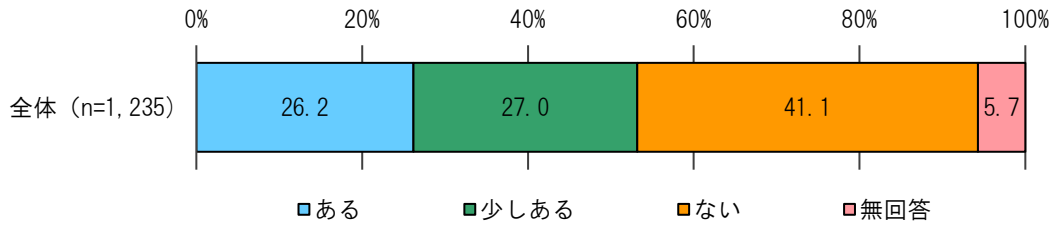


障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「市や県の広報紙やホームページ」、「インターネット」、「家族や親せき、友人・知人」が3割台で多くなっています。市の広報紙・ホームページも重要な情報源となっています。

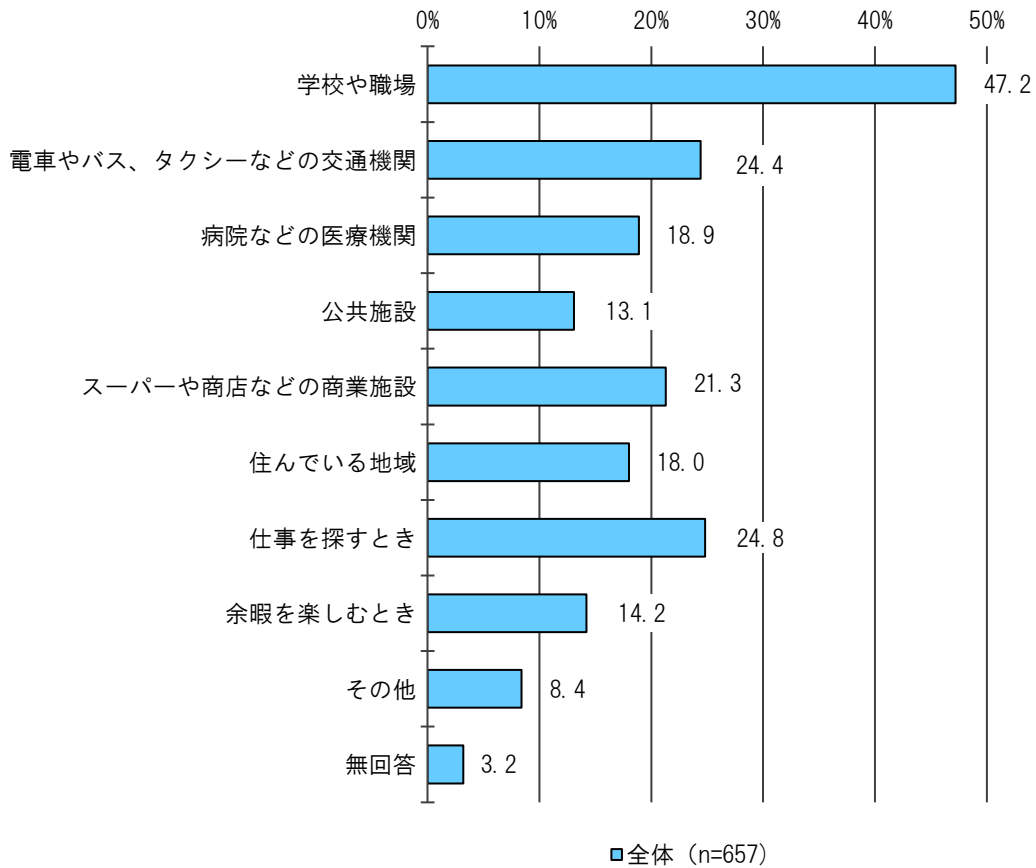


●権利擁護について●

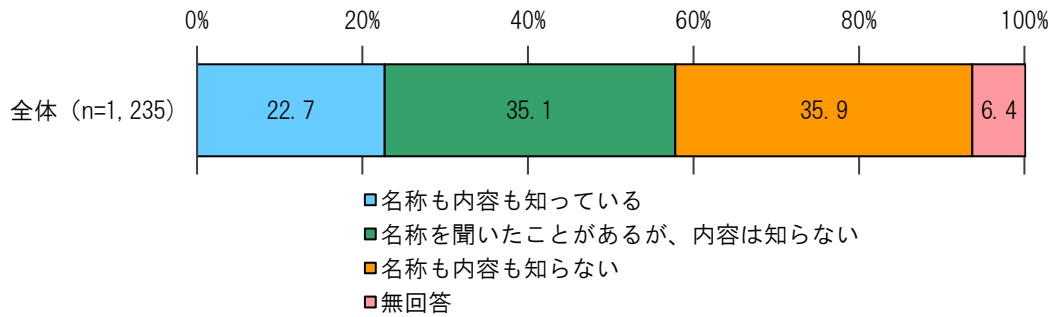
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ある」と「少しある」の合計が53.2%で、「ない」を上回っています。



どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校や職場」が47.2%で最も多く、次いで「電車やバス、タクシーなどの交通機関」、「スーパーや商店などの商業施設」、「仕事を探すとき」も2割台と多くなっています。

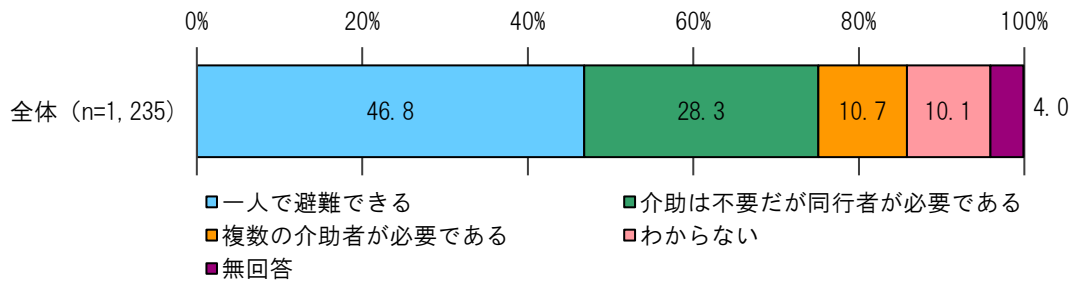


成年後見制度の認知度について、「名称も内容も知らない」が35.9%で最も多く、次いで「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.1%、「名称も内容も知っている」が22.7%と続いています。この結果から、制度に関しての周知等が不足していると言えます。

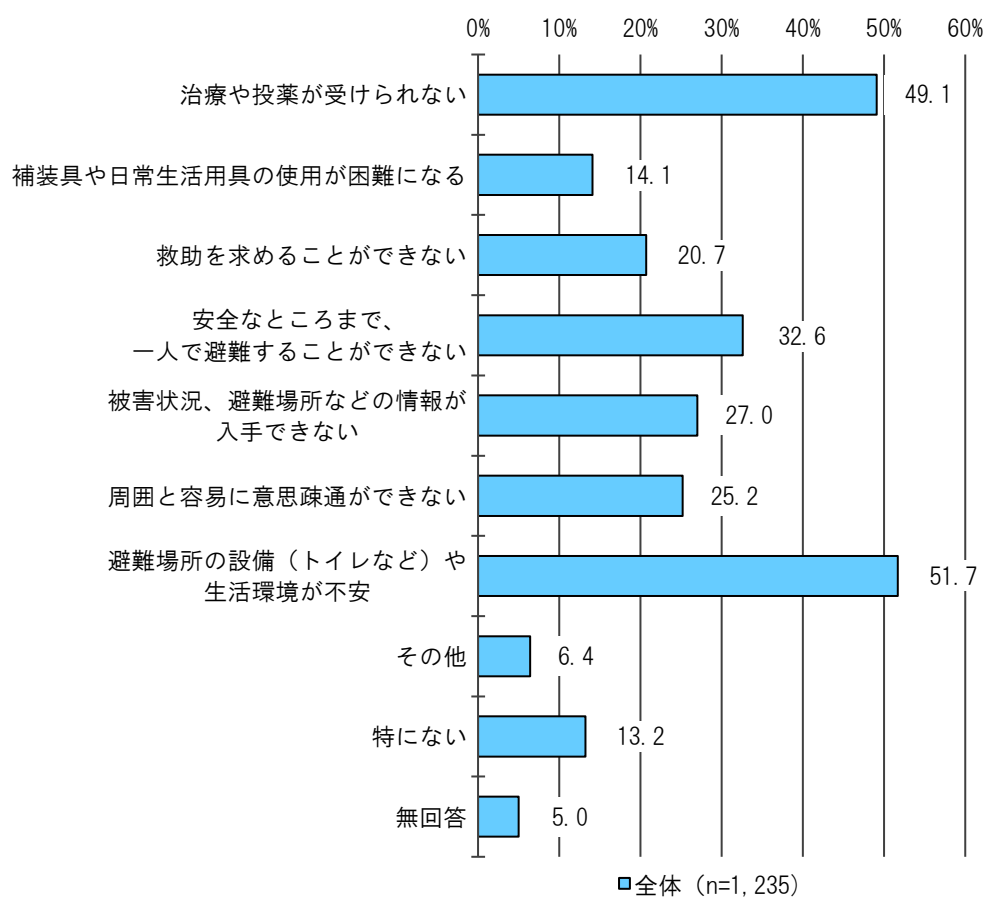


●災害時の避難等について●

災害時に避難できるかについて、「一人で避難できる」が46.8%で最も多くなっています。「わからない」割合が10.1%となっており、災害の状況に応じた支援が必要です。



災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が51.7%で最も多く、次いで「治療や投薬が受けられない」が49.1%、「安全なところまで、一人で避難することができない」が32.6%と続いています。



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 基本理念

「障害者基本法」は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則、国及び地方公共団体の責務、国民の理解及び責務等を定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

また、千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18（2006）年10月20日条例第52号）」を制定し、全ての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりをめざすとしています。

本計画の策定にあたり、これらの理念を踏まえ、前期計画で掲げた基本理念を継承していくこととします。

だれもが認め合い、支え合い、
自分らしく暮らせるまち 成田

この基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、障がいのある人であっても、時には支える側となり、自己の希望と選択に基づいて安心して暮らしていける地域共生社会を築いていこうとするものです。

2 基本目標

ささえあう ～障がいのある人の地域生活を支えあう～

障がいのある人もない人も、生涯にわたりだれかを支えたり、まただれかに支えられたりしながら生活を送っています。そのため、障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、市の相談窓口や相談支援事業所等、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図ります。また、障がいのある人自身やその家族の高齢化に伴い、介護や医療等、様々な課題を抱えながら生活する世帯を支援するため、横断的な支援体制の構築を図ります。防災の観点からは、災害時において自力で避難することが困難で、支援を必要とする人に対しては、避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。この制度は、地域住民の助け合いを基本とすることから広く市民の協力を呼びかけます。

さらに、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期に療育を始めるため、成田市こども発達支援センターを中心に、乳幼児期から必要な支援につながるよう、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への訪問支援の充実を図ります。また、障がいが高く特別な支援が必要な子どもの地域生活を支えるため、人工呼吸器を装着している、その他の日常生活を営むために医療を要する状態（以下「医療的ケア」という。）の子どもに対して、福祉や子育て、医療、教育等の関係機関が協力して支援する体制の構築に努めます。

くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

暮らし方は一人ひとり様々であり、個性を尊重しつつ自分の意思と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場の確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか、日常生活上の新たな課題に対応するために各種福祉サービスの充実に努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、質の高いサービス提供に向けた人材育成支援や必要な基盤整備の推進に努めるとともに、老障介護等の課題に対応するため、指定特定相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。さらに、障害者支援施設に入所している人や病院に入院している人等が、本人の意向に沿って地域生活へ移行するための支援の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする人の地域生活を支援するための支援体制の構築に努めます。

障がいのある人が、自分らしく暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進と権利擁護の強化が不可欠です。このため、虐待を含めた差別の未然防止を図るための施策を推進します。併せて、成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて引き続き取り組むとともに、地域で権利擁護支援のコーディネートの役割を担う中核機関を設置し、支援体制を整備します。

はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が、地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるように、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。中でも、地域社会で生活を維持していくためには、就労支援は欠かせない施策であるため、障害福祉サービスから一般就労に移行していけるように取り組むだけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労の充実を図ります。

また、企業や事業所における障がいのある人への理解と雇用促進の啓発を強化します。



「ショーウィンドウのある店」

第4章 基本目標達成のための重点施策

1 福祉サービスの提供体制の基盤整備

(1) 専門人材の確保と育成、サービスの質の向上

障がいのある人が、地域においてその人らしい生活を送るためには、画一的な手法による福祉サービスの提供ではなく、障がい特性や生活環境等に応じた個別支援や多様な福祉サービスが必要とされています。そして、これらの支援やサービスの提供を継続していくためには、多様な経験と高度な専門性のある人材を確保し、育成していく必要があります。特に人材確保については、国全体としての課題であるため、国や県における確保策の活用を検討するほか、本市独自の確保策の拡充についても、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等の事業所の実情や意見を踏まえて検討します。

また、人材育成についても、事業所等と連携して進めるほか、成田市地域自立支援協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の情報共有を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 居住支援と地域支援の一体的な推進

① 地域生活の支援拠点の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくうえで、家族からの自立を希望する人に対する支援、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応が必要な人たちへの支援、医療との連携等の地域資源の活用、夜間も利用可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備といった、多様なニーズに対応できる支援体制としての地域生活支援拠点の充実を図ります。

② 自立生活の援助

障害者支援施設やグループホーム等を出て、地域で生活することを希望する知的障がいや精神障がいのある人の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスが、改正障害者総合支援法（平成30（2018）年4月施行）により新設されました。本市では、障がい者の自立を支援するためのサービス（自立生活援助）の新設につき、地域のサービス事業者との連携を図りながら推進します。

2 相談体制・地域包括ケアの拡充

(1)相談体制の拡充

障がいのある人が、地域において安心して生活をしていくためには、地域で相談支援を受けることのできる場所が必要とされます。そのため、「基幹相談支援センター（ほっとすまいるセンター）」を中心として、引き続き相談支援事業者間のネットワーク化を推進し、情報共有の充実とともに相談支援体制の強化に努めます。

(2)だれもが支え合える共生社会の実現

障がいのある子どもの介護をしながら親の介護を行うケース、引きこもりの長期化や障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうケース等、多様で複合化する課題に直面する人や世帯の増加が今後も見込まれます。地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

本市では、地域福祉計画として位置づけている成田市総合保健福祉計画の趣旨を踏まえ、成田市介護保険事業計画等の福祉関連計画と整合を図りながら、包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決に向けた体制づくりを進めていきます。

(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉事業者、介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

本市では、成田市精神保健福祉推進協議会を、保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置づけており、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進について協議を通じ取り組みます。

3 社会参加の促進と就労支援の充実

(1)障がい者の社会参加の促進

地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会」と定義されています。障がいのある人が、地域で生きがいを持って生活をするためには、積極的な社会参加ができるための包括的な支援体制や、地域住民の協力と理解が不可欠です。

本市では、障がいのある人の健康増進・社会参加を進めるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を推進します。また、障がいのある人の文化芸術活動の推進のため、新たに市内で作品展を開催する機会を設けることや生涯学習の支援を図ります。このように障がいのある人もない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努め、障がいへの理解の促進を図ります。

(2)障がい者の就労支援

本市では、成田国際空港の立地を活かした多様な就労機会があることから、千葉県就労支援ネットワークを活用し、障がいのある人一人ひとりの得意分野を引き出し、それを生かすことができる就労機会の拡大に努めているところです。平成26（2014）年から成田市役所内に設置した「チャレンジドオフィスなりた」では、一般就労と障害福祉サービスの中間的な位置づけとして、民間企業等への一般就労に向けた支援をしています。

引き続き、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努め、加えて、障害者就労施設等からの物品等の調達をより一層推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。

また、法定雇用率の達成に向け、市関係部署の連携を密にして、雇用促進奨励金の制度を周知し、同奨励金の交付を通じ障がい者を雇用した事業主を支援するほか、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

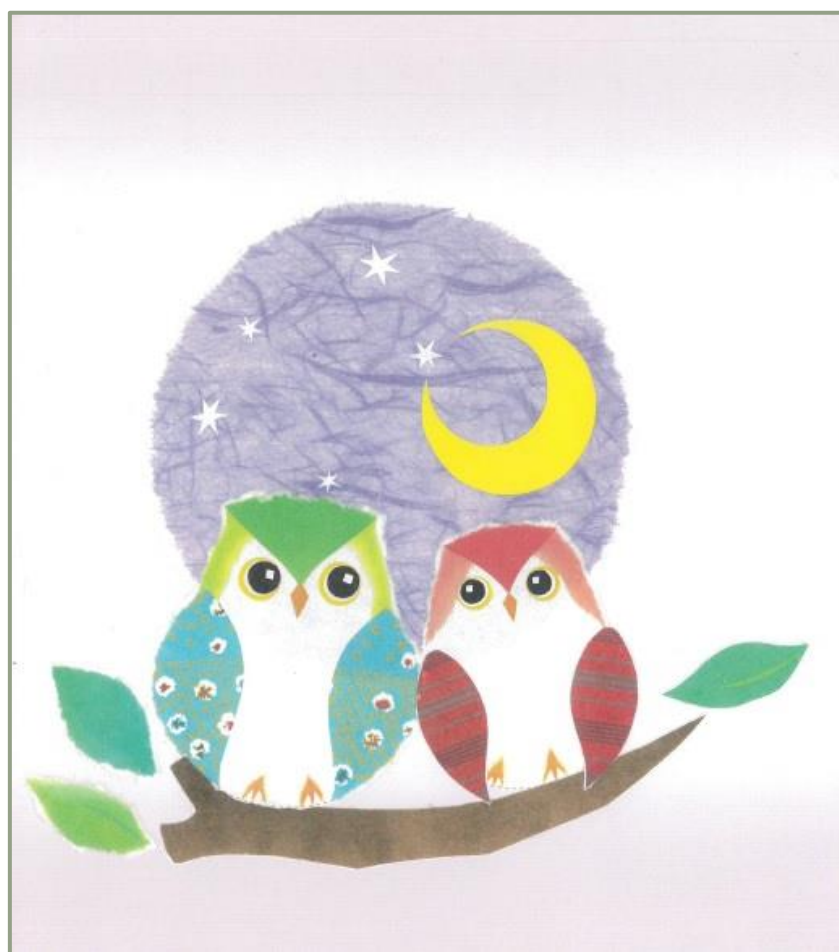
さらに、成田市地域自立支援協議会や障害者就業・生活支援センター、企業等と連携し、雇用開拓、精神障がいのある人の雇用促進、雇用分野における差別の解消に向けた取り組みを進めます。

(3)障がい者の就労定着支援

障がいのある人の就労支援では、就職活動の支援と同様に、新しい環境に慣れ、安定して働くための「職場定着支援」が重要です。就労移行支援では、就労者の定着支援として、職場訪問をして企業の担当者と本人の話を伺い必要な調整を行うなど、職場に対する支援を行っています。しかし、障がいのある人の中には、生活の中での困りごとや悩みごとが増えることで、就労の継続が困難になってしまう方も少なくありません。

障害福祉サービスの一つとして、平成30(2018)年度から「就労定着支援」が創設されました。このサービスは、就労移行支援等を利用した後に一般就労した人のうち、生活のリズムや服薬の調整ができず業務に集中できないといった、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して生活面の支援を行うものです。

本市では、障がいのある人の相談に応じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、就業先の企業担当者や医療機関等との連絡調整や、生活リズムの管理を含めた問題解決に向けて支援を行う「就労定着支援」サービスの充実に向けて取り組みます。



「ふくろう」

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 早期発見・早期支援の取り組み

近年、「発達障がい」の診断を受ける子どもが増加しており、早期の発見や療育支援が求められています。特に成長発達過程にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけではなく、相談支援機関における適切な支援が必要となります。

障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続、連携が求められています。そのため、早期発見、早期支援の観点から、子どもの成長を確認し、保護者の相談の場として、市の乳幼児健診の受診を勧奨するとともに、保育所、幼稚園や病院等と連携し、こども発達支援センター等における相談機能の充実に努めます。

(2) 家庭環境やライフステージ等に応じた児童への支援

障がい児とその家族が安心して地域で暮らしていくためには、その子どもの障がい特性や、本人の個性、家庭環境等、様々な要因に応じて必要な障害福祉サービス等の福祉制度、生活するための様々な支援を利用していくことが重要となります。

乳幼児期や学齢期、特別支援学校等を卒業後、障害福祉サービス等へ移行する際等、ライフステージ等に応じた継続的かつ横断的な支援を行うため、ライフサポートファイルを有効活用しながら、関係者間のネットワークの強化に努めます。

(3) 重症心身障がいや医療的ケアの必要な児童への支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援のサービス等を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の実施を検討します。

医療的ケア児等に対する支援については、支援のニーズが多様であり、多職種連携による一体的な支援が必要となります。今後、増加が見込まれる医療的ケア児等への支援体制を強化するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、関係機関の専門職等が連携を図るための「協議の場」を設置し、課題解決の為に、多職種が協力して支援できる体制を構築します。

また、医療的ケア児等に対する総合的かつ包括的な支援を調整するコーディネーターを配置することにより相談体制の充実に努めます。

さらに、排せつに常時紙おむつ等を使用する状態である医療的ケア児等に対して、紙おむつの一部を給付すること、在宅で利用するたん吸引機等の医療機器が、停電時でも利用できるような、電源装置等を日常生活用具として新たに給付するなど、先行市町村の取り組みを参考にしながら更なる支援策の検討を行います。

(4) 幼保教育、学校教育における障がい児への支援

幼稚園や保育所においては、「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に定めるように、バリアフリー化の推進や職員の適正配置により障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。

また、学校においては、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度）」に定めるように、入園入学から卒業後の進路まで一貫した特別支援教育の充実を図り、医療的ケアや常時介護を必要とする児童に対しても、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣等により、児童生徒の支援体制の整備を図っています。

障がい児が、家庭環境やその障がいの特性に応じて、希望する支援を受け、充実した生活ができるように関係者と連携して支援を行っていきます。



「切り絵」

5 権利擁護の推進

(1) 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 28 (2016) 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)」(以下「障害者差別解消法」という。)及び「障害者の雇用促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)」が改正施行され、地方公共団体においても障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが求められています。

本市では平成 30 (2018) 年 5 月に障がい者にとって身近な地域において、地域の課題を関係機関と当事者の間で把握し、関係機関が共有・連携して解決していくため「成田市障がい者差別解消支援地域協議会」を立ち上げ、これまで主に障がい者の差別に関する事例を関係機関で持ち寄り共有し、差別解消に向けた意見交換を実施する等の取り組みを推進してきました。

今後も継続して成田市障がい者差別解消支援地域協議会での事例検討・情報共有を図るとともに、教育や雇用、社会生活上のあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に努め、関係機関との協働のもと「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう広報活動等を実施し、普及啓発を推進します。

また、教育や雇用、社会活動等あらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの「障害者週間」や毎年 4 月 2 日の「自閉症啓発デー」に合わせた広報活動や講演会の開催等を通じて、普及啓発を推進します。

(2) 虐待防止の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)」に基づき、本市では、虐待が発生してからの支援体制として、「成田市障がい者虐待防止センター」を設置し、通報があった場合の支援体制を整備しました。

虐待を未然に防ぎ、広く障がいのある人の権利を擁護するための取り組みが求められていることから、養護者による虐待の防止については、広報や啓発活動の充実を図り、個別の相談においては障害福祉サービスの利用を勧奨するなどの取り組みを進めます。また、施設職員による虐待防止については、施設職員への研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

(3) 成年後見制度利用の促進

障がいのある人が一人で生活している場合でも、その権利が保障され、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及に努める必要があります。今回のアンケート結果でも顕著でありましたが、障がいのある人においてもこの制度を知らない人が多く、大きな課題と言えます。

このことから、地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、支援が必要な人が必要ときに成年後見制度を利用できるよう、支援体制を整備します。

6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害等において、障がいのある人の個別の特性に十分配慮し、速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等、緊急時の支援体制を拡充する必要があります。

そのため、自力で避難することが困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、避難誘導等の体制について、引き続き、充実を図ります。

また、心身のケアや障がいのために必要な日常生活用具の給付等、障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう整備を進めます。

さらに、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由のある人等、避難所での情報伝達や居住空間に配慮が必要な人、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人等、一般の避難所で生活することが困難な人の支援として、災害発生時に必要に応じて、障害児者入所施設や特別養護老人ホーム等、14か所の入所施設に福祉避難所を設置するための協定を締結しています。

福祉避難所において、それぞれの障がいの特性に配慮した支援が可能となるよう各施設との連携を強化するとともに、通所施設の活用等、福祉避難所の拡充を図ります。

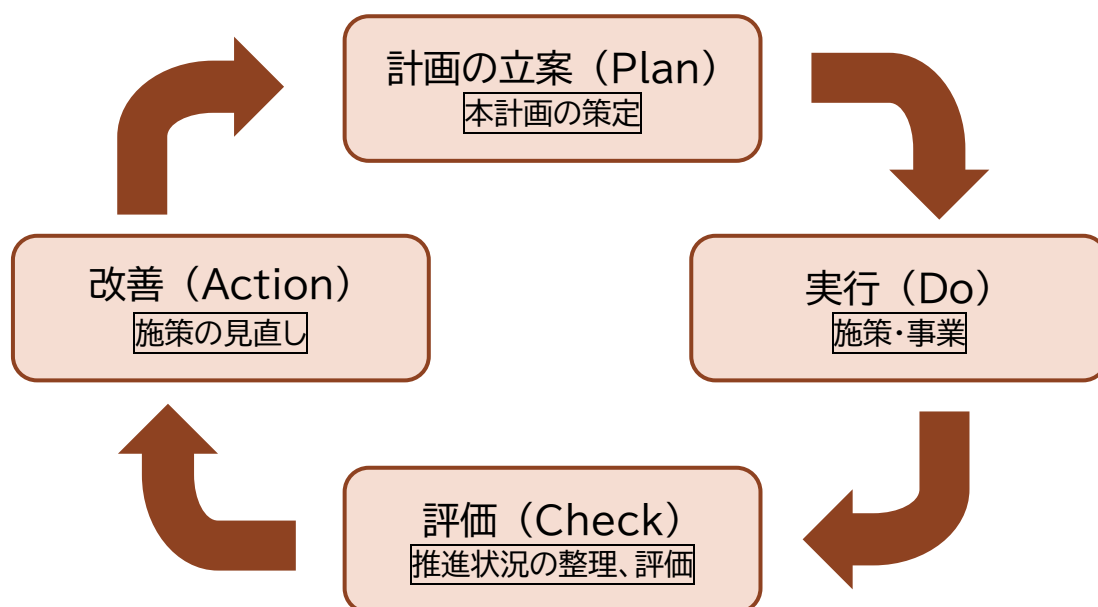


「夕焼け」

第5章 計画の推進体制

1 障がい福祉計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画をめざします。

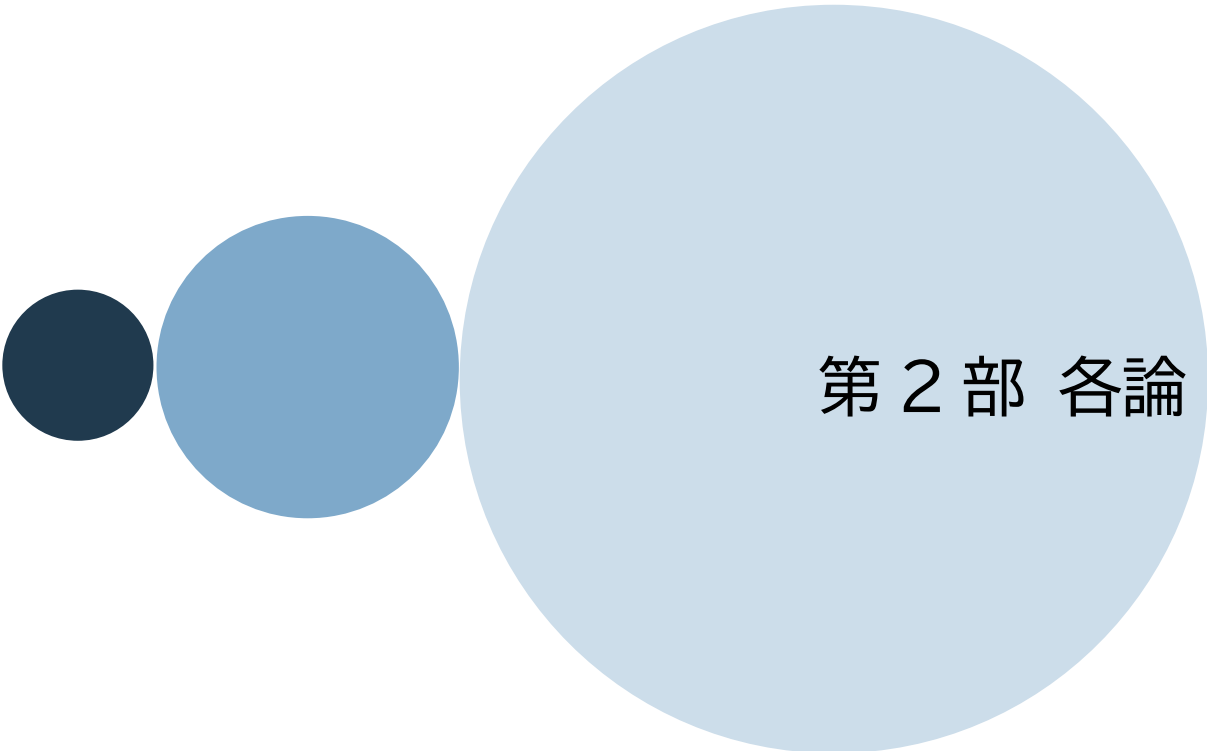


2 市民・事業者との協働

本計画を進めていくために、障がい当事者・家族をはじめとして、事業者、行政や関係機関との連携をより一層強化します。当事者及び関係者の参画意識の向上により一層の協力を得ることを目的として、評価（Check）の段階において、市だけで評価を行うのではなく、障がい当事者・家族及び関係者が参加する「成田市地域自立支援協議会」の協力を得て、本計画の進捗及び推進状況のチェックを行います。

3 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し、専門職の確保や人材育成等、必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



第2部 各論

第1章 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、国の指針により、障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行に関する成果目標を設定しています。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
- ③令和2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。



●成田市の考え方●

- ①令和5年度末時点の施設入所者については、千葉県が新たに創設する「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」による入所調整を見込み、令和元年度末時点から3人増の111人を目標とします。
- ②地域生活への移行については、7人を目標とします。
- ③施設入所者の地域移行を推進するため、地域で安心して生活できる支援体制を整えるほか、グループホームの充実及び整備を推進し、受け皿の確保に努めます。

成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	108人	令和元年度末時点の入所者数
令和5年度末時点の施設入所者（B）	111人	令和5年度の利用人員見込み
【目標】地域生活移行者の増加	7人	（A）のうち、令和5年度までに地域生活に移行する人の目標値
	6.4%	
【目標】施設入所者の削減	-3人	差引減少見込み数（A）－（B）
	-2.7%	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】
- ②令和5(2023)年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。



●千葉県における成果目標●

項目	令和2 (2020)年 度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数(日)	—	316	316	316
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数(人)	4,042	3,590	3,138	2,687
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数(人)	2,843	2,552	2,262	1,972
精神病床における3か月時点の早期退院率	【H29】 70	70	70	70
精神病床における6か月時点の早期退院率	【H29】 83	84	85	86
精神病床における1年時点の早期退院率	【H29】 89	90	91	92
地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利用者数)	—	1,104	1,578	2,052

●成田市の考え方●

令和5年度末長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、次のとおりです。

項目	数値	備考
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	【令和5年度末】 43	千葉県による算出

このことを踏まえ、次のとおり障害福祉サービスの見込量を活動指標として設定します。

活動指標

項目	令和2 (2020)年度 (実績見込)	令和3 (2021)年度 (目標)	令和4 (2022)年度 (目標)	令和5 (2023)年度 (目標)
精神障害者の地域移行支援	3人	3人	3人	4人
精神障害者の地域定着支援	0人	2人	2人	3人
精神障害者の共同生活援助	56人	61人	64人	69人
精神障害者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人

本市における保健、医療、福祉関係者による協議の場である「成田市精神保健福祉協議会」「成田市精神保健福祉協議会幹事会」「専門部会」を通じて、重層的な連携による精神障がい者の地域生活における支援体制の構築を進めます。

具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成要素である

- ・医療
- ・障害福祉・介護
- ・住まい
- ・保健・予防
- ・社会参加（就労・就学等）
- ・地域の助け合い・教育

等の事項について、協議の場を通じ検討を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する評価は、「成田市精神保健福祉推進協議会」にて行います。

これらのことから、次の事項の見込量を設定します。

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における協議の場の開催回数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

活動指標

項目	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度 (目標)	令和4 (2022)年度 (目標)	令和5 (2023)年度 (目標)	備考
協議の場の 開催回数	6回	8回	9回	9回	※1
協議の場への 関係者ごとの 参加者数	60人	80人	90人	90人	※2
協議の場にお ける目標設定 及び評価の実 施回数	0回	1回	1回	1回	

※1 各会議体の開催回数

※2 各会議体の参加者数（延べ数）



「スケートボードダンス

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

●成田市の考え方●

面的整備による拠点整備について、基幹相談支援センターのコーディネーター機能を中心に据え、地域の障がいのある人が安心して生活を継続できるように、障がい特性に合わせた機能の拡充を図ります。

また、基幹相談支援センターの増員や地域の計画相談支援事業所との連携を強化し、相談機能の強化を図ります。

さらに、障がいのある人の緊急的な保護等、地域生活支援拠点における緊急の対応については、市が主体的な責任を負い、緊急時の対応に関わる事業所に対して、事業所が要する人員配置や緊急対応に係る費用をサービス費とは別に支弁し、拠点構築と緊急対応に協力する事業所の負担も考慮しつつ、地域での生活を継続したい障がい者、地域の事業者及び市の三者間において、持続可能な地域生活支援拠点の体制構築を図ります。

- ・基幹相談支援センターの機能強化
職員加配等適正人員の配置
24時間オンコール体制の構築
- ・緊急対応時のコーディネートに対する市独自助成
- ・72時間以内の入所調整
- ・緊急入所から2週間の入所対応に対する施設への市独自助成
- ・障がい者見への制度周知及び利用登録制の導入

成果目標

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備状況	充実・拡張
運用状況の検証及び検討	成田市地域自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討するための会議開催
基幹相談支援センターの人員加配	令和5年度末までに実施
地域生活支援拠点登録者数	令和5年度末までに登録者の募集開始

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和 5（2023）年度における一般就労への移行実績を令和元（2019）年度の 1.27 倍以上とする。
- ②令和 5 年度における一般就労への移行実績を、就労移行支援事業については令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和元年度の概ね 1.23 倍以上をめざす。【新規】
- ③就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度における就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。【新規】
- ⑤一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、令和 2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。



●成田市の考え方●

- ①一般就労への移行者については、令和元年度の実績が 16 人であることから、令和 5 年度において 22 人を目標として、障がいのある人の就労支援を推進します。
- ②令和 5 年度における就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者の目標数を 20 人、就労定着支援事業の利用者数について 9 人を目標とします。

成果目標

項目	数値	備考
令和元（2019）年度中の一般就労への移行者数	16 人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	12 人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1 人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	1 人	令和元年度末の人数
うちその他福祉サービス等からの一般就労移行者数	2 人	令和元年度末の人数
【目標】令和 5（2023）年度中の一般就労への移行者数	22 人	令和元年度実績の 1.27 倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数【新】	16 人	令和元年度実績の 1.30 倍以上
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数【新】	2 人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数【新】	2 人	令和元年度実績の 1.23 倍以上
うちその他福祉サービス等からの一般就労移行者数	2 人	令和 5 年度の見込数
【目標】就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者数【新】	14 人	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割
【目標】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合【新】	7 割	就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和 5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和 5 年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。【新規】
- ④令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。
- ⑤令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】

●成田市の考え方●

- ①成田市こども発達支援センターを本市における障がい児支援の中核的な支援施設と位置づけ、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図ります。
障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。
 - ・障がい児の早期発見、早期支援となるよう、関係部局と連携する中で、障がいの状態、発達の過程や特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。
 - ・必要に応じて※ペアレント・トレーニング等保護者向けプログラムの実施を図ります。
 - ・適正な人員配置、人材育成等質の高いサービス提供の維持のための取り組みを実施します。
 - ・ICT導入による業務効率化を検討します。
※ペアレント・トレーニングとは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。
「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」より引用。
- ②成田市こども発達支援センターの保育所等訪問支援等の訪問支援機能を充実させ、発達に支援が必要な子どもが過ごしなれた環境の中で適切な支援が受けられるよう、地域支援体制の整備を図ります。
- ③医療的ケア児等の支援のために保健、医療、障がい福祉等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、各年 1 回以上開催します。
- ④令和 5（2023）年度末までに、成田市こども発達支援センターに医療的ケア児等に関する

るコーディネーターを1人配置し、保育所、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を強化します。

⑤令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保します。

成果目標

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み※
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み（継続）
重症心身障がいを支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置予定
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新】	配置予定

※成田市こども発達支援センターは、国が定める児童発達支援センターの基準を満たしていません（給食サービスの未実施）が、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施するなど、実質的に児童発達支援センター機能を有しているため、設置済みとしています。



「和」

6 相談支援体制の充実・強化等【新】

成果目標の考え方

●国の考え方●

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。【新規】

●成田市の考え方●

障がい者及び障がい児の相談について、相談者のニーズに対してできる限りの支援を行うためには、多職種による連携が必要です。

多職種による連携には、中心となるコーディネーターが必要不可欠ですが、このコーディネーターの中心的役割を担うのは、基幹相談支援センターとし、障がい児についての相談については、成田市こども発達支援センターが基幹相談支援センターのサポートを行います。

さらに、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい子どもについては、一貫した支援が継続されるように家族や関係機関が情報を共有できるためのツールとして「成田市地域自立支援協議会」により作成された『ライフサポートファイル はばたき』を活用し、相談者のニーズに対する支援を行うとともに更なる普及をめざします。

また、障がい者及び障がい児の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者と連携し、相談支援にあたるほか、相談支援専門員に対して必要な助言・指導を行います。

さらに、市内の病院、医院や訪問看護事業所等の保健医療関係者や地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員との連携も強化し、保健医療、福祉の専門家による多職種が協働して支援します。

上記の方法による多職種の連携による相談支援体制の強化を進めながら、質の高い相談支援体制を維持するため、基幹相談支援センター、成田市こども発達支援センター、市内及び近隣の相談支援事業所における機能と役割分担について整理し、重層的な相談支援体制の構築について検討します。

成果目標

項目	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制【新】	構築

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

成果目標の考え方

●国の考え方●

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。【新規】

●成田市の考え方●

多くの障害福祉サービス事業所が参加できるように市が主催する研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者が、県が開催する虐待等の権利擁護、強度行動障害等に関する内容等の研修に参加することにより質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を図ります。

また、「成田市地域自立支援協議会」において、各事業所間の情報交換・情報共有、困難事例に対する事例検討等様々な勉強会や研修会を実施し、従事者の人材育成及び質の向上を図ります。

さらに、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築を検討するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制の構築を検討します。

成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【新】	構築
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新】	構築

第 2 章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類		サービスの名称	
障害福祉 サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	短期入所（福祉型、医療型）
			生活介護
			療養介護
		施設系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
			自立生活援助
		訓練系・就労系サービス	自立訓練（機能訓練、生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型、B型）
			就労定着支援
	地域相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援	
地域定着支援			

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業の概要

居宅介護	○自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。 【対象者】区分1以上
重度訪問介護	○自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的に 行います。 【対象者】区分4以上の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障 がい者で、一定の条件を満たす者
同行援護	○移動時及びそれに伴う外出先における視覚的情報の支援（代筆、代 読を含む。）と、移動の援護、排せつ、食事等の介護等の援助を行いま す。 【対象者】視覚障がい者で一定の条件を満たす者
行動援護	○危機回避が困難な人等の外出を支援します。 【対象者】区分3以上の知的障がい者又は精神障がい者で、一定の条件 を満たす者
重度障害者等包 括支援	○居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的に行います。 【対象者】区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、一定の 条件を満たす者

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	127人	124人	141人
	計画値	142人	125人	131人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	2,112時間	2,451時間	2,786時間
	計画値	1,107時間	1,140時間	1,175時間
1人あたりの利用時間 B/A		16.6時間	19.8時間	19.8時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は市内に9か所、行動援護の指定を受けた事業所は市内に1か所、同行援護の指定を受けた事業所は市内に4か所あります。
- 利用者数は概ね計画値どおりで推移し、利用時間は計画値を上回っております。
- 福祉に関するアンケート調査では、現在訪問系サービスを利用している割合が0.5～3.9%であるのに対し、サービスを利用したい割合は1割半ば～2割半ばに上ります。特に、居宅介護と行動援護の利用希望が高くなっています。

整備方針と計画値

- 障がいがある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、既存事業者の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。
- 難病患者等のサービス利用については、医療や生活の状況を確認しながら、個別のニーズに応じたサービスの周知に努めます。
- 特に医療的ケアを必要とする人については、保健医療や福祉等の関係機関との連携体制を構築し、多職種による支援の充実を図ります。
- 重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、今後も需要が増えるものと見込み、拡大に対応できるよう事業者に働きかけるとともに、サービスを必要とする人に対して、制度の内容や利用方法について周知を行います。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	147人	149人	155人
実利用時間(1月あたり)	2,911時間	2,950時間	3,219時間

●市内・近隣の事業所●

あい愛ホームヘルプ
生活クラブ風の村介護ステーションなりた
訪問介護事業所新町玲光苑
ニチイケアセンター成田美郷台
ういず・ユー訪問介護ステーション成田
【富里市】千葉総合介護サービス
【酒々井町】訪問介護センタードリーム
【香取市】ニチイケアセンター北佐原
【香取市】ホームヘルプ栗原

居宅介護ステーションりんご
ニチイケアセンター公津の杜
JA成田市ヘルパーステーション美郷
重度訪問介護ソフトケア

【富里市】きよみ介護サービス
【香取市】アースサポート香取
【香取市】こすもす佐原訪問介護
【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食

2 日中活動系サービス

(1)短期入所(ショートステイ)

事業の概要

○介護者の病気や冠婚葬祭時等、短期間、施設で介護サービスを提供します。

【対象者】 区分1以上

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	46人	31人	38人
	計画値	52人	58人	61人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	426日	361日	383日
	計画値	487日	512日	537日
平均利用日数 B/A		9.3日	11.6日	10.1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2年11月現在、短期入所の指定を受けた事業所は市内に5か所あります。

○利用者数及び利用日数は、年度によっては増減がありますが、計画値よりも下回って推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、短期入所サービスを利用している割合が4.4%に対し、サービスを利用したい割合は28.1%に上ります。

○関係団体ヒアリング調査では、長期でショートステイを利用する人が多く、本来の短期入所(ショートステイ)の目的で利用を希望する人が利用できていないと指摘されています。また、精神障がい者の短期入所(ショートステイ)の不足も挙げられています。

整備方針と計画値

○家族の負担軽減(レスパイトケア)や緊急時の対応のため、引き続き市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。また、医療的ケアや強度の行動障がいによる特別支援を必要とする人の短期入所が可能となるよう施設の確保に努めます。さらに、精神障がいのある人の短期入所について、使いやすいサービスとなるよう施設整備の促進に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	47人	47人	49人
実利用日数(1月あたり)	534日	534日	551日

●市内・近隣の事業所●

しもふさ学園

ショートステイ杜の家

【富里市】十倉厚生園

【多古町】第2ひかり学園

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】永幸苑

【八街市】明朗塾

【香取市】佐原聖家族園

【大網白里市】クロス・スピリット

不二学園

さわやかリビング成田

【富里市】協和厚生園

【千葉市】愛育園

【佐倉市】リホープ

【四街道市】下志津病院

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【東金市】ラ・ソスタ※

【旭市】聖母療育園

ショートステイサービス玲光苑

【富里市】富里福葉苑

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】ピクシーフォレスト

【匝瑳市】聖マーガレットホーム

【大網白里市】シエスタ※

【茨城県稲敷市】悠々※

※主に精神障がいのある人の短期入所のための事業所です。



「バラの花」

(2)生活介護、療養介護

事業の概要

生活介護	○常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等や日常生活の支援を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 【対象者】 区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）
療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。 【対象者】 ①ALS患者等で人工呼吸器を使用する区分6の人 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって区分5以上の人 ③平成24（2012）年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所した人、又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していて、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

実績

◆生活介護

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	239人	246人	301人
	計画値	264人	276人	289人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	4,858日	5,098日	6,003日
	計画値	5,269日	5,532日	5,809日
平均利用日数 B/A		20.3日	20.7日	19.9日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆療養介護

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	12人	11人	12人
	計画値	10人	11人	11人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	371日	341日	356日
	計画値	310日	341日	341日
平均利用日数 B/A		30.9日	31日	29.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、生活介護の指定を受けた事業所は市内に8か所あります。
- 生活介護の利用者数及び利用日数は、令和元年度まで計画値をやや下回って推移しています。一方、療養介護についてはいずれも計画値と同程度かやや上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、生活介護を利用している割合が4.9%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%でした。一方、療養介護では利用している割合が1.0%に対し、サービスを利用したい割合は20.2%に上ります。

整備方針と計画値

- 生活介護については、更なる需要の高まりが予測されるため、今後も市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、質の高いサービスを継続的に提供できるよう働きかけます。
- 療養介護については、提供できる事業者が限られているものの、調査結果から今後も需要は継続するものと考えられることから、事業者に対して利用拡大に対する対応についての働きかけを行うほか、制度の内容や利用方法について周知を図ります。

◆生活介護

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	319人	339人	359人
実利用日数(1月あたり)	6,610日	7,024日	7,459日

●市内・近隣の事業所●

かしの木園
 アーアンドディだいえい
 ネクスト名木小
 生活工房
 【佐倉市】生活クラブ風の村とんぼ舎さくら
 【八街市】八街わらの里
 【印西市】いんば学舎・松虫
 【富里市】日吉厚生園
 【多古町】ひかり学園アネックスひまわり

しもふさ工房
 いんば学舎・花かごクローバー
 デイサービスセンター杜の家なりた
 さわやかリビング成田
 【佐倉市】生活クラブ風の村重心通所さくら
 【芝山町】キャンパス
 【富里市】デイとくら・輝
 【多古町】デイサービスセンター多古新町ハウス

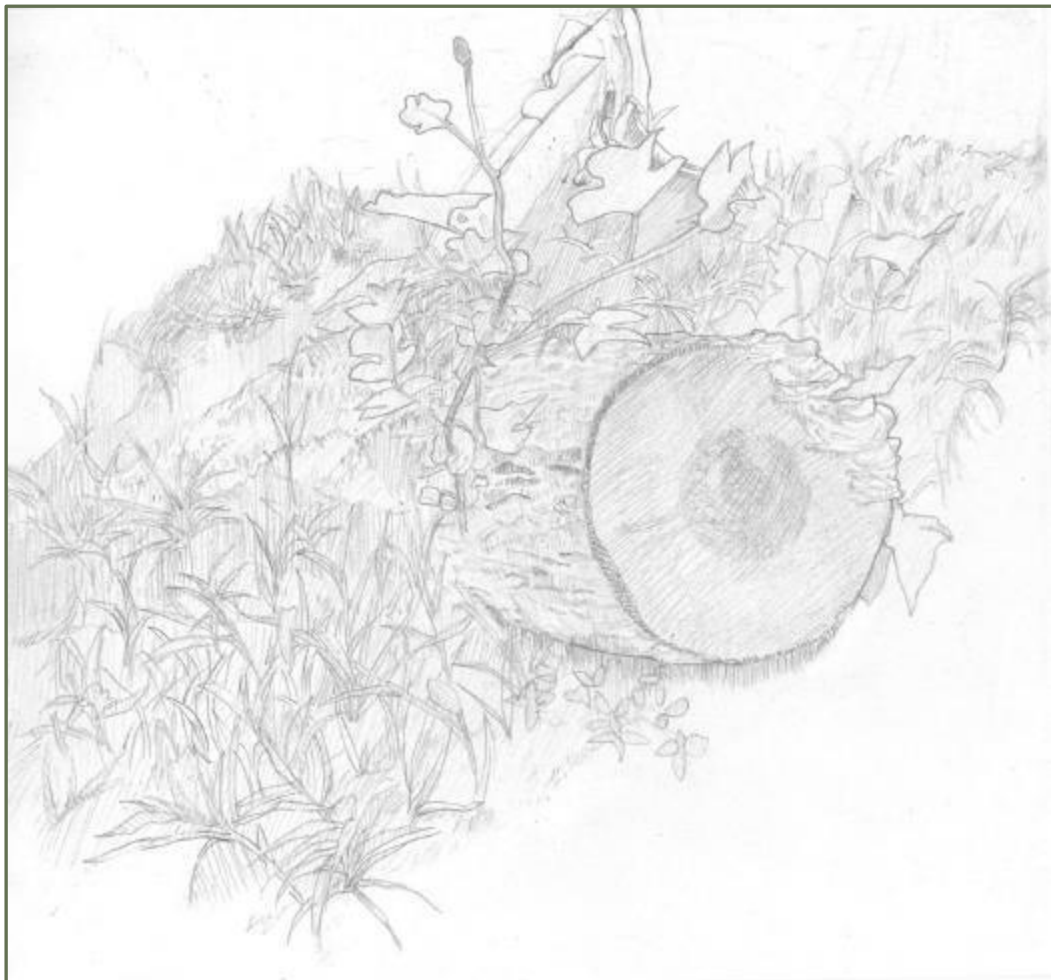
◆療養介護

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	12人	12人	12人
実利用日数(1月あたり)	371日	371日	371日

●市内・近隣の事業所●

【四街道市】下志津病院
【千葉市】千葉東病院
【千葉市】千葉市桜木園

【旭市】聖母療育園
【千葉市】愛育園



「切り株」

3 施設系サービス

(1)施設入所支援

事業の概要

○施設に入所する人への、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【対象者】区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	106人	108人	111人
	計画値	113人	112人	111人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○令和2年11月現在、施設入所支援の指定を受けた事業所は市内に1か所あります。

○福祉に関するアンケート調査では、施設入所支援を利用している割合が1.9%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%に上ります。

○施設入所支援については、地域移行の推進により減少が期待されますが、一方で、サービスの需要に対して、サービスの提供をできる事業所（施設）が限られており、多くの利用希望者が施設入所を待機している現状があるため、減少に転ずるにはしばらく時間を要するものと考えられます。

整備方針と計画値

○施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、施設との連携及び入所調整を進めるとともに、施設入所をする人の中でも、地域の中での在宅生活を希望する人に対しては、地域への移行を支援します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	111人	111人	111人

●市内・近隣の事業所●

しもふさ学園

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】ピクシーフォレスト

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【富里市】協和厚生園

【富里市】富里福葉苑

【匝瑳市】八日市場学園

【多古町】第2ひかり学園

【匝瑳市】聖マーガレットホーム

【佐倉市】リホープ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】永幸苑

【八街市】就職するなら明朗塾

【富里市】十倉厚生園

【匝瑳市】しおさいホーム

【多古町】ひかり学園

【匝瑳市】のさか学園

【香取市】佐原聖家族園



「月夜に、ほうき星」

4 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

事業の概要

○共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	101人	112人	117人
	計画値	92人	100人	109人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、共同生活援助の指定を受けた事業所は、市内に23か所あります。共同生活援助の利用を促進するため、本市では、利用者に対しては家賃助成制度、グループホームを運営する法人に対してはグループホーム等運営費補助金制度により、経済的負担の軽減を図る支援策を実施しています。
- 利用者数は計画値を上回って推移しており、地域移行が推進されてきていることが考えられます。
- 福祉に関するアンケート調査では、グループホームを利用している割合が2.1%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、精神障がい者向けのグループホームが少ない状況にあることのご意見があることから、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を踏まえ、計画値について見込みます。
- 事業所アンケート調査においても、グループホームが不足していることについて指摘があるほか、家賃助成等の運営費補助についても拡充を希望する意見が挙がっています。

整備方針と計画値

- 第5期計画期間中においても、需要に対して市内のグループホームの整備が進んでいません。「親亡き後」や介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下や、施設や病院からの地域移行等を見据え、グループホームへの入居に関する需要を踏まえ、計画値を見込みます。
- 市内におけるグループホームの整備計画については、既存のグループホームに限らず、日中サービス支援型指定共同生活支援等新たな形態の整備についても事業者の新規参入を促すほか、施設整備費や運営費に対して市独自の補助を実施するなど、知的障がい者、精神障がい者やその家族等の様々なニーズに基づいたグループホームの整備・拡充を図ります。
- 質の高いサービスが継続して提供されるように、サービス事業者との連携を図ります。

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	計画値	126人	133人	143人
市内新規施設 整備目標数	整備数	1か所	2か所	2か所

●市内・近隣の事業所●

さわやかリビング 1 番館	宝田ホーム
みやしもホーム	しんまちホーム
あっとほーむ田町	なのはな荘
田町ホーム	ホーム・しらゆり
ビーアンビシヤス加良部寮	ビーアンビシヤスマごころの家
サザンカの里	さざんか荘
あじさい荘	本三里塚ホーム
菜の花ホームズ(小野ホーム・成井ホーム・高ホーム・青新ホーム・フレンドリーホーム・中里ホーム・うぐいすホーム・まなむすめホーム・メゾンドゥコルザ)	

(2) 自立生活援助

事業の概要

○施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により相談や支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	0人	0人
	計画値	1人	3人	5人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、自立生活援助の指定を受けた事業所は市内にありません。
- 利用者数は0人と、計画値を下回って推移しています。
- 地域移行を推進するうえで、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や必要に応じて随時に相談対応するなどの支援を行う本サービスは重要となります。
- 福祉に関するアンケート調査では、自立生活援助を利用している割合が1.1%に対し、サービスを利用したい割合は24.0%に上ります。

整備方針と計画値

- 地域での生活への移行に伴い、需要の高まりが予測されます。市内に限らず広域的な取り組みの中で、新規事業者の参入を促進するとともに、市内及び近隣の事業所の協力を得てサービス提供に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	1人	2人

●市内・近隣の事業所●

【八千代市】レーヴェン勝田台

5 訓練系・就労系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)

事業の概要

○自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間(原則2年間)必要な訓練を行います。

実績

◆自立訓練(機能訓練)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	1人	2人
	計画値	2人	2人	2人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	20日	21日	44日
	計画値	46日	46日	46日
平均利用日数 B/A		20日	21日	22日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆自立訓練(生活訓練)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	6人	7人	7人
	計画値	5人	6人	6人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	55日	108日	112日
	計画値	79日	90日	90日
平均利用日数 B/A		9.2日	15.4日	16日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2年11月現在、市内に自立訓練(機能訓練)の指定を受けた事業所は1か所あります。
利用者数及び利用日数は、令和2年度については、計画値で推移しています。

○令和2年11月現在、市内に自立訓練(生活訓練)の指定を受けた事業所は1か所あります。

○福祉に関するアンケート調査では、自立訓練を利用している割合が3.6%に対し、サービスを利用したい割合は31.4%に上ります。

整備方針と計画値

○一定期間（原則2年間）身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、より豊かな地域生活を送るための支援を図ることを目的とし、当事者への周知等利用の拡大を図るほか、今後も市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

◆自立訓練(機能訓練)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	44日	66日	66日

◆自立訓練(生活訓練)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	7人	7人	7人
実利用日数(1月あたり)	110日	110日	110日

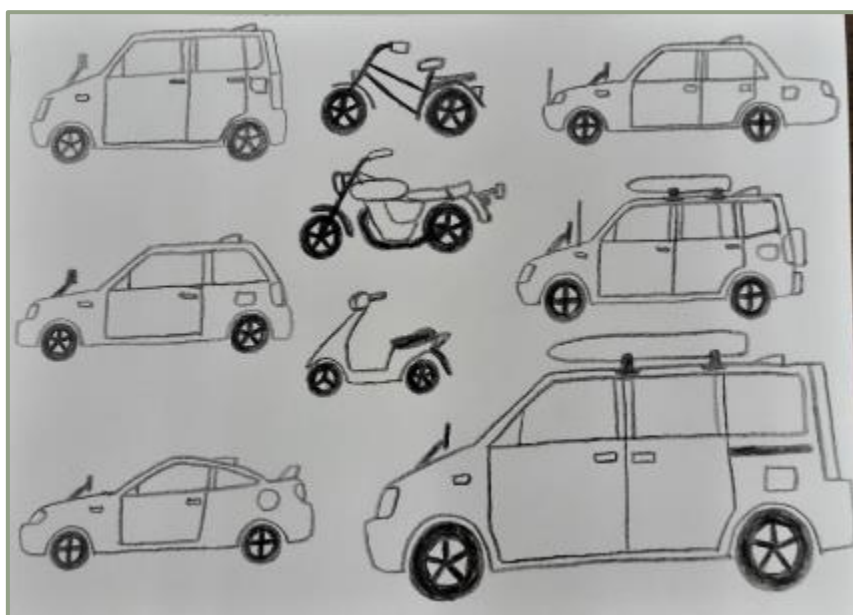
●市内・近隣の事業所●

(医)透光会ひだまり(生活訓練)

【佐倉市】かぶらぎワークセンター(生活訓練)

【千葉市】更生園(機能訓練・生活訓練)

【酒々井町】さいわい(生活訓練)



「いろいろな車とバイク」

(2)就労移行支援

事業の概要

○企業等での就労を希望する人に、一定期間（原則2年間）必要な訓練を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	27人	26人	31人
	計画値	24人	26人	27人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	461日	401日	591日
	計画値	445日	481日	519日
平均利用日数 B/A		17.1日	15.4日	19.1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、就労移行支援の指定を受けた事業所は市内に2か所あります。
- 令和元年度は、概ね計画値どおりですが、その他の年度は計画値を上回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、就労移行支援を利用している割合が1.9%に対し、サービスを利用したい割合は30.7%に上ります。

整備方針と計画値

- 就労移行支援は障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	31人	33人	35人
実利用日数(1月あたり)	595日	633日	672日

●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー

【佐倉市】就職するなら明朗アカデミー・佐倉キャンパス

【八街市】就職するなら明朗アカデミー・八街キャンパス

【四街道市】障害者就労・生活サポートピース

ビーアンビシャス

【船橋市】ディーキャリア船橋オフィス

【富里市】ワークわく・きよさと

(3)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

事業の概要

○企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。

実績

◆就労継続支援(A型)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	28人	29人	30人
	計画値	24人	26人	28人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	511日	538日	530日
	計画値	426日	460日	496日
平均利用日数 B/A		18.3日	18.6日	17.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆就労継続支援(B型)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	129人	135人	145人
	計画値	119人	128人	139人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	2,366日	2,437日	2,768日
	計画値	2,257日	2,438日	2,633日
平均利用日数 B/A		18.3日	18.1日	19.1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○就労継続支援(A型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和2年11月現在、就労継続支援(A型)の指定を受けた事業所は、市内に1か所あります。利用者数、利用日数ともに計画値を上回っています。

○就労継続支援(B型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和2年11月現在、就労継続支援(B型)の指定を受けた事業所は、市内に7か所あります。利用者数及び利用日数は、年々増加しています。

○福祉に関するアンケート調査では、就労継続支援を利用している割合が5.1%に対し、サービスを利用したい割合は29.5%に上ります。

整備方針と計画値

○地域での生活への移行が進むことや生活の自立をめざす人の増加が見込まれることから、更なる需要の高まりが予測されます。需要の高まりの予測に対して、本市においては就労継続支援（A型）の不足が顕著と言えることから、市内及び近隣の事業所の協力を得て利用施設の確保に努めます。

○「障害者優先調達推進法」に基づき策定した「成田市障がい者就労施設等からの調達方針」に則り、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障がいのある人の多様な就労機会を確保し、施設運営の支援拡大を図ります。

◆就労継続支援(A型)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	30人	31人	31人
実利用日数(1月あたり)	555日	575日	575日

◆就労継続支援(B型)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	153人	155人	158人
実利用日数(1月あたり)	2,898日	2,936日	2,993日

●市内・近隣の事業所●

ビーアンビシヤス(A型・B型)
 成田市のぞみの園(B型)
 いんば学舎・花かごオーリーブ(B型)
 杜の家なりた(B型)
 【富里市】地域生活支援大地(B型)
 【富里市】ワークわく・きよさと(B型)
 【酒々井町】ワーク・かなえ(B型)
 【香取市】栗源協働支援センター(A型)

アーアンドディだいえい(B型)
 かしの木園(B型)
 (医)透光会ひだまり(B型)
 【佐倉市】あらた(A型)
 【富里市】三愛ワークス(B型)
 【八街市】就職するなら明朗塾(B型)
 【酒々井町】美能(B型)
 【香取市】栗源第一薪炭供給所(B型)

(4)就労定着支援

事業の概要

○一般就労した人が、職場に定着できるよう生活面で支援する事業です。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	5人	16人	18人
	計画値	0人	2人	4人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	5日	16日	31日
	計画値	0日	8日	16日
平均利用日数 B/A		1日	1日	1.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 就労定着支援は、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスとして設けられています。令和2年11月現在、就労定着支援の指定を受けた事業所は、市内に1か所あります。
- 利用者数及び利用日数は計画値を上回っており、増加傾向にあります。
- 福祉に関するアンケート調査では、就労定着支援を利用している割合が1.1%に対し、サービスを利用したい割合は28.9%に上ります。

整備方針と計画値

- 就労定着支援は前述の就労移行支援と同様に、障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	18人	19人	21人
実利用日数(1月あたり)	31日	33日	36日

●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー
【千葉市】LITALICO ワークス千葉

【富里市】ワークわく・きよさと
【千葉市】Melk 千葉 office

6 地域相談支援

(1) 計画相談支援

事業の概要

計画相談支援	○障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	○障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	○居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

実績

◆計画相談支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	139人	127人	141人
	計画値	104人	112人	121人

令和2年度の実績値は見込値となります。

◆地域移行支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	1人	4人
	計画値	3人	4人	4人

令和2年度の実績値は見込値となります。

◆地域定着支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	1人	2人	3人
	計画値	2人	2人	3人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、指定特定相談支援事業所は市内に8か所あります。計画相談支援の利用者数は計画値を上回り推移しています。
- 地域移行支援については、令和元（2019）年度まで計画値を下回って推移しています。
- 地域定着支援については、概ね計画値どおりに推移しています。

整備方針と計画値

- 通所系サービス等、在宅の障害福祉サービスの利用者の増加を踏まえ、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保について、新たな事業者の参入を働きかけるとともに、質の高い相談支援サービスが提供されるよう、成田市地域自立支援協議会相談支援部会における協議や研修体制の充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援実利用者数 (1月あたり)	141人	142人	144人
地域移行支援実利用者数 (1月あたり)	3人	3人	4人
地域定着支援実利用者数 (1月あたり)	2人	2人	3人

●市内・近隣の事業所●

相談支援事業所新町デイサービスセンター玲光苑
 菜の花会相談支援事業所※
 成田地域生活支援センター※
 あい愛ケアプラン
 【香取市】ルートデザイン
 【富里市】千葉総合介護サービス
 【佐倉市】生活クラブ風の村相談支援事業所こもれびさくら

ささえあい
 地域生活支援センターサザンカの里※
 居宅介護支援センター杜の家なりた
 成田・地域でともに歩む会・かたつむり
 【八街市】相談支援事業所 MEI
 【酒々井町】相談支援センターかなえ

※地域移行支援、地域定着支援も実施

第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称		
必須事業	理解促進研修・啓発事業		
	自発的活動支援事業		
	相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター
			市町村相談支援機能強化事業
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
		成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業		
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（常勤）	
		手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	
		声の広報配布事業	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練等支援用具	
		自立生活支援用具	
		在宅療養等支援用具	
		情報・意思疎通支援用具	
		排せつ管理支援用具	
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)		
	手話奉仕員養成研修事業		
	移動支援事業	個別・グループ支援型	
		車両移送型	障害者通所施設等運営事業
			障害者移送サービス事業
福祉タクシー事業			
障害者通所施設交通費助成事業			
身体障害者自動車改造費助成事業			
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業			
福祉カー貸付事業			
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型		
	地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型		
任意事業	日中一時支援事業		
	福祉ホーム運営費補助事業		
	障害者グループホーム等運営費補助金事業		
	訪問入浴サービス事業		
	居住体験支援費助成事業		
	紙おむつ給付事業		
	寝具乾燥サービス事業		
	配食サービス事業		
	緊急通報装置設置事業		
	徘徊高齢者等家族支援サービス事業		
	グループホーム等家賃助成事業		
	障害福祉サービス等利用者負担助成事業		
	児童福祉施設入所負担金助成事業		
	知的障害者職親委託事業		

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

事業の概要

- 地域の住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
	講演会・ パンフレット配布 による周知	講演会・ パンフレット配布 による周知	講演会・ パンフレット配布 による周知

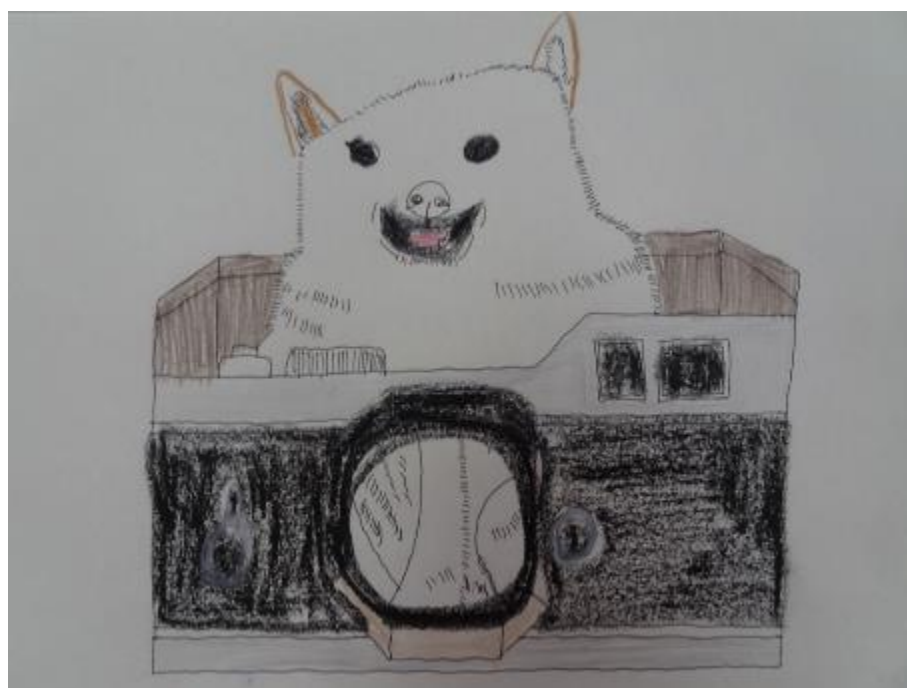
現状と課題

- 障害者差別解消法の施行に合わせた市民向け講演会、健康福祉まつりでの講演会「メンタルヘルスフェア成田」、当事者団体と協働した啓発イベントを開催するなど、障がいへの理解や権利擁護等について啓発に取り組んでいます。
- 「自閉症啓発デー」に合わせ、市役所本庁舎市民ロビーで、「自閉症のひとたちの絵画展」を開催しています。
- 「障害者週間」に合わせて、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、広報なりた12月1日号において、障がい者や障がい福祉等についての関心と理解を深めるための記事を掲載し、周知と啓発を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」は26.2%、「少しある」は27.0%に上ります。さらに、差別や嫌な思いをした場所については、「学校や職場」が47.2%、「仕事を探すとき」が24.8%、「公共交通機関」が24.4%、「商業施設」が21.3%となっています。前回の調査との比較により大きな差が見られないため、職場や地域における障がい者理解を一層促進する必要があります。

整備方針と計画値

- 広く地域社会全体において、障がいや、障がいを抱えて生活する人に対する理解が進むように、町内会や区長、民生委員・児童委員等への働きかけを行います。また、障がいのある人もない人も参加、学習できるような講演会、研修会又はイベントを実施し、啓発活動を継続していきます。
- 障がいに対する差別解消と合理的配慮の必要性に対する理解を促進するため、成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催を通じて、事例対応の蓄積や合理的配慮の必要性及び差別解消に向けての活動について、関係機関との連携を強化します。
- パラスポーツの体験ができるイベントの開催や障がいのある人による作品展を開催するなど、障がいのある人がスポーツ活動・文化芸術活動等に参加する機会の拡大を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催内容及び施策等	事例の蓄積	事例の共有	市民への周知



「白紫カメラ」

(2)自発的活動支援事業

事業の概要

○障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピア・サポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実施の有無	実施	実施	実施

○本市では当事者会や家族会が活動しており、各団体の連絡組織として「成田市福祉連合会」が活動しています。本市ではこの連合会の活動を支援しています。

現状と課題

○事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、防災訓練への参加を通して防災時の必要な行動をシミュレーションするほか、福祉避難所等の活用や避難行動要支援者制度の周知と利用方法に関する周知が必要であるとの意見が挙げられています。

○在宅での医療的ケアに必要な医療機器等の災害時の停電に対する電源確保も問題であり、これらに対する対応についても検討すべきであるとの意見が挙げられています。

整備方針と計画値

○成田市福祉連合会への支援と協力を強化するとともに、障がいのある人がボランティア活動や同じような立場や状況にある人への支援（ピア・サポート）等、自らの意思で参加する機運が高まるための支援策を検討します。また、各自の防災意識を高めるための講演会等の開催を周知するほか、個別支援計画の中でも防災時の行動を見込む方法を検討するなど、当事者及び関係者の防災に対する意識を高めるための支援策を検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施の有無	検討	実施	実施

(3)相談支援事業

事業の概要

○障がいのある人に対して総合的な相談支援を行います。

相談支援事業	○障がいのある人に対する相談支援を行います。
障害者相談支援事業	○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。
基幹相談支援センター	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者からの相談支援を総合的にを行います。
市町村相談支援機能強化事業	○相談支援機能強化のため、相談支援に専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	○公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談、助言を行います。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施

現状と課題

- 保健福祉館内で運営している成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）に、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がいのある人やその家族、支援者等の相談支援や情報提供、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を行っています。
- 成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）を基幹相談支援センターに位置づけるとともに、同センターが事務局を担う成田市地域自立支援協議会に相談支援部会を設置し、相談支援専門員の支援スキルの向上、相談支援事業所の連携強化等により、地域の相談支援体制の充実を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、相談支援を利用している割合が11.8%に対し、サービスを利用したい割合は44.4%に上ります。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、市内における相談支援員の不足や、市役所内においての縦割りの弊害があり、相談をする対象としてわかりづらいという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

- 障がいのある人の総合的な相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター等その他の関係者等との連携体制を強化し、相談する方の抱える環境や希望に配慮しながら、多職種による支援が実現するための相談支援体制の充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施

(4)成年後見制度利用支援事業

事業の概要

- 判断能力が不十分で身寄りがない人等の権利を擁護することを目的に、成年後見制度利用を促進するため、申し立てに要する経費や、後見人等の報酬を助成します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	16人	9人	12人
	計画値	14人	14人	15人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 利用者数は平成30年度については計画値を上回っていましたが令和元年度以降は計画値を下回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、成年後見制度について「名称も内容も知っている」が22.7%である一方、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.1%、「名称も内容も知らない」が35.9%に上り、成年後見制度のさらなる周知が求められます。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、福祉に関するアンケート調査と同様に、障がいのある人本人や障がいのある人の保護者や関わる人であっても成年後見制度の理解やその利用が進んでいないこと、学習する機会が少ないこと等が意見として挙げられています。

整備方針と計画値

- 令和4（2022）年度を目途に成年後見に係る周知啓発や申し立て等権利擁護支援のコーディネート等の役割を担う中核機関として、「（仮称）成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度活用のための施策を強化します。また、パンフレットの配布や成年後見制度に関する勉強会、研修会を開催し、制度の周知と活用推進に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	18人	21人	24人

(5)成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実施の有無	実績値	検討	検討	検討
	計画値	検討	検討	実施

現状と課題

- 研修等による啓発活動のほか、法人後見が可能となる体制の整備を進めていくことが求められています。令和2年度には実施する予定でしたが、検討中となっています。

整備方針と計画値

- 令和4（2022）年度を目途に成年後見に係る周知啓発や申し立て等権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、支援が必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、支援体制を整備します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施の有無	検討	検討	実施

(6)意思疎通支援事業

事業の概要

手話通訳者設置事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人との意思疎通を図るため、手話通訳者を市役所に設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人と意思疎通を図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
声の広報配布事業	○視覚に障がいのある人のために「広報なりた」「議会だより」の録音CD(デージー(※)対応)又は録音テープを配布します。

※「デージー」とは、録音された音声データに目次や見出し等の情報を記録し、必要な情報を容易に検索し、聞くことができるために加工した音声データです。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	実績値	1.5人	1.5人	2人
	計画値	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)※	実績値	45人	46人	50人
	計画値	48人	51人	55人
声の広報配布事業(実利用者)	実績値	17人	16人	16人
	計画値	19人	20人	21人

※実利用者のほか、21団体の各講演会に派遣を行いました。
令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業、声の広報配布事業ともに、実利用者数は計画値をやや下回って推移しています。
- 手話通訳や要約筆記をはじめとする、聴覚障がいのある人の情報保障を目的とした事業の充実について協議するため、平成28(2016)年11月に施行した「成田市意思疎通支援事業実施要綱」に基づき、平成29(2017)年6月に、聴覚障がいのある人、手話通訳者、市職員で構成する「成田市意思疎通支援事業運営委員会」を設置しました。

整備方針と計画値

- 成田市意思疎通支援事業運営委員会において、ニーズや課題の把握、解決策の検討等を行い、より充実した制度利用が図られるようにします。
- 意思疎通が困難となる様々な要因に応じた意思疎通支援の検討と実践のため、成田市意思疎通支援事業運営委員会について、視覚障がい、失語症や難病等の支援を行う関係者等の新たな参加を検討します。
- 手話通訳及び要約筆記については、手話通訳依頼の需給状況等を踏まえ、タブレットの利用による遠隔手話サービスの実施について検討します。
- 声の広報配布事業については、本事業を支える音訳ボランティアを増やすための施策を展開します。
- 失語症者に対する意思疎通支援事業については、千葉県言語聴覚士会や千葉県が養成する意思疎通支援者との調整を図りながら、本市におけるニーズを勘案し、支援者派遣事業の実施について検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)	55人	57人	59人
声の広報配布事業(実利用者)	16人	16人	17人

(7)日常生活用具給付等事業

事業の概要

日常生活用具給付等事業	○障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練等支援用具	○特殊寝台、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	○入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	○ネブライザー、たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	○携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭等
排せつ管理支援用具	○ストーマ装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	○小規模な段差解消等の改修工事

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護・訓練等支援用具	実績値	14件	11件	10件
	計画値	8件	9件	9件
自立生活支援用具	実績値	19件	21件	27件
	計画値	25件	26件	28件
在宅療養等支援用具	実績値	17件	15件	15件
	計画値	13件	13件	14件
情報・意思疎通支援用具	実績値	21件	12件	20件
	計画値	26件	28件	29件
排せつ管理支援用具	実績値	400件	402件	418件
	計画値	410件	430件	451件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実績値	0件	0件	4件
	計画値	5件	6件	6件

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 介護・訓練等支援用具、在宅療養等支援用具の利用件数については、計画値をやや上回って利用がみられます。
- 自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作用具（住宅改修費）については、計画値を下回って利用がみられます。
- 関係団体ヒアリング調査では、医療的ケアが必要な方に対して、停電時に利用できる電源や足踏み式たん吸引機等の用具を給付する他市を参考にし、日常生活用具として給付してほしいとの意見が挙がっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、日常生活用具又は市の障がい福祉施策のいずれかにおいて、障がい児に対して紙おむつの給付をしてほしいという意見が挙がっています。

整備方針と計画値

- 事業者と調整しながら、利用者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業等を通じて給付が必要な人の把握、周知による利用促進を図ります。さらに近隣他市の独自給付についても研究しながら、必要に応じて新たな用具の給付も検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護・訓練等支援用具	11件	11件	11件
自立生活支援用具	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	420件	430件	440件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6件	6件	6件

(8)手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

- 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実修了者数	実績値	28人	24人	27人
	計画値	40人	40人	40人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 研修は前期と後期の2課程で構成され、前期では広く興味のある人を対象に入門課程を、後期では前期研修を修了した人を対象に基礎課程を実施しています。
- 後期課程を修了した人は、「手話通訳者」として実務にあたるための技能と経験を身につけ、通訳者としての資格取得を目的として県が実施する「手話通訳者養成講座」を受講することができます。
- 修了者数は計画値に対し、下回って推移しています。

整備方針と計画値

- 聴覚障がいに対する理解と協力を求めるため、身近な地域でより多くの手話奉仕員が活動できるように、養成研修の普及及び人材の育成に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実修了者数	40人	40人	40人

(9)移動支援事業

事業の概要

○屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	57人	54人	60人
	計画値	62人	65人	68人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	300時間	285時間	348時間
	計画値	361時間	379時間	398時間
1人あたりの利用時間B/A		5.3時間	5.3時間	5.8時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、移動支援事業を実施する事業所は市内に5か所あります。
- 利用者数及び利用時間は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、移動支援事業を利用している割合が4.0%に対し、サービスを利用したい割合は28.8%に上ります。

整備方針と計画値

- 安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、サービス事業者に対して新たな参入を働きかけます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	69人	71人	73人
実利用時間(1月あたり)	405時間	418時間	435時間

●市内・近隣の事業所●

生活クラブ風の村介護ステーションなりた
居宅介護ステーションりんご
JA 成田市ケアセンター美郷
【富里市】千葉総合介護サービス

訪問介護事業所新町玲光苑
あい愛ホームヘルプ
【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食
【四街道市】障がい者就労・生活さぽーとピース

(10)地域活動支援センター

事業の概要

地域活動支援センター	○創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型	○精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	○雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
市内施設利用分	実績値	3か所	3か所	3か所
	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績値	115人/年	110人/年	118人/年
	計画値	144人/年	151人/年	159人/年
市外施設利用分	実績値	3か所	3か所	5か所
	計画値	4か所	5か所	5か所
	実績値	7人/年	6人/年	7人/年
	計画値	8人/年	9人/年	9人/年

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、地域活動支援センターⅠ型は市内に2か所、Ⅱ型は市内に1か所あります。Ⅲ型の事業所は市内にありません。
- 令和元年度から、障がい児も利用が可能となるように、地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型の年齢要件の引き下げを行いました。
- 利用者数は、いずれも計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、地域活動支援センターを利用している割合が4.4%に対し、サービスを利用したい割合は26.6%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、送迎サービスに限りがあることで、サービス内容に地域差

が生じてしまっているほか、公共交通機関を利用できない人にとっては利用が困難な状況になっているとの指摘があります。

整備方針と計画値

○引き続き需要が高まることが見込まれることから、障がいのある人の生活実態やニーズ等を十分に考慮しながら、広域での連携を含めて利用施設を確保します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市内施設利用分	3か所	3か所	3か所
	121人/年	122人/年	124人/年
市外施設利用分	5か所	5か所	5か所
	9人/年	9人/年	9人/年

●市内・近隣の事業所●

成田地域生活支援センター(Ⅰ型)
 新町デイサービスセンター玲光苑(Ⅱ型)
 【千葉市】らいおん千葉(Ⅲ型)

地域生活支援センターサザンカの里(Ⅰ型)

【香取市】らいおん香取(Ⅲ型)



「卓球の試合」

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業の概要

○障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	69人	61人	53人
	計画値	75人	80人	86人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	504日	378日	290日
	計画値	473日	506日	541日
1人あたりの利用日数B/A		7.3日	6.2日	5.5日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、日中一時支援事業を実施する事業所は市内に15か所あります。
- 利用者数は、計画値をやや下回って推移しており、利用日数は令和元年度以降計画値を下回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、日中一時支援事業を利用している割合が6.3%に対し、サービスを利用したい割合は27.4%に上ります。

整備方針と計画値

- 現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	72人	73人	73人
実利用日数(1月あたり)	446日	452日	452日

●市内・近隣の事業所●

不二学園
しもふさ工房
ビーアンビシャス
成田・地域でともに歩む会かたつむり
おもちゃ箱なりた

かしの木園
アーアンドディだいえい
生活工房
(医)透光会ひだまり
成田市あじさい工房

幸町ルーム
ネクスト名木小
いんば学舎・花かご
ぱすてる
成田市のぞみの園

(2)訪問入浴サービス事業

事業の概要

○自宅での入浴が困難な障がいのある人等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	13人	14人	16人
	計画値	14人	14人	15人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○令和2年11月現在、訪問入浴サービスを実施する事業所は、市内に3か所、市外に2か所あります。

○利用者数は、概ね計画値どおりで推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、訪問入浴サービスを利用している割合が2.0%に対し、サービスを利用したい割合は16.9%に上ります。

整備方針と計画値

○現行体制を維持しつつ利用者数の増加に対応した適切なサービスの提供に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	16人	17人	18人

●市内・近隣の事業所●

訪問入浴介護事業所玲光苑
ケアスタッフ成田
【多古町】訪問入浴きぼう

アースサポート成田

【香取市】ニチイケアセンター北佐原

(3) 居住体験支援費助成事業

事業の概要

○地域で自立した生活をめざす障がいのある人に、体験的宿泊ができる居室環境を提供し、一人暮らしに必要な生活能力の向上に向けた支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	2人	1人	4人
	計画値	5人	7人	10人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○利用者数は計画値を下回って推移しています。平成29(2017)年度に創設した事業のため、対象者及び関係者への周知を図る必要があります。

整備方針と計画値

○障がいのある人やその家族、支援者への周知を図り、病院や施設からの地域への移行を推進し、より多くの障がいのある人が、地域で自立した生活を続けることができるよう、利用の周知を図るほか、利用機会を確保します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	5人	7人	7人

(4)知的障害者職親委託事業

事業の概要

- 知的障がいのある人の援護に熱意を有する事業経営者等（職親）のもとで、就労をめざした生活指導や技能習得訓練等を実施します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	2人	2人	2人
	計画値	2人	3人	3人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 利用者数は概ね計画値どおりに推移しています。
- 新規で職親を希望する事業経営者等がいなく、現在、職親委託をしている事業経営者等も高齢化し、継続することが困難となってきています。

整備方針と計画値

- 知的障がいのある人の就労支援と地域生活支援の一環として、利用機会を確保します。

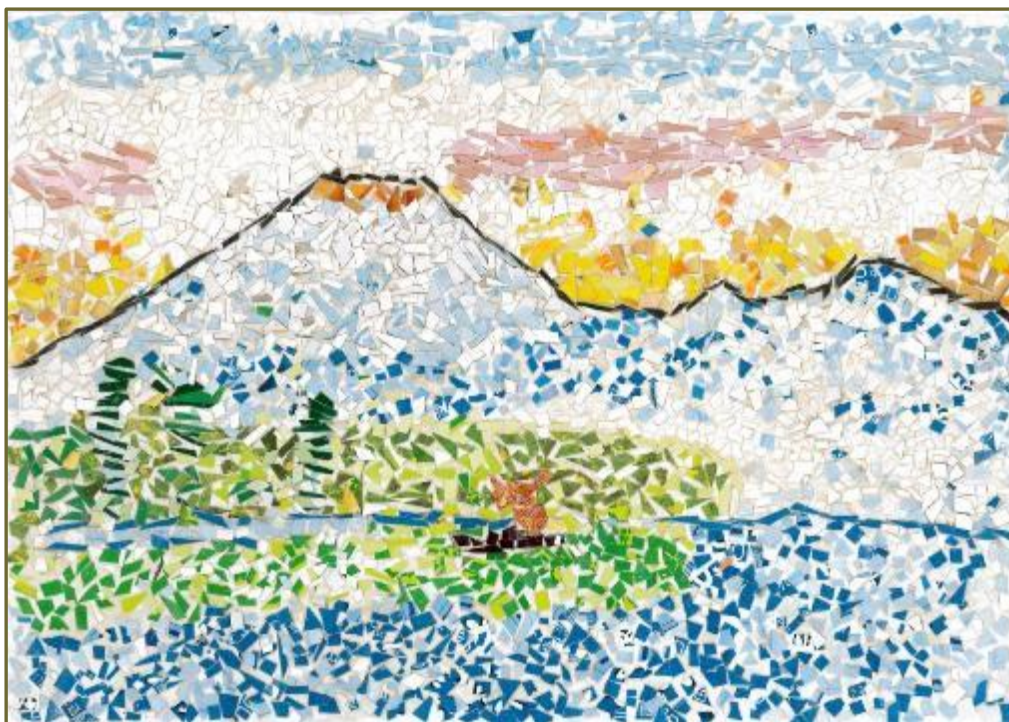
区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	2人	2人	2人

第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		医療型児童発達支援
		保育所等訪問支援
	障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
障害児入所支援※	福祉型、医療型	

※障害児入所支援については千葉県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。



「富士山」

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

事業の概要

児童発達支援	○障がいや発達に遅れのある就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等デイサービス	○障がいや発達に遅れのある学齢期以降の児童に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と連携して児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービスです。

実績

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	334人	360人	363人
	計画値	245人	265人	286人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	2,886日	2,723日	2,810日
	計画値	2,371日	2,560日	2,765日
1人あたりの利用日数 B/A		8.6日	7.6日	7.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けた事業所は市内に17か所あります。
- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値を大きく上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、児童発達支援を利用している割合は55.9%、放課後等デイサービスを利用している割合が43.2%となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、よりきめ細かな対応を可能とするために人員配置の工夫や職員の負担軽減が求められています。

整備方針と計画値

- 身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けることができるように、それぞれの児童の環境やニーズに応じたサービスの量を見込みます。また、児童の特性に適した質の高いサービスが提供されるように、個別の施設訪問等の手法によりサービス内容を確認することで質の確保と向上を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいがある児童に対して、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できる事業者の参入を促し、サービス利用における選択肢を増やすことをめざします。

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	367人	372人	379人
実利用日数(1月あたり)	3,156日	3,198日	3,259日

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター
 幸町ルーム※
 おもちゃ箱なりた
 いんば学舎・花かご第2たんぼぼ
 おむすびるーむ
 アンダンテ成田※
 放課後等デイサービス ウィズ・ユー成田※
 みつばちナツプ
 児童デイサービスげんき名木小※
 【富里市】在宅介護支援つくしんぼ
 【富里市】ワイワイキッズLabo
 【芝山町】第2パレット※
 【香取市】コスモスの花
 【佐倉市】子ども発達支援モチモチの森
 【印西市】児童デイサービスセンターほっぴ

本城ルーム※
 すずらん※
 いんば学舎・花かごたんぼぼ
 ぱすてる※
 子どもデイサービスセンター杜の家なりた※
 あいのて第二教室※
 フォーリーフナゲット成田こみかど
 こどもプラス 成田教室
 【神崎町】児童デイサービスセンターみにトマト※
 【富里市】放課後等デイサービス第2つくしんぼ※
 【富里市】パレット※
 【富里市】コペルプラス 成田教室▼
 【多古町】児童デイサービスセンター多古新町ハウス※
 【印西市】児童デイサービス朋友会憩の里さくら

※放課後等デイサービスのみ利用が可能

▼児童発達支援のみ利用が可能

(2)医療型児童発達支援

事業の概要

○未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	0人	2人
	計画値	2人	2人	3人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	1日	0日	2日
	計画値	9日	9日	10日
1人あたりの利用日数 B/A		1日	0日	1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 利用者数及び利用日数は計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、医療型児童発達支援を利用している割合が1.6%に対し、サービスを利用したい割合は23.3%に上ります。

整備方針と計画値

- 顕在化していない潜在的なニーズに対応できるよう、サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	2人	3人
実利用日数(1月あたり)	4日	4日	6日

●市内・近隣の事業所●

【千葉市】千葉リハビリテーションセンター児童発達支援センター

(3)保育所等訪問支援

事業の概要

- 保育所、幼稚園、小学校等に通う障がいや発達に遅れのある児童について、他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	0人	2人
	計画値	3人	4人	5人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	1日	0日	2日
	計画値	3日	4日	5日
1人あたりの利用日数 B/A		1日	0日	1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、保育所等訪問支援を利用している割合が5.8%に対し、サービスを利用したい割合は31.7%に上ります。

整備方針と計画値

- 施設や保護者等のニーズを踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設と連携を図ります。
- 相互の連携体制の強化のためには、保護者の同意と了解の下で、関係機関の情報共有が不可欠と言えます。
- 障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進し、保育所・幼稚園等と児童発達支援事業所との連携を促進する手段として、サービス事業者に対して事業の新規参入を働きかけます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	2日	3日	3日

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター
【八街市】銀河鉄道
【富里市】ワイワイキッズLabo

【千葉市】LITALICOジュニア千葉教室

2 障害児訪問支援

(1)居宅訪問型児童発達支援

事業の概要

- 重症心身障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	0人	0人	0人
	計画値	0人	1人	1人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	0時間	0時間	0時間
	計画値	0時間	8時間	8時間
1人あたりの利用日数 B/A		0時間	0時間	0時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2年11月現在、居宅訪問型児童発達支援の指定を受けた事業所は市内にありません。
- 利用者数が0人と、計画値を下回って推移しています。新設された事業のため周知と啓発を図ることが必要です。
- 福祉に関するアンケート調査では、居宅訪問型児童発達支援を利用している割合が0.0%に対し、サービスを利用したい割合は13.8%に上ります。

整備方針と計画値

○地域における重症心身障がい等のある児童のニーズを勘案し、既存事業所の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、訪問支援員の育成を事業者に働きかけます。

○本サービス利用については医療機関と連携をしながら、周知と啓発を行います。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	2人	2人
実利用時間(1月あたり)	4時間	6時間	6時間

●市内・近隣の事業所●

【佐倉市】重心通所さくら

【佐倉市】佐倉市さくらんぼ園



「イルカ」

3 障害児相談支援

(1) 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

事業の概要

障害児支援利用援助	○障がいのある児童の心身の状況や環境、本人や保護者の意向等を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	○支援内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

実績

◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	104人	143人	143人
	計画値	55人	59人	64人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○令和2年11月現在、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の指定を受けた事業所は、市内に6か所あります。

整備方針と計画値

○地域で生活する障がいのある児童に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所に対して開設や拡充を促すとともに、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介を行います。また、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等子育て支援に関する相談を受ける機関との連携を強化し、横断的な課題解決を試みます。

◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	143人	143人	143人

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター

菜の花会相談支援事業所

居宅介護支援センター杜の家なりた

【香取市】ルートデザイン

【富里市】(福)富里市社会福祉協議会指定相談支援事業所ゆらり

ささえあい

成田地域生活支援センター

おむすび

【八街市】MEI

第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について

1 成田市こども発達支援センター

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

事業の概要

児童発達支援	○小集団療育や個別訓練、発達の相談を通して、発達が気になる児童や障がいを持った児童に対して、発達を援助し保護者の育児支援を行います。
放課後等デイサービス	○6歳から18歳までの発達に特性のある児童や障がいのある児童に対して、生活能力向上と日常生活の充実のため、水療育等を行います。

現状と課題

- 市内唯一の公設直営の施設として、乳幼児健診を実施している健康増進課や保育所・幼稚園等、医療機関等、各関係機関と連携しながら専門的な療育・訓練を提供しています。
- 全体的に発達に支援が必要な児童の人数は増加傾向にあり、ニーズも多様化しています。さらに、低年齢での発達に関する相談も増えています。
- 個別指導のニーズも多く、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職を配置し、多職種が連携して指導・相談に対応しています。

運営方針

- 様々なニーズに対応できるよう、引き続き通所支援・訪問支援の充実をめざします。早期療育を必要とする児童と保護者に対し、継続的な家庭支援と相談体制の拡充を検討します。
- 支援センターでの個別指導だけでなく、地域の医療機関等でも継続して必要な指導を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

(2) 保育所等訪問支援

事業の概要

- 療育の専門職が定期的に保育所・幼稚園等に訪問し、集団生活に適應できるよう児童に対しての支援や職員に対して助言を行います。

現状と課題

- 発達に支援が必要な多くの児童が地域の保育所・幼稚園等に通所・通園しており、訪問支援の依頼が増えています。

運営方針

- 支援の必要な児童の発達状況の見極めと通所・通園している保育所・幼稚園等の集団活動の中での生活環境の調整を含めた支援方法を提案できるよう、職員の専門性を高めます。
- 千葉県障害児等療育支援事業や現場研修の活用も含め、訪問支援の拡充を進めていきます。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

事業の概要

- 重症心身障がい等のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得等の支援を行います。児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

現状と課題

- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度の事業実施実績はありません。

運営方針

- 外出の難しい退院後間もない児童や重度の障がい等がある児童への継続的支援として「居宅訪問型児童発達支援」事業の実施を検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅訪問型児童発達支援事業の実施検討	令和5年度末までに事業所の指定申請		

(4)障害児相談支援

○0歳から18歳までの児童の「障害児支援利用計画案」の作成と一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行っています。

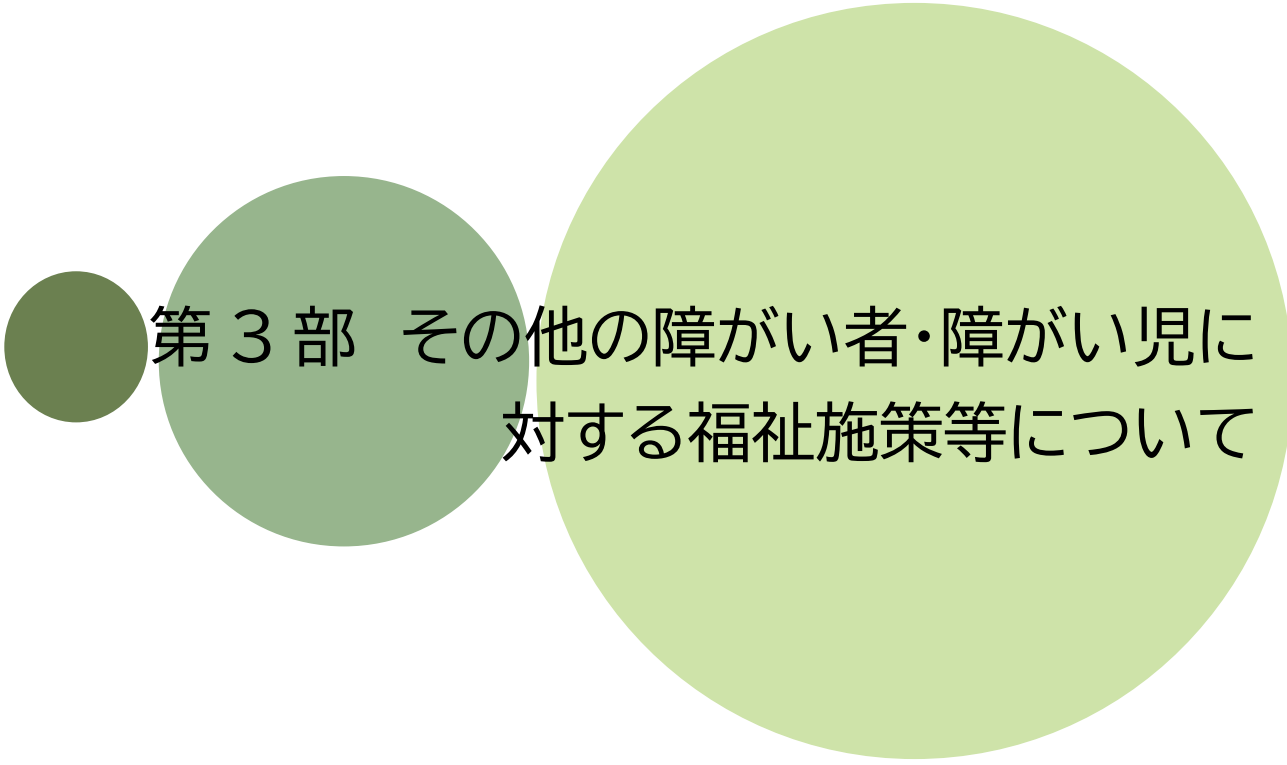
現状と課題

○相談支援専門員が市内の多くの児童の障害児支援利用計画案・継続利用計画を作成しています。また、様々な関係機関の役割や状況の把握が必要な医療的ケア児の計画作成もを行っています。

運営方針

- きめ細やかに利用者の家庭生活状況を把握し、様々なサービスを熟知した相談支援専門員を育成します。
- 基幹相談支援センターと連携して、障害児相談支援にあたるほか、多職種協働がスムーズにできるように中心となって調整を行います。
- 障害児相談支援の充実を目的として令和5年（2023）年度までに「医療的ケア児等に関するコーディネーター」を配置します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	令和5年度末までに1名配置		



第3部 その他の障がい者・障がい児に
対する福祉施策等について

その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等

第2部において、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画として障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込み量と今後の方策を記載しました。本市においては、その他の障がい福祉施策として次のとおりの施策を実施しております。

障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの充実とともにその他の施策も充実させ、もって障がい者及び障がい児の福祉の推進を図ります。

1 日常生活を支援するサービス等

(1)日常生活を支援するサービス

ア. 重度心身障害者紙おむつ給付

在宅での20歳以上の重度身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）等で、紙おむつを使用している方を対象に紙おむつを給付しています。

令和5（2023）年度までの実施をめざし、医療的ケアが必要な児童及び6歳以上の障がい児で常時紙おむつを使用している児童に対する給付等の対象の拡大を検討します。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	51人	47人	42人

イ. 障害者等配食サービス

在宅でひとり暮らしの心身障がい者等（日中障がい者のみの世帯を含む）を対象に、食生活の改善と安否確認を目的として1月1日～3日を除く毎日の昼食を届けています。

利用料は1食あたり300円（生活保護世帯は200円）の負担で利用できます。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	40人	43人	55人
延配食数	7,689食	7,787食	9,052食

ウ. 重度心身障害者寝具乾燥サービス

生活環境や身体状況等の理由により、寝具を自然乾燥させることが困難な重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）等を対象に、月1回無料で専門業者を派遣して寝具の乾燥を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	0人	0人	0人

工. 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの重度の身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）を対象に、事故や病気の際、ペンダント型の発信機を押すだけで緊急事態を通報することのできる装置を貸し出しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	5人	4人	4人

(2)コミュニケーションに対する支援

ア. 声の広報配布

視覚障がい者に市政に関する各種情報を提供するため、広報紙等を録音したカセットテープ又はCDを配送しています。（平成22（2010）年11月からCD対応）

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	16人	17人	16人

イ. 手話通訳者設置

聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化及び情報取得の保証のため、障がい者福祉課に手話通訳者を設置しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
延利用件数	1,012件	946件	1,574件

(3)移動に対する支援

ア. 福祉タクシー料金助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）若しくは視覚・体幹・下肢3級又は精神障害者保健福祉手帳1級～2級の障がい者が、通院等の外出のためにタクシーを利用した場合、料金の半額（2,000円限度）を助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
延利用件数	13,904件	12,930件	12,215件

イ. 障害者移送サービス事業(福祉有償運送事業)補助

歩行障がい等により、ひとりで外出できない方に対し、車いすのまま乗車可能な福祉車両(運転手が付きます)を使用し、通院等の移送事業を実施している社会福祉法人 成田市社会福祉協議会に対し補助を行っています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延利用者数	435人	341人	351人

(4)貸付・貸出

ア. 車いすの貸出

通院や旅行等に車いすを必要とする障がい者や高齢者の方に、1 か月を限度に無料で車いすを貸し出しています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延貸出件数	128件	121件	134件

イ. 福祉カーの貸付

障がい者及び高齢者の通院や旅行等に際して、車いす・寝台車ごと乗降できるリフト付ワゴン車(ゆうあい成田号)を貸し出しています。(燃料費は自己負担)

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延貸出件数	42件	28件	18件

(5)料金助成

ア.障害者福祉診断書料の助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請の際、添付書類である診断書の料金に対して、3,500 円を限度に実費を助成しています。

また、訪問入浴等の福祉サービスを利用する際に作成した診断書料を市民税の課税状況に応じて、5,000 円、3,000 円、2,000 円を限度に助成しています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延件数	676件	688件	712件

イ. 心身障害者福祉施設通所交通費助成

心身障がい者施設に、交通機関や自動車に通所している心身障がい者に対して、交通費の2分の1(1万円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	103人	98人	133人

ウ. 障害者乗馬療法助成

在宅の障がい者児が乗馬療法を受けた場合、その費用の2分の1(年15,000円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	8人	8人	6人

エ. 障害者グループホーム等家賃助成

市民税非課税のグループホーム等の入居者に対し、家賃の8割(25,000円限度、平成23(2011)年10月から特定障害者特別給付金が支給された場合は17,000円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	74人	78人	91人

オ. 障害者居住体験支援費助成

地域における自立した生活への移行をめざす障がい者に対し、居住体験の支援費を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
利用延日数	22日	27日	16日

カ. 身体障害者自動車改造費助成

重度の身体障がい者(身体障害者手帳1級~2級)が自ら運転する自動車の旋回装置・駆動装置等を改造した場合、105,000円を限度に助成しています。(所得制限あり)

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	3人	3人	0人

キ. 身体障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳1級～4級の方が自動車運転免許を取得するための経費を、105,000円を限度に助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	0人	1人	1人

ク. 重度心身障害者住宅改造費助成

自宅で重度の心身障がい者(身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2)が、自宅で生活しやすいように住宅を改造するための費用に対して、世帯の所得税の課税状況に応じ、非課税世帯で700,000円、課税世帯で466,000円を限度に助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	2人	4人	5人

2 補装具等の支給について

(1)補装具費の支給

障がいのある部位を補って、必要な身体機能を得るための用具の購入・修理の費用を支給しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
交付件数	136(45)件	114(37)件	135(43)件
修理件数	108(27)件	98(31)件	104(22)件

()内は児童分で再掲

令和元年度交付・修理件数実績(単位「件」)

	交 付	修 理		交 付	修 理
義 肢	8(0)	10(0)	眼 鏡	6(1)	0(0)
装 具	39(16)	14(1)	補 聴 器	33(5)	32(16)
座位保持装置	10(8)	8(1)	車 い す	22(9)	33(3)
盲人安全つえ	6(0)	0(0)	電 動 車 い す	2(0)	4(0)
義 眼	1(1)	0(0)	そ の 他	8(3)	3(1)
合 計				135(43)	104(22)

()内は児童分で再掲

(2)身体障害者補装具等自己負担金助成

補装具等を交付・修理した際、その世帯の税額に応じて生ずる自己負担金を全額助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用件数	343（62）件	323（54）件	350（57）件

（ ）内は児童分で再掲

3 医療費に関する助成等

ア. 自立支援医療費(育成医療)

18歳未満の児童で、身体の疾患を除去、軽減する効果が期待できる手術等を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	18人	15人	17人

イ. 自立支援医療費(更生医療)

18歳以上の身体障がい者で、障がいの軽減や日常生活を容易にするための医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	83人	140人	161人

ウ. 自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がい者が精神通院医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	1,512人	1,546人	1,616人

エ. 精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳所持者の自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分を助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	636人	693人	730人

オ.重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）又は精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者が要した医療費（保険適用）の自己負担分を助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	1,469人	1,412人	1,386人

4 就労支援・雇用推進等

チャレンジドオフィスなりた(平成26(2014)年開始)

一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として障がいのある人を雇用し、働く場の提供、市役所職員の障がい者への理解促進、民間企業等への就労訓練を目的に、市役所内の各課から持ち込まれた印刷業務等に従事しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
雇用者数	2人	3人	4人
業務件数	361件	373件	395件

5 福祉施設等

ア. 成田市のぞみの園

障がい者の就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や生活指導を行い、障がい者の社会参加を促進しています。平成21（2009）年度から就労継続支援B型へ移行しました。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	53人	53人	49人

イ. 成田市あじさい工房

精神障がい者の福祉的就労の場を提供するとともに、生活指導を行い、障がい者の社会参加を促進しています。平成24（2012）年度に、精神障害者小規模通所授産施設から日中一時支援事業所へ移行しました。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	50人	56人	57人

ウ. ことばの相談室

成田市子ども発達支援センターにおいて、ことばの遅れ、発音の誤り、吃音、難聴等により、コミュニケーションがうまくとれない就学前の児童に対し、相談及び訓練を行い、言語発達とコミュニケーションの支援を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	97人	122人	173人

6 その他(手当等)

ア. 特別児童扶養手当(国)

在宅で、精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に対し、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給しています。

イ. 障害児福祉手当(国)

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に、手当を支給しています。

ウ. 特別障害者手当(国)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に、手当を支給しています。

エ. 重度知的障害者福祉手当(県)

療育手帳Aの2以上の在宅知的障がい者で、国の手当に該当しない方に支給しています。

オ. 重度心身障害児福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上及び療育手帳Aの2以上の在宅心身障がい児で、国の手当に該当しない方に支給しています。

カ. 重度身体障害者福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上の在宅身体障がい者で、国・県の手当に該当しない方に支給しています。

キ. 中度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの1の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ク. 軽度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの2の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ケ. 特別障害者等介護者手当(市)

市内に3年以上居住し、在宅でねたきり等の特別障害者手当受給資格者を介護している方に手当を支給しています。

コ. 重度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳1級・2級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

サ. 軽度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳3級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

シ. 指定難病等見舞金(市)

特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、療養している場合、見舞金として月額5,000円を支給しています。

また、指定難病等見舞金受給者が「成田市障害者福祉手当」、「ねたきり高齢者福祉手当」、「重度認知症高齢者介護手当」を受給している場合は併給制限により、指定難病等見舞金が支給停止になります。

(ア～サの手当に関しては、所得制限等により支給できない場合があります。)



「いろいろな自転車」

資料編

資料1 計画策定の経緯

開催日	会議名等
令和元（2019）年7月25日	令和元年度 第1回 成田市保健福祉審議会
令和2（2020）年1月15日から 令和2（2020）年2月3日まで	障害福祉に関するアンケート調査
令和2（2020）年3月4日	成田市自立支援協議会提案受理 「地域生活支援拠点について（提案）」
令和2（2020）年3月24日	令和元年度 第4回 成田市保健福祉審議会
令和2（2020）年3月31日	成田市総合保健福祉計画策定のため市民アンケート 調査報告
令和2（2020）年5月12日から 令和2（2020）年6月19日まで	障がい福祉に関係する団体や事業者等に対するアン ケート調査
令和2（2020）年7月4日	第1回 成田市策定委員会
令和2（2020）年8月5日	令和2年度 第1回 成田市保健福祉審議会
令和2（2020）年11月4日	第2回 成田市策定委員会
令和2（2020）年11月16日	令和2年度 第2回 成田市保健福祉審議会
令和2（2020）年12月15日から 令和3（2021）年1月15日まで	パブリックコメントの実施
令和3（2021）年2月8日	令和2年度 第3回 成田市保健福祉審議会 （2月1日 成田市保健福祉審議会へ諮問）
令和3（2021）年3月24日	令和2年度 第4回 成田市保健福祉審議会 答申

資料2 障がい者の現状

①身体障害者手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

		2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年
視覚	児	3	4	5	5	5
	者	186	187	187	193	185
聴覚	児	17	17	16	15	16
	者	256	246	242	250	233
音声 言語	児	—	—	—	—	—
	者	30	30	30	28	31
肢体	児	45	47	48	50	49
	者	1,746	1,759	1,748	1,767	1,659
内部	児	21	16	20	22	24
	者	974	1,002	1,026	1,053	1,059
計	児	86	84	89	92	94
	者	3,192	3,224	3,233	3,291	3,167
合計		3,278	3,308	3,322	3,383	3,261

(児:18歳未満)

資料 障がい者福祉課

②身体障害者手帳等級別内訳

(令和2年3月31日現在／単位：人)

障がい別	年齢区分	合計	内訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	5	4	0	0	1	0	0
	18歳以上 40歳未満	12	3	5	0	2	2	0
	40歳以上 65歳未満	51	15	14	8	6	6	2
	65歳以上	122	46	46	7	6	12	5
	小計	190	68	65	15	15	20	7
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	16	0	6	1	3	0	6
	18歳以上 40歳未満	16	0	7	2	1	0	6
	40歳以上 65歳未満	43	2	18	7	9	0	7
	65歳以上	174	1	31	21	49	0	72
	小計	249	3	62	31	62	0	91
音声・言語・そ しゃく機能障 がい	18歳未満	0	0	0	0	0		
	18歳以上 40歳未満	2	0	1	0	1		
	40歳以上 65歳未満	4	0	0	2	2		
	65歳以上	25	0	1	17	7		
	小計	31	0	2	19	10		
肢体不自由	18歳未満	49	33	6	5	2	3	0
	18歳以上 40歳未満	103	43	19	13	13	7	8
	40歳以上 65歳未満	454	97	103	62	89	60	43
	65歳以上	1,102	190	237	228	314	75	58
	小計	1,708	363	365	308	418	145	109
内部障がい	18歳未満	24	12	0	7	5		
	18歳以上 40歳未満	53	28	2	10	13		
	40歳以上 65歳未満	284	186	8	27	63		
	65歳以上	722	431	8	87	196		
	小計	1,083	657	18	131	277		
合計	18歳未満	94	49	12	13	11	3	6
	18歳以上 40歳未満	186	74	34	25	30	9	14
	40歳以上 65歳未満	836	300	143	106	169	66	52
	65歳以上	2,145	668	323	360	572	87	135
	合計	3,261	1,091	512	504	782	165	207

資料 障がい者福祉課

③身体障害者手帳所持者の異動

(単位：人)

	2015 (平成) 年 度		2016 (平成 28) 年度		2017 (平成 29) 年度		2018 (平成 30) 年度		2019 (令和元) 年度	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
新規	5	205	5	196	10	196	12	179	5	167
転入	3	46	1	35	1	38	1	49	0	50
転出・返還	3	231	4	229	2	212	2	183	0	287

資料 障がい者福祉課

④療育手帳所持者の推移

(各年3月31日現在／単位：人)

		2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
重度	児	73	75	78	80	90
	者	267	268	269	273	275
中度	児	53	56	62	65	63
	者	157	164	174	180	180
軽度	児	150	144	140	139	134
	者	180	201	221	230	231
計	児	276	275	280	284	287
	者	604	633	664	683	686
合計		880	908	944	967	973

資料 障がい者福祉課

⑤療育手帳所持者の内訳

(令和2年3月31日現在／単位：人)

障がい程度	18歳未満	18歳以上	小計	合計
㊤	40	7	47	166
㊤の1		53	53	
㊤の2		66	66	
Aの1	48	144	192	199
Aの2	2	5	7	
Bの1	63	180	243	243
Bの2	134	231	365	365
合計	287	686	973	973

資料 障がい者福祉課

⑥療育手帳所持者の異動

(単位：人)

	2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度		2017 (平成 29) 年度		2018 (平成 30) 年度		2019 (令和元) 年度	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
新規	43	7	35	10	38	10	38	5	33	4
転入	2	9	3	2	1	5	5	6	0	0
転出・返還	8	7	6	14	3	14	10	21	8	23

※表中の新規は新規手帳交付、転入は市外からの転入、転出・返還は市外への転出及び死亡等による返還を指します。

資料 障がい者福祉課

⑦精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年 3 月 31 日現在／単位：人)

	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
計	944	1,016	1,084	1,147	1,216

資料 千葉県精神保健福祉センター

⑧精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

(令和 2 年 3 月 31 日現在／単位：人)

1 級	103
2 級	766
3 級	347
合計	1,216

資料 千葉県精神保健福祉センター

資料 3 関係団体・事業所調査結果概要

1 関係団体ヒアリング調査

【調査概要】

市内において障がい者及び障がい児の当事者団体、支援に関わる団体、医療機関等にアンケート調査を行いました。

◆調査実施期間◆

2020（令和2）年5月19日～6月19日

◆調査実施方法◆

書面又はメールによる回答

◆対象団体◆

（五十音順） 調査結果の回答順とは異なります。	
印旛地区自閉症協会成田部会	えぶりONE成田
国際医療福祉大学成田病院小児科	新町デイサービスセンター玲光苑
精神障害者家族会「なりた会」	地域生活支援センターサザンカの里
成田市ことばを育む親の会	成田市肢体不自由児（者）父母の会
成田赤十字病院新生児科	成田赤十字病院精神神経科
成田地域生活支援センター	ほっとすまいるセンター

【調査結果】

1. 障がい福祉サービス等について

（1）日中活動系サービス

現状や問題点、課題等について

【B】

印旛郡市内でも、成田市は比較的に就労移行支援等障害者に対する施設は整備されていると思います。施設の指導員さんの障害者に対する理解を親の考え方、指導方法を学ぶ機会を多くしていただきたい。講演会に参加する等研鑽の場を与えてほしい。

【C】

精神障害者の多くは（約60%程度）通院や買い物等で時々外出する以外ほとんど家庭に引きこもっているような状況であることが千葉家連の調査で判明しており、障害福祉サービスに繋がっている方は少数に限られている状態であることがうかがえます。

それぞれの持つ障害特性も異なり一様にはできませんができるだけ多くの皆さんが利用できるようになってほしい。

【D】

・事業所の数も増え、提供するサービスの種類も、定員枠も増えつつありますが、未だに日中一時枠で、繋いでいる方も多くみられます。また、地域によっては、近くに適当な事業所が無く、他市町村を利用せざるを得ない状況も、聞こえてきます。保護者が、仕事をされている家庭も多くなりました。通所先からの送迎の問題、夕方までに迎えに行けず、かといって時間外に継続して預かって頂ける事業所が有るのか、制度的にはどうなるのか、問題点や、分からない点が多いです。

- ・入所できない方が、長期ショートステイせざるを得ないこと。その為、他の方が、急な用事でショートステイを申し込んでも受けられず、兄弟に休暇を取ってもらうことも1回や2回では無く、ショートステイの目的が生かされていないこと。

【E】

そもそも精神障がい者を主対象とする通所施設が少ない。とくに就労支援施設がなく、就労希望の精神障がい者のニーズに照らし合わせるとB型と就労移行施設がなさ過ぎる。市の福祉のしおり等で見ると市近隣でいくつかの施設がリストアップされているが、市内で精神障がい者の特性を理解したうえでの専門的支援を行っているところはほとんどなく、就労希望されている精神障がい者たちへ施設を紹介するにあたり、成田市近辺では選択肢がないため東葛地区まで範囲を広げざるを得ないことが多い。それではそもそも通所自体が困難となり、この地区の精神障がい者の方たちの社会復帰・社会参加への阻害要因となっている。このことはかなり前から成田市における精神障がい者の社会復帰・社会参加への課題として挙げられていることなので早急に対策を講じる必要があると考える。

【H】

全国的に発達障害児が増加傾向にありますが、対応できる専門医や療育施設、リハビリ施設が足りていないと思われます。特に軽度の発達障害は見過ごされていたり、就学後に気づかれても援助につながらないことがあるように感じています。

また、重症心身障害児の入院、短期入所、デイサービス、放課後デイケア等、医療ケア必要時の包括的な運営施設、システムがまだ不足しているのではないかと思います。

【I】

就労A型事業所が1か所では少なすぎる。近隣市町村を含めても、もっと選択肢が欲しい。

【J】

- ・精神障がい者を対象とした就労継続支援（A型）と、短期入所サービスが不足していると思います。
- ・自立生活援助を行える事業所が不足していると思います。

【K】

短期入所：精神障害者の短期入所利用の難しさ。（主としてレスパイト目的の場合）

既存のショートステイがほぼ知的障害の入所施設もしくはグループホームであることから、知的障害の方の行動言動に不慣れである為、同一の場所ですぐすことへの拒否感が強く説明若しくは見学の段階で利用につながらないケースがある。

【L】

- ・短期入所サービスについて、障害種別に関係なく、市内での利用が限られている。市外の事業所を利用することとなり、事業所までの移動手段に多額の費用を要している。利用に対して大きな障害となっている。特に、緊急時や医療的ケア等のような特別な支援を必要とする方の受け入れには困難を要している。受け入れ事業所が少なく、常に満床の状態。また近郊にない現況から、介護者の身体・金銭的な負担軽減を妨げている。
- ・生活介護について、身体障がい者手帳所持者が対象となる施設が市内には少ない。特に車椅子を使用されている方にとっては施設内の段差の有無が、利用の障害となっている。特に身体障がい者の場合、送迎車輛定員（車椅子乗車）や送迎時間の問題があり、利用定員以上に時間や居住地域の制約がある。
送迎車輛に乗車の際、ベッド上(臥位)から車椅子への移乗を居宅介護に依頼する事業所もあり、生活介護と居宅介護サービスをペアで対応している。
- ・就労継続A型について、環境面や作業内容により利用の対象から外れてしまう。指導のなかで障害特性への配慮が欠け、本人の意欲を削いでしまうことがある。
- ・就労継続B型について、ニーズはあるが、体調等により利用に繋がっていない。環境面や作業内容により利用対象から外れてしまう。

【M】

- ・全体的に小児対応の施設が少ない。利用者数が多いため日数を減らされたり内容が不足していると感じる事業所が多くある。長期休み等の際、1日1事業所しか利用出来ないため支援センター、ことばの相談室、水療育等があると放デイと合わせて利用できない難点。また、大手と個人の規約に違いがありサービス体制の変更が多く、デイサービス内は閉鎖的などころでもある為常に適切な業務が遂行されているのかチェックする必要がある。

- ・重度障害児のニーズなし。足りないサービスに着目すべき、短期入所サービスやレスパイトは全て市外である。その市外も利用者が多く断られることがあるという現実。また、今後の生活介護は市内に1件出来る予定だが市外からくる利用者や併用を考えると確実に枠が少なく6年後には溢れる見込み。市外との連携を求める

課題の解決のための取り組み

【B】

年に何回か専門の先生方をよび、幼児、小中学校の先生方関係機関の指導員の方々を対象に講演会、施設見学等を行なっている。

【C】

アンケート調査等で何が問題なのか当事者の思いを把握し対策を検討する。

【D】

- ・通常の支援の、時間延長が同じ事業所の同じ場所なので、一番都合が良いと思うのですが、現在の制度では無理なのでしょうか。改善又は他の制度との共用等で、運用が出来ないのでしょいか。何とか知恵を出したいですね。
- ・入所できない方が、長期ショートステイせざるを得ないこと。その為、他の方が、急な用事でショートステイを申し込んでも受けられず、兄弟に休暇を取ってもらうことも1回や2回では無く、ショートステイの目的が活かされていないこと代表的な事例を上げましたが、入所サービスしているどの事業所でも抱えている問題であると思います。体験型グループホームを作り、空いている部屋を利用する。

【E】

当事者にとって通所施設の選択肢を増やすため、精神障がいを中心とした就労支援施設の新規設置が必要であろう。開設するためには費用面で大きなハードルがあるであろうから、新規開設を考えている法人に対し、法人の財務状況等を考慮したうえで市独自の補助金・助成金等を支出し新規開設を増やしていく。

【H】

市、教育機関、医療機関等関係各所が情報を共有し、お互いのニーズ、児と家族のニーズに対応できるよう協力して行ければ、と思います。定期的な情報交換の場の設定も継続的発展のためには有用かもしれません。

【I】

空港関係の仕事を受注して、A型事業所は作れないだろうか。福祉関係者だけでなく商工会議所や空港関係者の意見も聞いてみたい。

【K】

レスパイトは必ずしも「短期入所」と言うサービスだけで充足しなければいけないニーズではないのではと思う。

「レスパイト」＝「ストレスからの一時的な避難」と言う観点で考えると、精神障害があることでストレスの感じやすさ、要因の多さ、強さに影響はあるかもしれないが基本的な被ストレス構造は健常者と大きく異なるものではないかと思えます。

個別報酬にこだわらない枠組みでの議論（街づくりとしての議論、地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点等）の中でこのような話題が出されても良いかと思えます。

【L】

- ・全体として、環境面の整備。
- ・短期入所について、遠方の短期入所事業所利用にかかわる、移送費等の助成。

【M】

- ・デイサービスと自給者証の数から利用状況の比率を確認。行政から事業所へ理解を伝える。地域の事業所の定期的な会議、モニタリングし行政と一緒に問題視していく必要がある。
- ・市内に短期入所サービス、リハビリや小児神経科等合わせて新設を検討すべき。行政からの声掛けがとても必要で事業所への理解をも求める。印西市では交流会をやりながら周りの行政と事業所の連携を促している。

(2) 訪問系サービス

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・当市のサービス利用を聞くと障害のある児、者を在宅での生活をサポートするには、居宅介護を中心とする訪問系サービス(行動援護)の拡充、拡大することが最重要と思われるがその対策は。
- ・居宅介護・重度訪問介護の一人当たりの時間の差があるように聞く。(場所によるが)利用者のニーズが無いのであれば良いが財政上の理由で抑制がされているようであれば、対策が必要である。
- ・居宅介護、入所通所施設併設の事業所では、男性職員を居宅配置するなど、その場しのぎをしていると聞いているが、居宅介護事業所だけでは成り立たない。報酬単価を見直す必要があると思う。
- ・普段は安定していても突然サービス(緊急支援)が必要になった時のことを考慮し、附則的なものを加味して欲しい。

【B】

- ・重度心身障害者向けの施設の数か少ない。
- ・支援学校卒業後に不安を感じている保護者が多い。

【C】

- ・障害者を抱える家族にとっては、困っているときに必要な支援が得られることが最大の支援であると思います。
- ・訪問支援の充実を図ってほしい。

【D】

居宅支援員の資格保有者数は、ある程度確保されているようですが、実態は、事業所内の他の職務が優先される為、居宅介護の契約はしていても、こちらのリクエストにはほとんど応じて貰えず、サービスは無きに等しい。行動支援も、いわゆる常連さん優先で(仕方が無いことです)、一見さんはお断りが殆んどです。これらは、福祉サービスの実績報告データでも表示しにくいですね。何回申し込んで、何回断られたなどの数が反映されません。

【E】

訪問介護等は事業者側のマンパワー不足が全国的にも問題になっている。障害を抱えて退院をされる方や自宅で生活している方にとって死活問題であり、必要な方に必要なサービスを導入できるように人員の確保を市側からもバックアップしてもらいたい。またサービスを利用する際に手続きで時間がかかる。福祉サービス全般にそうだが、利用開始までに一か月もかかるとはそれまでの生活が成り立たなくなる。

【H】

在宅医療が必要な重症児について、訪問看護はだいぶ充実してきているとは思いますが、小児を受けてくれる在宅医、訪問看護師はかなり少ないのではないかと思います。また、小児の特性として、教育が必要であるということが挙げられますが、医ケア児に対する保育や教育がじゅうぶんかどうか、ということが気になります。レスパイト入院できる施設 の少なさも問題となっています。

【I】

高齢分野に比べ、特に精神の分野でのヘルパーが足りていない。

【J】

居宅介護のヘルパーの人員が不足していると思われます。

【K】

- ・居宅介護について、①一部に障害の重症度ではなく、性格・性質・障害特性で対応が難しくホームヘルプが必要だけれど受け入れ事業所がなくなるケースあり。
例) 粗暴な行動・言動で威圧するような利用者、要求が過剰、しかしそれが過剰であるとの認識をできずクレーム多発。
②ヘルパーの人員が減少傾向にあり時間数、回数ともに不足。依頼をお断りされることも多い。
③男性ヘルパーのニーズはあるものの、男性ヘルパーは少ない。
- ・重度訪問介護について、依頼できる事業所が少ない。

【L】

- ・訪問系サービス全般としてサービス提供事業者が少ない。指定を受けている事業所へ問い合わせを行うが、「障害は受けていない」と即答で断られる。
- ・居宅介護として、同行援護等拘束時間の長いサービスについては、ニーズはあるが対応事業所が少ない。対応している事業所は人的余裕なく、時間帯も重なるため、新規受け入れが困難。ヘルパーの高齢化、退職による人員の補充が出来ない。事業所によって障害特性の理解が乏しく、サービス内容の捉え方に差が生じている。本人が必要とするサービスの捉え方が介護保険と総合支援法では異なり、今まで出来たことが出来なくなるなど縛りが強く、不満が生じている。サービス提供に市内で地域差が生じている。

【M】

- ・私達はまだ小学生の親ですが訪問系サービスの実質を知らない方が多くいました。どんなタイミングで皆さん知るのでしょか。0歳から18歳と18歳からの使用状況が知りたいです。さらにどんな時に利用している方が多くいるのかも知れたらいいと思います。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・訪問系リハビリテーションの導入とそのための報酬単価の創設が必要と思われる。
- ・年々利用者の増加が窺われるので、安定した各サービスの確保と資質の向上等を図り、利用者ニーズに対応できるようにしてほしい。
- ・重度障がい児、者等のサービスの使用については、各生活ぶり、医療利用等を聞き取り状況確認しながら、個別的ニーズに対応できるサービスの対応に努めるとともに福祉医療関係機関との連携体制を築き、支援の充実を図ってほしい。
- ・既存施設・事業所の整備拡大、拡充とともに各職員(含む相談支援専門員等)、ホームヘルパー等の育成(研修会・研究会等への参加等)を図る。
- ・利用する障がい当事者の年齢や生活状況等も視野に入れ、ニーズをきめ細かく把握する必要があると思う。
- ・どのサービスを見ても重労働の勤務、仕事のため、ヘルパーの離職率が高く、就職率も低い。これらの充実を図るとともに確保に努める。

【C】

多職種で組織した24時間体制のアウトリーチ型の訪問支援が理想ですが、それぞれの医療機関の訪問看護も増えてきましたので、医療機関とつながっている当事者以外の障害者への対応が不十分だと思えます。

市で精神科医師と契約し、精神保健福祉士・看護師等で組織した訪問支援体制を構築し、障がい者福祉課で受理したケースについて対応すれば、全てがカバーできるのではと思います。

【D】

簡単に、解決できる問題ではないが、職員数が圧倒的に不足しているのが現状である。

障がい福祉サービスへの就労希望者を増やすために、労働環境を改善していく必要がある。市としてもバックアップを継続して下さい。

【E】

市独自の補助を出して(介護職員処遇改善加算のような)事業所が運営しやすい環境を作ることが必要。福祉専門職を配置し円滑なサービス利用を実現していただきたい。

【H】

福祉、教育両方が必要不可欠なので、窓口を一本化する方が、患者家族からわかりやすいと思います。小児の在宅医療に協力できるよう、地域の在宅医に働きかけていくことも必要かと思えます。

【I】

居宅介護はそもそも利益が出にくいですが、精神の方はキャンセルが多い。赤字になりにくいように市独自の加算があればよいと思う。

【J】

研修会や事例検討会へのヘルパーの参加

【K】

①心身ともに密接な場所での支援、自宅は孤立し勝ち。支援における負担感が事業所・個人ともに当該利用者の支援体制の中で大きくならぬよう、サービスで対応できる範囲を超えるような困難ケースには行政も含めたフォローがあると良いと思います。

②③は経営的な部分かと思うのでよくわかりません。ヘルパー向けに、精神障害者への対応についての講演会等は企画することができる。

【L】

「うけていない」との回答事業所へ、「障害は受けていない」と返事をいただいている事業所の事業所ガイド等への記載が必要か否かを検討。もともと受ける気がないのか、受け入れの余裕が今ないのか等、事前確認の必要がある。

【M】

内容が分かるように学年等で分ける。事業所やセンター、行政で見学会やお話会等の紹介が出来るようになると思う。また、広告にもなると思いました。

それぞれの児に合うサービス、地域が明確だと利用の後押しになる。さらに新しく考える支援等。健常者では見えないところは当事者の意見を聞くこと。

(3) 施設・居住系サービス

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・ 重度肢体不自由者(身障1種2級以上、療育手帳A判定、介護区分6)がグループホームへ入所した場合、「障害者基礎年金」や「特別障害手当」等の支給金額よりも多くかかる事業所もあると聞いている。重度重複肢体不自由児者にとって就労は難しい状況にあり、「年金」「手当」以上の収入は望めない。一人の独立した個人として、重度重複肢体不自由者が地域で最低限の健全な生活が営むことのできるように生活支援の保証制度は必須であるので考えてほしい。
- ・ 全体的な数不足や人手不足があると聞いている。障がい者の住まいに関する支援の見直しは今後あるのか。
- ・ 支援学校の卒業生が社会に出ていく、親の高齢化、親なき後に残された全介助を必要とする肢体不自由児者、他障がい者等が利用できるホームの建設が必要と思う。
- ・ 現在でも肢体不自由児者等の利用できるホームが少ないと思う。

【C】

家族会で親亡き後の対策でいつも話題になるのがグループホーム問題です。精神障害者が利用できるグループホームは、既存する施設は医療機関が設立した施設のみであり、その収容人員も少ないため常に満室の状態が多く、ほとんど利用できないのが現実です。また短期入所施設も同様の状態なので利用できないのが現実である。

【D】

親亡き後の、障がい者の生活に不安を抱える保護者が多いと思います。国の方針で入所施設の新設が難しい現在、グループホームを考えながらも、障がいの程度も種々様々で、どの施設が適合するのか心配で、親御さんは二の足を踏んでいます。

【E】

病気の症状から家族との同居が難しい方や、高齢化等で家族の支援を受けることが難しい方々が多くなっている。生活の場であるグループホームは、市内には少なく、既存のものは精神科病院附属であり入居できる可能性は低く、他市や遠方の施設を検討することもある。施設に利用ができず、既存のアパート等を住居として検討したくても、保証人等の問題から契約につながらないこともあるため、安心して暮らせる場所の確保は急務と感じる。

【H】

定期的な情報交換の場を設けることにより、我々も学び、何かできることがないかの提案をさせていただける可能性も広がると思います。

【I】

グループホームも入所施設も希望者は多いが、足りていない。あっても立地の悪いところが多い。

【J】

重度の方が入所できるグループホームが少なく、施設はなかなか空きが無いのが現状と思われます。

【K】

グループホームについて、入居期限がないことで、安心な住居でもあるけれど、その先の自分の生活を考えるきっかけや意欲を持ちにくくなる側面もあると思われる。

【L】

施設入所支援について、近郊に対象サービス事業所がない。入所施設自体そもそも少ないため、空きができるまで短期入所を利用。そのため、短期入所の枠を埋めてしまっている。入所検討を提案するが、入所の予定が立たないことから選択肢から外れてしまい、先延ばしとなってしまう。事業所が少ないこともあるが、障がい者本人と介護者が共依存状態にあり、互いに離れられない。有事の事態になって、始めて考えるようになっていく。栄特別支援学校も身体障害者（単独）の受け入れを、来年度から予定していると聞いている。成田地域にも入所施設が必要であると思う。

【M】

私達の団体では小学生までの親が多くいます。施設・居住サービスの利用年齢になっておらず利用経験はありません。体験や見学、広告がないと知るきっかけにはなりませんし、イメージがつかえません。ただ18歳から使いたいと思う親が居ることは明確です。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下や介護施設・事業所及び病院からの移行等、グループホームへの入居者の需要を考慮し、広域的な取り組みの中で、サービス事業者、施設等に対する参入、連携を図ってほしい。
- ・設置促進のための建設費補助額の増額並び報酬単価の充実を国等に要望すること。補助等が望めない場合は、各施設の充実、確保を要望するとともに、学校の廃校等の整備、拡充し使用する。

【C】

最近是一般会社が設立したグループホームも出来てきましたが、経営が営利目的のためその利用にあたり種々の問題がある事例もうかがっていますが、利用できる施設が存在することが重要だと思います。機会あるごとにグループホームの必要性や建設に係る助成制度についてのPRをしていただきたい。また、サテライト型のグループホームも設立できるようですので、市で成田ニュータウン空き家等を借り上げ利用することできないでしょうか。

【D】

- ・事業所と調整しながら、サテライト方式や、新しい形での、グループホームを考えていきましょう。保護者・事業所・そして行政がチームを組んで取り組む体制づくりが必要です。きっと、いい形が作り出せると思います。
- ・成田市で共有できる、体験型グループホーム又は、通過型グループホームを作っては如何でしょうか。いずれも、終の棲家では無いが、グループホーム生活体験を通じて、利用者本人にどのような形のホームが合うのか、どのような方となら上手く生活していけるのかアセスメントをする。成田市内に、用地を確保して、運営する事業所を公募する。日中活動系サービスの項目でも触れたように、空室が有れば、ショートステイにも利用する。

【E】

近隣他市（佐倉市・八街市）では昨今、精神障がい者の利用できるグループホームが多くなってきている。参入してきている事業者への働きかけ強化する。市内へ参入してもらえない理由についての検討を深め、建築補助額等の見直し拡充等を検討する。

【H】

- ・以前、成田市の居住体験事業で利用していた。成田国際高校の隣の建物をグループホームに転用することはできないだろうか。駅まで徒歩圏内で人気は出ると思う。

【K】

- ・グループホームからアパートをめざす単身生活に移行すること前提の通過型グループホームもニーズに合わせて選べると良いなと思う。

【M】

メインをほっとすまいるセンターや知的障害を扱う支援事業所がリーダーとなり年に1回から2回見学会等の連絡があるといい。利用するであろう親御さんにイメージができるはず。さらに少ないだろう施設数の見直しにも繋がるはずだ。

(4) 地域生活を支援するサービス全般

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・各サービス事業を実施していることが周知されているか。(施設及び事業所を利用している障がい者は周知しているだろうが、初めて利用、受けようとしている障がい者及び保護者達)
- ・様々な障がいを持った児・者についての理解はまだ乏しいと思うがどうか。
- ・移動支援の対象領域の拡充を図りたいが。
- ・移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支えるうえで重要なサービスであるが、難しいところ(ガイドヘルパーの確保やその資質向上の取り組みの配慮)もあり、実施されているかな。
- ・障がい児が入院した際、入院先医療機関スタッフ等との意思疎通が十分に出来ていないように聴いているがどうか。
- ・普段の生活の中で、障害等に関する悩み等を、お互いに相談しあえる何かいい方法はないか。(日頃の場所等提供は。公民館利用は予約制)
- ・介護タクシーを利用することが多いが、他の利用者と同様に重複し断られることがあるし、予約制なので緊急の場合に困難をきたす。
- ・夜間や不慮の事故等に対応する緊急時の手話通訳・点字・翻訳できる方等との締結しておくことはできないか。
- ・施設、ホームでのリハビリ支援はできないか。
- ・障がい者の理解、協力の促進についての検討は。(内面的障害を持った児・者)
- ・「補装具の種目・購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」改正

【C】

退院後やグループホームを出て、アパート等での自立生活を可能にするため一定期間を定め日常生活を容易に過ごせるよう生活訓練が行えるような支援施設が欲しい。

【D】

- ・ドライブが大好きで、気持ちも落ち着く利用者さんが多いと、施設職員からよく聞きます。利用者さんに満足してもらえるのが支援では無いでしょうか？移動支援になるのかは分かりませんが、ドライブだけでも、サービスとして取り入れて貰えませんか？
- ・スポーツ大会も成田市の市民運動会等が秋に有りますが、障がい者も分け隔て無く参加できる競技も採用されては如何でしょうか。健康者・障がい者の合同チームによる、フライングディスクとかポッチャとか、工夫すれば可能ではないでしょうか。同様に文化活動についても可能ではないでしょうか。垣根を作らないイベントを。

【E】

- ・主に知的障害者を対象とした就労訓練施設が徐々に増加しているが精神障害者を主な対象とした施設の絶対数が少ないと感じる。特に日中一時支援事業については、利用者の公共交通機関の利用等が困難な場合も少なくないので、より一層の充実が求められている。
- ・コロナ禍において在宅で過ごす障害者が増えていると思われる一方で、コロナを理由に利用が制限される事業が発生している。障害者が孤立しないような取り組みが必要である。

【H】

定期的な情報交換の場を設けることにより、我々も学び、何かできることがないかの提案をさせていただける可能性も広がると思います。

【I】

- ・事業所からは、「生活介護が終わった後、日中一時支援を柔軟に使えるようにしてほしい」との要望がある。また、特別支援学校からは「通学に移動支援を使えるようにしてほしい」との意見もある。

【K】

- ・地域活動支援センター：気軽に利用していただく場所であるが交通手段の選択肢が少ないと利用者希望者にとって利用しづらい。

【L】

- ・地域活動支援センターについて、当地域活動支援センターは、車椅子利用の方が多く1車輻を利用できる人数に限りがあり、送迎に2便、3便と対応をしている。1便当たり3台稼働(普通車

- 輛2台、軽車1台)で運営している。現状として1便に対し1時間30分程度の時間を要しており(2、3便は近場を対応)、そのため送迎範囲を市内全域と設定できずにいる。
- ・現在、非送迎対応の地域に居住の方は、公共交通機関を使用してサービス利用となっている。障害者手帳の提示にて料金半額となるが、自費が発生している。多くの利用者が負担上限額0円で、送迎サービスを利用することで負担金なく来苑しサービスを受けられる。同一サービスを受けても、居住地による地域差が生じている。
 - ・上記の2点とも、自力や家族の送迎で来苑することが前提となっている。現在は大きな問題となっていないが、同じ市民なのに同一サービスを受けられないと不満の声も聞かれる。
 - ・入浴等を主の目的とされている方が多いため、市の協力のもと18歳以上の年齢制限を削除している。
 - ・訪問入浴サービス事業について、入浴車1台のため、6件/日で稼働している。
 - ・日常生活用具給付事業について、助成対象になるものが分からないという意見がある。

【M】

日常生活用具について…

耐用年数がそれぞれ設けられてあるが年数に満たないうちに買い換えることも消耗品なので有り得ます。

オムツ助成金。歩行不可能な4歳以上、又は脳原生である者のみ対象。(知的障害者は部外)成田市以外では歩行可能でも手帳があり医ケアがありおむつが必要であればおむつの助成金がある。歩行可能でおむつを必要としている方は沢山います。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・広報・機会あるごとに説明・パンフレット等でのPR実施をする。
- ・情報提供期間や相談機関ネットワークの体制の構築を図って欲しい。(従事する専門職の資質向上の研修の充実等)
- ・自治体独自で品目を増やしたり、助成等を要望する。
- ・実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての移行等を十分に把握したうえで、適切な利用時間を設定するなど、真に必要な者にサービスが適切に提供されるようにする。
- ・入院時のコミュニケーション支援があることの周知徹底を図る。
- ・各団体会使用の談話室の使用の調整が必要か。
- ・一般タクシー利用券の増券をしてほしい。
- ・各企業・事業所・店舗及び各学校等も含め、地域社会全体において、障がい児・障害のある人への理解が進行するよう、種々の講演会、講習会や健康福祉まつり。

【D】

- ・ドライブが大好きで、気持ちも落ち着く利用者さんが多いと、施設職員からよく聞きます。利用者さんに満足してもらえるのが支援では無いでしょうか？移動支援になるのかは分かりませんが、ドライブだけでも、サービスとして取り入れて貰えませんか？まず、実態把握をして下さい。そのうえで、考慮して下さい。実態把握には全面協力致します。当団体のメンバーにアンケートで協力をする。
- ・スポーツ大会も成田市の市民運動会等が秋に有りますが、障がい者も分け隔て無く参加できる競技も採用されては如何でしょうか。健常者・障がい者の合同チームによる、フライングディスクとかポッチャとか、工夫すれば可能ではないでしょうか。同様に文化活動についても可能ではないでしょうか。垣根を作らないイベントを。スポーツ振興課・文化国際課と、一緒に取り組んで下さい。共生社会実現の為にも。住んで良しの成田にする為にも。支援スタッフについては、ボランティア参加を惜しみません。

【E】

サービスの対象となる項目を再検討し、コロナ禍でも利用可能なサービスや利用者の分散や時間・場所等の工夫を試みるための協議の場を設ける。

【I】

ニーズがどれだけあり、そのためにどれくらいの予算が必要になるか調査をすることからではないか。

【K】

コミュニティバスの整備には限界がある様に思うので高齢者が利用しているデマンドタクシーを障害の方も使えとよいのではないかと思います。

【L】

- ・地域活動支援センター事業について、現在送迎対応が困難な地域に対して、公共交通機関を使用してサービス利用となっている。居住地によって利用料以外の負担が生じているため、利用者への助成等を考えて頂きたい。
- ・車両購入時等の助成

【M】

- ・無駄に欲しいと言っているわけではない、必要である方に柔軟な対応をお願いします。
- ・他の市の多くは月に30枚の支給があります。同じく月に30枚の支給を求めます。

(5) 相談支援体制

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・福祉サービスの支給決定のプロセスの見直しが図られ、市町村に基幹相談センター「ほっとすまいるセンター」が設置され相談体制が取られていると聞いている。また、成田市地域自立支援協議会内に「相談支援部会」が発足され相談支援体制の充実が図られていると思われるが。
- ・複雑多岐に亘るサービス利用計画等を作成、相談するにあたり、行政や事業所の連携及び情報の取りまとめ等で大変忙しいのではないか。
- ・相談支援専門員の不足が気になる。担当者個人の負担が大きいし、経費も事業所負担になっていると聞いている。もしそうであれば改善考慮が必要か。
- ・障害福祉サービスの決定権は市町村にあるため必ずしも計画通りにならない部分があるのではないか。
- ・一般的な悩みごとや困ったこと等は、家族、親戚の人が中心となっているようだが、法律や制度的な専門的な内容になると結論ありきのためか専門機関等に頼っていることが多い。専門員の多忙の解決についてはどうか。

【B】

行政に保護者が子供の障害を相談に行った時に相談場所の紹介や居住地ごとに子供や保護者を支援してくれる決まった担当者があると心強い。

【C】

- ・計画書作成やモニタリングの単価が低くなり収益が上がらず、人件費を維持するのが困難です。
- ・居宅介護のヘルパーさんが少なく探すのに苦労することが多い。また精神の就労支援A型・B型作業所が少ないため紹介が難しい。利用したいところがあっても交通の便が悪く利用できない。

【D】

就学前のお子様を持つお母さんから、他のお子さんとは様子が少し違うけど、何処に相談していいかわからない・・・とか、特別支援学校卒業間近の保護者から、進路について良く分からない・・・、障害年金申請について準備が分からない・・・との相談が多いです。広報や、案内チラシで、様々な相談の案内が、掲載されているにも関わらず・・・です。何が足りないのでしょうか？

【E】

- ・相談支援事業所自体が少ないことと相談支援専門員の人数も少ないようなので、こちらが依頼したときに時々断られることがある（ケース内容のこともあるかもしれないが）。
- ・医療機関へ未受診や受診中断ケース等に対し、行政と相談支援事業所との連携で一緒に訪問支援等を行っているようなので、一層その様な方たちへの支援を行っていただきたい。

【F】

医療的ケア児等の相談支援専門員の作成ならびに施行が始まっているにもかかわらず、地域の窓口として運用できているかの疑問があります

親御さんに聞いてもまずは誰に聞けばよいか？どこに行けばよいか？周知がされていない。システム的に成人ですとケアマネージャーがいると思いますが小児に関しては複雑な縦割りの制度や行政機関がありますのでよくよく知っている方でないと担当できないのは承知ですが、まだまだうまくいっていないとのご意見を患者様からよく聞きます。

【H】

定期的な情報交換の場を設けることにより、我々も学び、何かできることがないかの提案をさせていただける可能性も広がると思います。

【I】

障害分野に限らず、高齢・児童・生活困窮と言った相談をワンストップで受けられる体制を国は推進しているが、元所は縦割りである。相談事業所も行政もそのような組織の為、利用者にとっては使い勝手はよくない時がある。

【J】

- ・児童の計画を行える相談支援事業所が少ないと思います。
- ・一般相談支援事業所が計画相談で多忙の為、地域移行や地域定着を行える余裕が無いと思われま

す。

【K】

身近な相談：相談機関、と言うとちょっとした話、愚痴等では敷居が高くなる印象。
もしかしたら、地域の中には、外部との接点として話をしたい人もまだ多くいるのかもしれない。何かのきっかけとしての相談は必要性が高いのでは。

【L】

- ・行政からの書類や郵便等の内容が理解できない方（日本語理解が困難な利用者）が、対応できず書類がそのままになり返信できずにいた。コミュニケーション困難なため、地域・関係住民への不信へ繋がっている。
- ・当相談支援事業所は地域活動支援センターと併設のため、自ケースに限らず一般相談対応が多くなっている。担当がいないケースへの対応も同様。
- ・介護保険移行について、移行・制度に関する説明が不十分で利用者が混乱を生じている。

【M】

相談支援体制には多くの方の意見が集まりました。保育士、保健所、保健師、ワーカー、行政との連携体制の強化。障害ある子供を育てるという不安や、サポート支援は子供が小さいうちに強く抱きます。歯医者1つとってもどこへ行ったらいいのかわからないのです。聞かれたことは言えますが自分から進んで相談したり、意見言える親御さんは少ないのです。

また、児相、保健所等は理解が乏しい・各所の連携も乏しいと感じる親御さんが多くいました。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・基幹センターに配置される指導的な役割を担う専門的な人材を計画的に育成確保、増員並びに配置等の充実を図る。
- ・個人情報の問題をクリアする。
- ・障害児者の相談支援「計画相談支援」・「地域相談支援」・「地域定着支援」・「障害児相談支援」・「基本相談支援」

【B】

月2回発達障害を学ぶ会を開き、カウンセラーの先生方と保護者達等で勉強会、情報交換をしている。

【D】

障がい児・者の為の相談、が強調されていませんか？特に、小さなお子様は、これが障がいになるのか判断できません。そんな保護者が相談したい時に、少しハードルが高すぎる気がします。成田市主催の、福祉講演会等に、質問時間に加えて、最後の30分位を、個別相談コーナーを設置し、障がい者福祉課職員・相談支援員・その他ペアレントメンターを個別に配置し、相談内容別に対応する。

【E】

相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えることを期待しているが、これは国の相談支援事業に対する給付額が増額されないことには難しいであろう。ただ、現任者がより質の高い支援を行えるために、現在開催されている自立支援協議会等の相談支援専門員の集まりで事例検討等を通じ、現任者のブラッシュアップを図っていくことが有効であろう。

【F】

県の事業として政策が出ていると思いますが、実行すべきのみです。市民の方とのギャップを埋めるべきかと。

【I】

既得権益に絡む問題であるため、民間同士では、なかなか解決しないように思う。県の中核センターも堂本知事の強いリーダーシップがあったからこそ実現できた。せめて成田市としてワンストップでの相談を推進するといったメッセージを出してもらいたい。

【J】

計画相談を、計画を中心に行っている事業所が行い、新規や総合的な相談は基幹相談支援センターが行い、一般相談支援（地域移行）を行う事業所が地域移行に取り組むなど、大まかな役割分担ができると良いかと思います。

【K】

身近な相談としてご利用して頂きやすい、必要な人に情報が届きやすい、周知を考え、対応する相談機関の整理等はあった方が良いのでは。

【L】

- ・ 通訳ボランティアの斡旋や紹介等。
- ・ 介護保険移行について、各関係機関で混乱することないように移行・制度に関する説明が必要。

【M】

千葉リハビリテーションセンターから小児神経のドクターがこども発達支援センターにメンタルケアとして訪問に来ておりますが、どのくらいの親御さんがメンタルケアしていただいているのでしょうか？沢山の親御さんが利用していますが皆さんお会いすることは不可能です。スケジュールを組んでもっと柔軟な対応をお願いします。また、お子さんの状況によって必要性が異なりますが、今、何が不安でどんなことを希望しているのか？しっかり寄り添ってヒアリングしてください。それぞれに必要な人材を求めます。

介護支援専門員の小児担当等があるといいなあと思います。児童相談所、保健所に対してこれから県内に新しく出来るということで職員の方の負担も減るでしょう。地域を分けていただき、より親身に相談出来るよう求めます。

（6）障がい児支援

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者と利用日についてはどのような実績か。
- ・ 医療型児童発達支援についてはあまり知られていないのではないかな。
- ・ 乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設の障がい児や重度の障がいや疾病等により外出が困難であるために在宅で生活する障がい児に対する発達支援については、必ずしも十分に届いていない状況にあると思われる。
- ・ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、人工呼吸器要因(用品?)等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが必要な障がい児が増加しているかな。このような医療的ケア児が在宅生活を継続して行こうとする場合、必要な福祉サービスが受けにくいほか、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が十分でないと感じると家庭に大きな負担がかかっていると思う。
- ・ 保育所等訪問支援の事業を開始、実施にあたり、サービス体制を図れる事業所の確立又は保育園との連携体制ができているのかな。
- ・ 発達障害児も初診までの待機期間が長期に亘るなど、診断・対応等を行う小児科医院の数が十分とは言えないかな。

【B】

- ・ 放課後等デイサービスは利用が小学生、又は比較的障害の重い子が多い。軽度の障害であっても、サポートの必要な子がいるので放課後過ごせて学べる場があってほしい。

【D】

- ・ 障がい児支援については、ボーダーのお子様にも悩まれるお母さんが多いです。旦那さんに相談しても、頑として否定され、悩まれるお母さんが、孤立しています。そんなときの支援が大事です。保育所の職員さんも、お子様の状態を気づいても、保護者の方にも話しづらいことも有ります。

【E】

- ・ 保育園／幼稚園への医療的ケア児の受け入れ全般

近年、医療的ケア児の在宅増加に伴い、発達年齢に合わせた集団の場への参加の必要性が高まっている。しかし、施設上また対応可能なスタッフ不足等の理由から、医療的ケア児の保育園／幼稚園への通園が困難な場合が多い。

- ・ 保育園／幼稚園また発達支援センターへの通園・通所バスには医療者が同乗していないため、交通手段を持ち合わせないなどの理由から、通園・通所が困難となっている家族がいる。
- ・ ファミリーサポートセンター事業等、発達障害を持つ子供たちや家族の利用に制限がある。

【G】

- ・ 市内在住の医療的ケア児に対する在宅調整に関して
医療機関以外が中心となつてのコーディネート（相談支援専門員）が現場からみても不透明
- ・ 就園、就学等に際しての市内小中学校、幼稚園での対応がどこまで可能なか不透明（気管切開児の吸引等、特別支援学校ではなく通常の学校対応等）

【H】

1 (1) 及び 1 (2) をご参照いただければと思います。包括的支援体制の構築に全面的に協力させていただければと考えております。

【I】

幼稚園では障がい児の受け例はほとんどないと聞く。バリアフリーという点からは問題があると思う。重症心身障がい児の受け入れ先も、市内には無く、佐倉市等に行っている。

【L】

医療的ケアの必要なお子さん（者を含め）を通える福祉事業所がなく、家族・家庭に大きな負担が生じている。子は成長し、親は老いていくことを考えていき、在宅で少しでも長く生活が可能となる体制（医療・教育・福祉等の連携）を構築する必要がある。

【M】

障害児支援ではとても多くの意見がありました。相談支援体制と同様(1-5)

- ・ 保育所等訪問支援について…せっか訪問保育へ行っても担当して下さるのは一緒に着いてきた下さる先生。訪問先の先生との関わりはほとんどなく障害等を知ってもらえるきっかけにはなるが触れ合う機会には少し縁遠い気がした。
- ・ 放課後デイサービスについて…児にとって大切な時期に学校とデイサービスだけでは日頃の訓練のフォローが難しい。外来リハや訪問リハ等の個別訓練を受けているが市外へ行くことや時間の問題により満足には受けられない現状。支援センターではOT、PT、STの職員が少なくとてもじゃないが十分な訓練には繋がらない。支援センターの利用年齢も12歳までというとても大切な時期に打ち切られる。もう少し職員の負担を減らすことや人員の配置を検討するべきである。外来リハも市外であるところから市内でも訓練できる施設がないと障害児支援には繋がらないと考える。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・ 重症心身障害では、NICU、PICU、小児病棟等の長期入院児の在宅移行や在宅児の加齢や疾患等による重症化、在宅における医療的ケアを日常的に必要とする重症心身障害児者が増加していると思われ、その医療対応に携わる人材育成確保が求められると思う。
- ・ 乳児院や児童養護施設等を訪問して実施する発達支援を推進する方策の在り方、重度の障がい等のため外出が困難な障がい児に対しても自宅を訪問して発達支援を実施する方策の在り方、重症心身障がい児にあたらぬ医療的ケア児について、障がい児に関する制度の中で適切に位置づけ、必要な支援を推進する方策、医療的ケア児等について、その家族の負担も勘案し、医療福祉、教育等必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、府県、市町村や関係機関の連携の在り方等を検討したらどうかな。
- ・ 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援については、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、放課後クラブや日中一時支援事業との役割分担にも留意しつつ、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、制度、運用面の見直しを検討する。

【D】

赤ちゃんの、定期健診時における、早期発見。相談時間を十分にとる。必要であればモニタリングを開始し、きめ細かな経過観察をする。連絡帳の様なものを作成する。

【E】

上記、保育園／幼稚園への医療的ケア児の受け入れ全般及び保育園／幼稚園また発達支援センターへの通園・通所バスには医療者が同乗していないため、交通手段を持ち合わせないなどの理由

から、通園・通所が困難となっている家族がいることに対し、医療的ケア児が年齢に合った集団の場へ参加できるよう、医療スタッフや対応可能なスタッフの充実をしていただきたい。
また、ファミリーサポートセンター事業については、特別支援のニーズがある子へのサービスの充実を図っていただきたい。

【G】

- ・退院前からの情報共有、見える化（退院時期が未定でも）
- ・相談支援専門員要請（医療現場まかせにしないで関係各所で共有してもらいたい。）

【I】

受け入れに伴うリスクに対して人材が追い付いていない点を解決しないといけない。障がい児を受け入れた幼稚園や事業所に対しての、市独自の補助金の導入や保育所等訪問支援の導入等。

【L】

現在、個々のケース（線）では関係機関（医療・教育・福祉）は繋がっていると思われるが、面としての繋がりは不十分だと思われる。教育・福祉は委員として自立支援協議会へ定期参加をしているが、医療職へ参加を依頼してはどうでしょうか。

【M】

- ・訪問先の先生と利用する側としっかりヒアリングしていただき、せつかくの時間を寄り添った内容にしていただきたい。
- ・利用側の必要性をしっかりと把握していただきたい。どれだけの児が利用しているのか。年齢は関係なく私達は生きていながら支援を受けていかなければいけない。専門分野によっては納得いかないうちに支援を打ち切られ、その先の支援には引き継いでいただけないという現状。

（7）就労支援

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・障害のある人自身やその家族の高齢化に伴い、介護や医療等、複雑かつ様々な課題を持ちながら生活する世帯の支援に対応するための支援体制の構築、障害を早期に発見し、早期に療育を始めるため、各支援センターを中心に幼少期から必要な支援につながるよう発達が気になる子供どもの家族への相談、専門的な個別療育相談、保育機関等への巡回相談等の充実を図っているか。
- ・地域社会で生活を維持していくためには、就労支援は欠かせない施策であるため、福祉就労から一般就労に移行していけるよう取り組むだけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた就労の充実を図っているか。
- ・企業や事業所における障がいのある人への理解と雇用促進の啓発を強化する。
- ・ともに、雇用義務化や法定雇用率達成に向け取り組んでいるか。
- ・生活や暮らし方は一人ひとりが様々であるため、各自の個性を尊重しつつ自分の意志と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか日常生活上の新たなことに対応するため、どのような各種サービスの充実を図っているか。
- ・介護者の病気・本人の不安定期間に利用の短期施設は在宅障害者に大変重要で有る。そのための確保はどうか。
- ・就労、生活介護の利用は需要が見込まれており、質の高いサービスの持続可能性が必要で有るがどうか。
- ・療養介護は、医療機関との連携はどうか。生活訓練は、知的・精神の利用状況はどうか。身体機能・生活能力の向上で有る。豊かな地域生活を送るための支援を図れるか。そのための周知徹底利用拡大のため施設の拡大が必要であるが。

【B】

成田空港ができ、その関連企業も多く、障害者でも就労する場があると思われませんが、あまり知的障害者の就労には結びついていない様に思われます。行政の後押し等があればよい方向に向くのではないのでしょうか。

【C】

精神障害者の就労については、雇用率等の見直しもあり改善の方向にはありますが、受け入れサイドでの認識不足があり職場での就労期間や定着率が低い傾向であるように伺っています。精神障害での障害特性等が十分理解さない環境での就労が原因と思われ、雇用者側で十分な理解を深める必要があると思います。

【D】

ジョブコーチが不足しております。離職率を防ぐためにも、定着支援は大事です。

【E】

就労移行支援、A型・B型の事業所はまだ少ない。障害者雇用も条件のハードルが高い印象。実際に働き始めた後も通院のための有休取得や福祉サービスへの配慮等があまり見られず就労することで福祉サービスとのつながりが途絶えてしまうことも見受けられる。就労しつつ福祉サービスも受けられる体制づくりが必要。

【I】

就労系事業所全般で新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がない状態。就労訓練をしても就労先も減っている。

【L】

就労し職場定着することが一番の課題であり、当事者として困難な点だと感じます。長い期間就労していけることが目的であると思いますが、成功体験を得る・積むことが最終的に継続に繋がるのではないかと考えます。まずは目標を半年、1年と話し合いで決定、評価（出来なくても継続できた期間を評価）する。

※自ケースの方が就労した際、何度かチャレンジをして失敗を繰り返しましたが、最初のチャレンジより2回目、3回目のほうが長い期間働いていました。

【M】

団体の多くはまだ小学生の親のためイメージがわかりません。だからこそ、不安を抱える親が多かったです。就労定着支援も必要だろう。だがその前に、この先訓練により頑張れば辿り着けるかもしれない小さな学年へ焦点を向けていただきたい。特に療育手帳を持っている児は頑張って就労を考える。だからこそ学生の内に年月かけて訓練する必要がある。障害児支援(1-6)でも意見しているが結果就労に繋がる。学校とデイサービスだけでは就労には近づけないことが多く考えられる。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・個人理解は、厳しいので行政、各団体及び各事業所を通じての各パンフレット等の配布並びに説明会・講演会・研修会等を通じて理解度を深める。
- ・医療的ケアが必要な人には対応できない、軽度の肢体不自由児者しか利用できない、数が不足しており、常に満床になって必要な時に利用できない状況である。県、国に要望する必要がある。
- ・医療的ケアに対応できるショートステイを自宅から気軽に行ける範囲に設置し、重度心身障がい児者の負担軽減と利便性を高めるよう地方自治体に要望する。在宅の心身障がい者が一時的に施設利用し、安定を図る。
- ・利用者は、相談支援事業所のサポートを受けてサービス利用計画書を作成する。
- ・福祉施設と一般企業の連携と環境の整備を図り、相互協力のもと早急に移行支援の推進を図るよう国に要望する必要がある。(就労移行・就労継続雇用、非雇用)
- ・社会資源(市内事業所はじめ近隣事業所施設)を活用進行させ、充実を図る。
- ・障がい児、者の診療にあたる医師の確保が重要課題であるので、どのような体制で臨むかの対策を考える。
- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、本人が望む場所で日常生活や社会生活を営むための支援を受けながら社会参加の機会が確保され、地域社会において共生が出来るよう障害福祉サービスの向上につながって来た。実施主体が一部各自治体であるため、福祉サービスに多少格差が生じているものもあるので、市が状況等を考慮しながら当事者や親等の立場から課題を見つけ討議し、情報を共有する。

【C】

就労及び就労後の見守りやトラブルの解消等を含めて、雇用者側との連絡調整役の担当者を配置する等の体制づくりが必要だともいます。

【D】

就労希望者登録制度を作る。就労を希望する得意分野、企業等からも、こんなことが出来たら採用したい等の要望を伝えて貰い、仕事を体験して頂き、適性を見て、双方が納得のうえで、就労に結びつけられる機会を増やす。ただ最近、障がい者雇用率からの、企業イメージダウンを防止する為に、作業の場所が提供されてはいるが、作業環境、福利厚生が配慮されていないケースがある様に感じます。管理監督を怠らない様をお願い致します。

【E】

夜間対応事業所等の整備や企業側の疾病理解。

【I】

空港に関連した仕事をしている事業所では当分厳しい状況が続く。特効薬は思いつかないが官公需を増やして貰えるとありがたい。

【L】

仕事以外のことを話せる、時には愚痴を聞いてくれる役割の人をジョブコーチとは別に設ける。

【M】

千葉市では就労Bをサポートする施設を検討している。市外との連携を求めます。成田市でも同じ様に就労に向けて支援できる施設を考えるべき。多くの企業への就労を求めます。例えば、市内の特別支援学校や支援級、さらに就労支援事業へ企業側が見学をする企画等があってもいいと思う。また、企業訓練に向けた体験があってもいいと思う。

(8) 権利擁護

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・ 当市の障がい者虐待状況は良く分からないが、若干は発生しているのかな。(社会情勢を見ても悲惨な事件が幅広く発生報道されている)
- ・ 障がいのある人に対する虐待はどこにでも起きる可能性(障がい者達は、被害意識が乏しかったり周囲に被害を上手に説明できない)があると思われると言われても時々の報道等であるのでピンとこない人が多いと思う。周囲の人が障がい者の気持ちを受け入れないだけかも分からないが、SOSの発信を早期に(知らない振りをししない)発見(含む内容・方法等に気がつく)が遅延している感がある。
- ・ 日頃から耳にし、身近なテーマ(成年後見制度)と考えているが、実際の制度等の理解は乏しく、親亡き後の生活の場ととらえている人が多いと思う。
- ・ 各関連機関(家族、当事者は勿論であるが、事業所・各施設・学校・警察・医療機関・児童相談所)等との連携体制の確立を確実に図る。

【B】

「成年後見制度」自体よくわからない。デメリットの話は聞きますが…。学ぶ機会が欲しい。

【D】

成年後見制度：障がい者の高齢化が、進んでおります。親亡き後の問題が、現実化されています。制度の説明チラシも、財産管理部分がクローズアップされ、障がい者の支援に重要な、身上監護については、あまり触れられていないために、利用を考慮するまで行かない様に思います。

【E】

障がい者は、障がいがあることで生じてしまう情報力、自己表現力、判断能力等の問題で、結果的に権利侵害を受けることは多いと感じる。家族の高齢化や親なき状況で、適切な支援を受けることができず、成年後見等の導入となることも多い。成年後見制度は、手続きをすることのハードルが高いイメージがあり、検討したくとも、気軽に検討できる制度とはなっていない。そのため、利用の開始が遅くなり、権利侵害につながることもある。考えもしないことで、権利侵害者となりうる危険性を誰もが有していることを認識する必要がある。

【H】

回答するだけの知識がありません。申し訳ありません。

【I】

家探しをしていると「障害」と伝えただけで反応が変わり、貸してくれなくなることもある。

【L】

- ・ 成年後見制度について、障がい者(当事者)の高齢化に伴い、親亡き後の問題が重要課題となっている。家族へ話をすると理解はしているが、どこに、どう相談したら良いかが分からないという意見がまだ多数あり、成年後見制度の周知が足りない。保佐人や相談支援専門員が入院同行した際に、医療機関から入院書類や手術同意書へ身元保証人としての記名を求められる。記名がないと入院、手術が出来かねると言われることもある。身元引受人がいないと医療が受けられないという考え方に疑問を感じる。

- ・障がい者虐待の防止について、擁護者もそうだが、支援者が加害者になってしまうことが多く聞かれるようになっている。擁護するわけではないが、人員不足等による労働環境の悪化やストレスの増加により、利用者に一番近い支援者の心の健康が保たれていない。人員の確保や業務の見直しが急務となっている。また、風通しの良い職場環境作りと他者の行動に関心を持つことによって虐待を発生させない、見逃さない。

【M】

- ・虐待の防止について…相談支援(1-5)と同じことが考えられる。
- ・成年後見制度について…正直必要なのは分かっているが団体内は小学生の親。まだ分からない。どうなるのかイメージがない。どうしたらいいのか当事者でも分からない。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・虐待を防止するためには、障がい者等が問題(虐待の種類・内容等により)を提起していることを認識し、SOSの兆候を見逃さずに、同僚や身近な関係者(専門員等)並びに機関等(関連機関団体組織)が協力し、早期発見(通報を怠らず・黙殺せず)、対応(状況の把握)並びに支援が問題解決(救援・援助)に繋がっていくと思う。なお、届け先窓口には守秘義務が課せられている(通報や届けでした者に対しての)。

専門知識を持つ職員や保護施設の管理体制が不足している点について国・自治体は真剣に対策を進めるべきと考える。

- ・市民後見人等の専門員の育成の促進。管理体制の充実を図る。
- ・広報活動・相談支援等を通じて利用・活動等法律・制度等の周知徹底を図る。

【D】

障がい者の生活自立を支援する、成年後見制度は大きな役割を持つと思います。当事者に寄り添うことが、最重要になります。財産管理も大切ですが、障がい者の場合は、特に身上監護の部分が大きなウエイトを持ちます。福祉サービス事業所との契約や更新、モニタリングに対する要求に始まり、障害年金、療育手帳、医療サービス、その他、様々な制度についての知識、手続きに精通する必要があります。専門職後見人では、行き届かない身上監護の部分もカバーできる、市民法人による後見が出来るよう、社会福祉協議会等、組織に運用を任せられれば、より地域に密着した後見が出来ると思います。品川区の社会福祉協議会が有名ですが、ネットを調べたら、茨城県つくば市の社会福祉協議会でも、後見人活動をしています。つくば市社会福祉協議会に実態調査しては如何ですか？

【E】

考えもしないことで、権利侵害者となりうる危険性を誰もが有していることを認識する必要があるため、そのための啓発の活動の実施。親なき後のことを、家族だけでなく、当事者である障がい者自身も検討できる活動の実施。

【L】

出前講座等の開催。

【M】

- ・1-1 家族間の問題であれば親へのサポート、相談出来る似た環境の方(支援センターや親子活動)の出会い。親御さんが何を必要としているのか？何が不足しているのか？等メンタルケアをしていくことが必要。さらに親身になれる相談員であること。
- ・1-2 施設内の問題であれば第三者が介入する必要がある。そもそも起きてからでは遅い。職員同士で話せないことも沢山ある。もし疑問に思う職員がいる時には注意してみていく必要がある。職員間で1人にさせない。
- ・2 どんな質問が来ているのか知りたい、そしてその事例を聞きたい。制度を運営している事業所の方の話を聞くことも必要。

(9) 災害対策

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・最近の自然大災害を考えると最重要問題（各障がい者にとっては、非常に気になり心配していることである。）と考えている。
- ・最近は様々な自然災害に見舞われ、いつ自身の身に振りかかってもおかしくない状況にある。
- ・災害の際に向けた準備は、個人個人の実情に応じて日常的になされることも必要と思うが、制度や体制上の不備等については、普段から自治体・国との関係団体が連携して取り組まなければならないと思う。
- ・「当市においては訓練等の実施が置き去りにされている気がする。（過去に何度か総合防災訓練を実施している。→障がい者団体別参加者が互いに協力し、避難場所で待機するだけの訓練。実際に即した避難、行動訓練は最近ない。）」
- ・障がい者向けの避難所の設置運営の備え等に問題を抱えていないかな。
- ・障がい者の直面した課題や支援の在り方を速やかに把握、検証し、今後の障害者の支援対策に活かすことが急務であると思われるが。
- ・現状は市長村ごとに体制構築状況に違いがあるうえ、実際に地震の避難支援計画の内容、避難計画の存在自体を軽々しく考えている。（誰かが援助してくれる）障がい児者やその家族も大勢いる。
- ・人工呼吸器使用者の要望
- ・吸引機使用者の要望（バッテリーのレンタル支給が少なく不安。呼吸器内蔵型バッテリーだけでは容量が少なく夜間の使用に不安がある。外部式充電器の使用許可を早急に図って欲しい。）（吸引機のバッテリーは、予備の支給を日常生活用具として認めて下さい。）
- ・避難行動要支援者名簿制度。個別支援計画に災害時の計画は行われていないし、話も出なかった。
- ・福祉避難所へ直ぐに入所できる姿勢が出来ているか。
- ・当市において、障がい者に対応できる仮設住宅の建設を考えているか。
- ・医療機器の使用に支障がある広域停電が起きないように、電力供給システムの整備はできているか。
- ・当市として、防災ボランティアの連携はできているのか。
- ・当市の、福祉避難所等についてのマニュアル・パンフレット等配布を。

【B】

障害児者が災害を受けた時(在宅)、一般の人達と一緒にの避難所ではとても無理だと思う。本人が通所している施設等ですごせれば安心できるのでは…

【C】

近年台風や豪雨による河川の氾濫や長期にわたる停電等による災害の発生頻度が多くなってきた。精神障害者にとっては、その時の体調の良し悪しで避難所での生活が困難になるのではないかと極めて憂慮される問題です。福祉避難所の所在が明確に認知されていないのではないかと思います。

【D】

避難所での生活が困難な障がい者は、福祉避難所の開設までは、一般の避難所で待機することになっていますが、非常事態の集団の中で、じっと我慢することは不可能です。保護者としても他の皆さんに迷惑を掛けたくないの、自宅又は車で待機すると話しています。

【E】

福祉避難所等での精神的負荷に対し、障害特性や地域特性に、あるいは可能な限り個々の事情に応じた配慮をすべきである。

【F】

- ・医療的ケア児の停電時のバッテリー問題は懸念されます。避難所でも肩身が狭い医療的ケア児のことを鑑みると福祉避難所での充電できるシステム成田赤十字病院の外来にてバッテリー補充センター開設を検討中ですが限界あり市町村での電源車の使用のルール等の整備 明確化等検討が必要かともしくは検討されているのでしたらどこに書いているかなどの周知徹底が重要かと
- ・災害時の医療的ケア児等のご家族との情報収集と連携について

訪問看護師ステーションとのライン等のシステムができていますが、市町村との連携が希薄です。今の時代に合わせたラインワークス等もしくは厚労省が開始している MEIS のシステムについての今後の検討がされているのでしたら具体化もしくは周知徹底。

【H】

災害時、在宅人工呼吸器のための発電や酸素の供給の体制がどうなっているのか。在宅人工呼吸器を使用している人の全数や住所、避難経路、避難場所について把握できているのか。実際に去年の台風水害時に見えた課題はどういうものがあったかを知りたいです。

【I】

地震や台風等の時に設置される避難所では、特に自閉症の方のように人混みや環境の変化に弱い人に対して対応していない。

【J】

災害対策について、福祉避難所等、新型コロナウイルス対策を加味してお示し頂けると良いと思います。

【L】

昨年（令和元年）の台風被害時の意見について、自家用車での移動が可能である方であったが、風雨が酷くなり医療機器故障の恐れがあったため自立での避難を諦めた。避難所開設等の情報や対応が遅かった。医療機器を使用される方の避難場所が分からない。福祉避難所としての開設がなく、ベッドの設置や車いすで移動出来るスペースの確保等の配慮が不足していた。

【M】

なぜこんなにも不安な声が多く上がるのか。場所も中身もその時にならないと分からないことが多すぎるからだと思います。地域によってはしっかり防災訓練している所もあります。だが、児の特徴は様々です。医療ケア児・重度障害児には電気のある場所を。特に名簿に登録している人はスムーズに福祉避難所へ対応してもらえるように願う。さらに、手帳 B では福祉避難所の対応ではない。歩行可能な知的障害等環境を理解できない児が B に多くいる。走り回ったり、大きな声を出したり理解ある方でなければ健常児と一緒に過ごすことは難しい。本当に過ぎなければいけないとなった時、もっと不満が出るだろう。命にも関わる問題とも言える。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・地域の特性や利用者の状況により市が柔軟に定めて対応するとなっているが。
- ・個別支援計画に避難行動を義務付けして欲しい。
- ・一時避難所から移動するのは、厳しいし、一苦労である。
- ・バリアフリー化を推進することが重要である。
- ・避難行動要支援者制度についての情報の提供（講演会・勉強会・説明会）活動、施策を広く収集・公知し、障がい者やその家族に対し災害に対する心構え、備え、啓蒙を実施し、対応等の理解を深める。
- ・実行動に即した各訓練の実施。
- ・災害時の防災意識 ☆同仕組み ☆同近隣町づくり（消防団・民生児童委員・支援協力者・緊急時の連絡先者・地区自治体・理解賛同者等の連携等）
- ・障がい者向けの福祉避難所の設営訓練の実施。
- ・パンフレット・マニュアルの作成配布・施策を収集・公知し、障害者やその家族・地域関連機関関係者等に啓蒙活動を通じて、対応の理解を深める。
- ・（福祉避難所について・避難所施設一覧表・避難するまでの流れ、対応・避難所生活全般の活動・運営啓発、理解等）
- ・避難の場所は、各障がい別に選定する。（区別することで関係者等の対応、手話、視・聴覚等で対策が容易である。

【D】

障がい者が、避難所を利用する場合に備えて、あらかじめ、空き教室又は、空き部屋を用意しておき、福祉避難所開設までの待機場所とする。若しくは、直接福祉避難所に迎えるように、福祉避難所と指定されている事業所と協議を進める。それに応じて、現在の避難所運営マニュアルを改定する。

【E】

障害種別毎の対応マニュアルの作成と研修。要支援者が参加する避難訓練の実施。

【H】

シミュレーションが大切だと思います。

【I】

東北の大震災の時でも障がい者や高齢者の避難については問題提起がされていた。これらの供給を学び実際の支援に生かすべき。

【J】

- ・改めて、福祉避難所に避難できる人数や対応の確認をされると良いのではないかと思います。
- ・当事者や家族が災害時に避難所に行くべきか、家に留まるべきか、親戚・知人宅を頼るべきか、車や、庭先でのテント避難をするべきかなどの検討をする機会や、広報等での情報提供が必要ではないかと思われます。

【L】

市ホームページやハザードマップ上にて、非常電源装置施設の明記。

【M】

千葉市では長期停電に備えて日常生活用具として対象品目を追加されている。(発電機、蓄電池、カーインバーター、足踏み吸引器)

災害時の窓口でスムーズに対応出来るように分けて欲しい。例えば…障害者、妊婦、歩行可能な高齢者等。(該当者は手帳持参)地域には高齢者が多く障害児と高齢者で名簿がいっぱいである地域はどう対応するのか?その点も考えるべき。

(10) その他の分野の課題等 (保健・医療、生きがいづくり活動、インフォーマルサービス等)

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・障がい者が施設、事業所内等で集団検診実施をしているのかな。
(障害種別に分けられるが、個人で病院に連れていくことが難しいし、待ち時間の間が持たない。予約制度があるが予約時間に実施されないことが多い)
- ・医療を伴う人たちの親子の暮らしの質を高める、支えるためには何が必要かな。
☆障がい者本人が身につけておくこと
☆親の接し方
☆心構え「対施設、職員、本人」
☆職員が気持ちよく働いてくれる職場であるために
☆日中生活の充実 ☆身体拘縮、変形防止のために加齢とともに重度化したとき
☆病気になった時 ☆指導員、職員、地域支援者等
☆福祉等について ☆医療について ☆地域支援者等の連携については。
- ・国・県の新動向を監視するとともに、密接な関係、連携を図りながら対策づくりに邁進して欲しい。(特に要望事項等について)
- ・市民の情報やニーズを大切に把握しながら、当事者に合ったより良いサービス探求に向けて努力して欲しい。
- ・国・県に対し、様々な事項に対応できる人材の確保、育成、要望を加味するとともに財政面の援助要請をして欲しい。

【B】

市の福祉連合会のレクリエーション等とても親子共々楽しみにしている。

【E】

生きがいになるかどうかはともかく、より多くの社会参加の機会を確保する必要はある。

【I】

「引きこもり」の支援のレパトリーが少ない。「暮らしサポート成田」を中心に家族の集まりや家庭訪問等を行っているが、十分とは言えない。

【L】

- ・活動の発表や販売のできる場の提供。
- ・人が集う場所での出店。

【M】

- ・千葉リハビリテーションセンターのように障害児保育では同じ環境や障害に分けたクラス、親への配慮が出来ている。なんてことないように見えるがとてもデリケートな問題の一つである。人

との繋がりや不安に思うことが同じだという安心感等が分かる。距離があっても多くの利用者が訪れるのはデリケートな部分がしっかり提供出来ておりさらには療育が整っているからだと感じる。

- ・市外に入所していたり、市外の学校へ通う家族は日頃から市民と触れ合う機会が少なく孤独になる。学年が進むと市の支援のしくみに悩みも出てくる。
- ・市内にある専門学校や大学と障害児との関わりから知ってもらう活動、交流会。デイサービス等にも参加していただき、どんな児がどんな生活をしているのかどんな特徴があるのかを知ってもらい、さらには近い将来に役立てて欲しいと考える。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・予め障がい者の現状を医療関係者等に話をし、理解を求め、了承を得て早めの診療をしていただく。反面、障がい者は、早めの受付をすることを心掛ける。
- ・この中から見えてきている課題を関係機関に声を発して解消に努める。
- ・安心して地域で生活する為には、医療、福祉教育のトータルな支援が必要と思うし、それらをつなぐネットワークの構築及び核となる相談支援の必要性、あらゆる場面で本人や家族を支えてくれる人材の重要性の認識等必要。
- ・人材の質、量の不足が解消されなければ、障がい児者の生活の生きづらさに繋がってしまうと思う。人材不足の解消及び職員の処遇改善とともに地域自治体役員・住民、医療従事者等への連携を求めて各方面に働きかけることかな。
- ・質の高い生活を保障できる入所施設の必要性。利用者・保護者と施設側には相互理解と深い信頼関係があることか。利用者の日中生活、地域社会活動への参加、理解、体調変化等に対してネットワーク等を通じて構築するように声をだすようにすることかな。
- ・様々な各法律、制度・見直しを含め、要請するところは慎重かつ確実な実行に努めてほしい。

【B】

毎月1回ハッピースクールと称してバスで例えば、カラオケボックスに行ったり、いちご狩り、ドイツ村等に見学に行ったり、移行支援を利用して、親と離れて子供たちだけで楽しんでいる。

【E】

学校や駅等公共施設等と連携し、障害のある人々の活動や作品の発表機会を増やし、社会参加や教育・啓発を促す。

【I】

- ・「引きこもり」支援人は長期的な支援が不可欠。小中学校の不登校の問題や就労の問題とも関係がある。教育センター、サポート校、ハローワーク等も含めて関係者が集まってもよいのではないか。

【L】

- ・現在は、事業所単位で個展等を開催しているが、自立支援協議会や各関係団体で主催し成田市に後援を依頼して、イベントとして開催。障がい者・児の皆さんが、肌で感じ取れる場の提供。

【M】

- ・横の連携をしっかりとることが必要。ケアマネのような存在を求める。
- ・障害レベルと学年が大きなポイントとなる。未就学児の枠と支援級と特別支援学校の枠。それぞれの問題視ができる。障害児の健康診断等みんなが集まりやすい環境の提案。必要な訓練や必要な病院等の話しが出来るといいたい。
- ・LivingLibraryとして様々なところで障害児との関わりをもってもらおう。知ってもらえる機会を増やす。

2. その他の事項について、ご意見をお聞きます。

(1) 障害者差別解消法の施行に伴う対応について

現状や問題点、課題等について
<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none">・権利条約並びに障害者差別解消法の周知徹底について 障がい者権利条約をはじめ、障がい福祉条約をはじめ、障がい福祉の法律施策が市民に周知されていない懸念がある。より一層障害児者に対する正しい認識や理解を福祉制度の周知徹底更なる啓発活動の充実強化を図る必要がある。・障がい者施設の建設や設備整備に対して、反対する住民等が窺がえる・障害差別解消支援地域協議会 障害者からの相談事例を参考、集積し差別が起きないようにする等体制整備の検討、国や公共団体の機関が会を組織し、相談や紛争解決に取り組む(公共団体の判断で必置ではない)と聞いているが。通学においても移動支援は、各市町村で格差があると聞いている。 <p>【C】</p> <p>精神科の通院経歴のあるものが容疑者であるような事件、特に殺傷事件の発生があるたびに精神疾患が事件の要因であるかのように報道されることの頻度が多く感じられる。また、多くの事件の容疑者は、裁判の過程で必ずと言って暗い精神鑑定が行われる。</p> <p>このような報道がなされるたびに、精神障害者への「怖い人」のイメージが増幅されて一般社会の人々の記憶に残り、精神障害への偏見を解消するのが困難なのだと思います。精神疾患の障害特性等について機会あるごとに繰り返し啓発し正しい理解を深めていくことが重要だと思います。</p> <p>【E】</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産会社に入居相談を持ちかけると、障害を理由にお断りされることが多い。・コロナ禍で交流機会を持ちにくい現状を考慮しつつ、理解促進や啓発を図る必要がある。 <p>【H】</p> <p>興味のない人は全く興味がなく、問題意識も持っていないと思います。</p> <p>欧米に比べ、車椅子を外で見ることがかなり少ないのは、そういう人が少ないのではなく、障がいがあると、公共の場に出ていきにくい状況にあるのだと思います。</p> <p>【I】</p> <p>5年10年20年というスパンで考えれば、理解は進んでいるが、まだ十分ではない。</p> <p>【M】</p> <p>子供同士の理解！大人側の理解！歩行が可能な子供達は予想しない行動をとることがあります。全てを理解しろとは言いませんが、周りの視線はとて冷たいのが現状です。障害を知らないからだだと思います。特別支援学校が普通学校への交流会がらありますがなぜ浸透しないのか。こちら側の負担を考えられていないことだろう。特別支援学校へ来てくれる交流会ならばそれとはまた別問題。</p>
課題の解決のための取り組み
<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者施策は、全ての国民が障がいの有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をめざしていくことが重要である。また、未来を築いていく共生社会の実現に向け、障がい者に対する関心と理解を深めることが出来るよう、取り組んでいくことが大切である。運営のためのマニュアルを参考にして、協議会が各地で速やかに組織されるだろうと言われている。○協議会を組織できる区域をどう考えるか。○参加が期待される機関や具体的な構成員は協議の対象とする事案は何か等、差別の禁止・法下の平等と差別の禁止・差別の定義・差別禁止法の整備・複合差別に対する認識と対応・実態の調査と事例集・施策の基本方針 社会的な要因を除去する観点から実施、障害児者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援提供・権利条約における地域社会で生活する平等・施策を講ずるにあたって、障害者等の意見を可能な限り尊重等する。 <p>【D】</p>

相互の理不足から来る、トラブルが多いと思います。市で主催するイベントに、①障がい者、健常者が一緒に楽しめる内容の工夫、②障がい者も安心して参加できる旨の案内、③地域における支援体制の整備・拡充を図る。学校教育での取り上げ。特別支援学校との相互交流。大人や、社会から伝わる誤解が先入観となる前に、ともに生きることが、ごく自然なことであることを伝えられるような機会を作る。

【E】

- ・不動産関係者等を交えた市主催の意見交換会の開催。
- ・オンラインを活用した意見交換の場や障害者スポーツの配信等。

【H】

身の周りの親しい人に障がい者がいない人は、なかなか当事者のことがわからないと思います。障がい者の方がもっと外に出て行く、そのためには整備を整える（道路を車椅子が通りやすくする、信号を足が悪くても渡れるようにするなど）ことが大切だと思います。

【I】

特に小学生や中学生くらいの年代から障がいに対しての理解を深めることが重要。成田市立の小中学校では最低でも年に1~2回そういった授業や取り組みを行う。

【L】

色々な市のイベントに乗じて、啓蒙活動を行う。“差別とは”何かを講演する等

【M】

同じ学年の子供達との交流をするのではなく、段階を踏んでもらえたら有難い。また、支援級の皆さんと御家族とのふれあい等から徐々に考えていただきたい。

（2）相談機能の拡充について

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・窓口を一本化し、種々の対応窓口に行かなくて済むようにする。
- ・（障害者等が同じような事柄をその場その場で再確認されることがある。）
- ・各相談内容等を法律・制度等に照らし合わせ、打ち合わせ会議、相談を重ね、かつ、解決継続事項として連携が保たれていると思われる。また、部分的な事柄については、各会議等の際に報告等されている。（大切なことなので今後も継続して行って欲しい。）
- ・各協議会開催時の際に、複雑な厳しい相談事例事項、見直し事項等について検討しあうための報告開示して欲しい。施設見学や視察等の計画して欲しい。
- ・（ほっとすまいるセンター）職員数の少ない事業所、配置等の中で来所、訪問相談・その合間の時間を利用しての関係機関等との打ち合わせ、会議並びに電話対応と大変な運営体制がなされていると思われる。また、時間外業務をしていると聞いているが。（業務を良くこなされており、なくてはならない事業所と思います。）

【D】

相談センターに、わざわざ行くまでも無いが、相談したいことが有る。そんな方が多いのではないのでしょうか。もっと、早く相談しておけば良かったと話す方が多いです。

【E】

福祉の相談窓口の情報を持っていない方々多い。あまり知られていない。

【H】

我々がセンターの存在を知らないこと、何をしているか詳細を知らないこと、自体が問題なのかもしれません。

【I】

利用者の利便性を考えるのであれば、分野を超えたワンストップでの総合相談窓口ができることが望ましい。しかし、そういった相談に対応できる人材は少なく、設備や予算も足りていない。

【J】

親亡き後に安心して暮らせるように、基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点を設置していく必要があると思います。

【K】

高齢・障害・どちらとも言えないけど関連している相談が増えている、成田市は広く、土地柄も多様なので、公的な性格を持つ相談支援が普段から情報共有をし、初動から割り振り、対応等お

互いにカバーができるようになれば、その方に必要な入口がより迅速に提供できるのかなと思います。

【L】

成田市内に基幹型相談支援事業所（ほっとすまいるセンター）が1か所では少なく負担が大きい。

【M】とても多くの疑問が上がりました。

ほっとスマイルセンターを知らない。どの年齢層に利用されていますか？利用されていない年齢層にも理解してもらえるように願います。特別 HP 等がなく、どんなことをしてくれるのか分からない。相談支援体制の強化とは？

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・相談事業の推進、運営発展の心臓部分的存在であるセンターの人員を市として配慮増員を検討する。
- ・各協議会会議開催の際に、解決の難しい相談事例事項等を提起、報告して頂くと検討、熟知等ができて活動にもより良い方向に進んでいくと思われる。
- ・施設の拡大、整備・対応職員の育成充実。（予算の増額検討・研修会・研究会等にて。）

【D】

相談者を待つ支援より、出向く相談支援を提案します。特別支援学校の保護者面談の時期や、卒業前の進路相談時に、希望者ベースで予約を頂き、学校にて相談を受ける。障がい福祉関連の講演会の後に、講演会会場にて、相談を受け付ける。要望があれば、進路相談の担当の先生や、教諭からも相談を受ける。

【E】

インターネット等で情報を集めることもできるが、情報を集めることでできない方も多いため、周知についての検討はさらに必要。

【H】

一般の人にもより周知させることができるとより良い活動につながるかもしれないと思います。

【I】

「24時間365日」「総合相談」と口にするのは簡単だが、実施するのは容易ではない。一部の人間に負荷がかかりすぎる制度では長くは続かないため、「人」「金」の両面で、しっかりとフォローすることが必要。

【J】

基幹相談支援センターの機能を充実する為に、ほっとすまいるセンターの職員の増員が必要と思われます。

【K】

行政主導による連絡会議等。

【L】

市内を人口か面積（地区）かで地域分けを行い、複数とする。

【M】

スマイルありますか？資料があり窓口の作りが…入りにくい。資料を見ている方がいたら声掛けたらどうでしょうか？そして、窓口での対応は相談窓口とは思えない冷めた対応に驚く。ネット化にしよう。相談支援体制の強化の評価を届けてください。市外との連携を求めます。市外等の交流会等に参加したことはありますか？

(3) 地域における支援体制の整備・拡充について

現状や問題点、課題等について

【A】

- ・市民の力と同時に、社会福祉に携わる各団体や保健・医療・教育・労働といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせない。関連分野を含めた関係者との連携や連絡調整を図って欲しい。また、自治体、障害者団体、医療機関との共生を図って欲しい。
- ・障がい児者家庭は、長期にわたり辛く厳しい暮らしを強いられてきていると思う。しかし過去、多くの関係者、関係機関等の努力により、様々な問題の提起や地道な活動がなされ、多大な成果

が上がってきたとはいえ、今なお、その日常の暮らしや医療等は、地域での生活をよりよく営まれる状況、厳しい暮らしは十分に解消されていない感がする。

- ・障がい児者が休日等楽しめる場所や趣味を活かせる支援提供は如何かな。
- ・各会等の域には、各々の連絡網が張られているし、機関、協議会のような様々な団体もあるので、必要に応じて情報交換等が出来る対策、体制が取れるといいかなと思う。
- ・民生児童委員・自治会等の成手が無いと言われているが、当市の状況は如何かな。

【C】

重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者の適用がない。千葉県では今年度8月からから精神障害者保健福祉手帳1級所持者が新たに対象とすることとなり予算計上される。千葉市、野田市、習志野市、我孫子市、浦安市、印西市では既に適用対象となっている。成田市でも適用範囲を拡大し精神障害者を対象者としていただきたい。

【D】

地域の結びつきが希薄になっているのは、日本全体の傾向の様ですが、少なくとも成田市は共生社会を実現し続ける街にしたいです。

【E】

市役所・児童相談所・学校・医療と連携する場があるようだがうまく機能していないような感じがする。今回のコロナ騒動でもあったが市役所、保健所、児童相談所の人員が少なすぎる印象。

【F】

医療的ケア児連携会等の設置等が進んでいない。関係者における会議をオンラインでも良いので定期的に開催し問題点のあぶり出しお互いの役割分担の共有からの今後の課題の検討が必須かと。

【H】

重症障害児の支援体制についてですが、医療、福祉、教育と窓口が一本化されておらず、知りたいことがあるときに「それは障がい者福祉課で」、とか「それは健康増進課や子育て支援課で」となるのが、仕方ないかもしれないが、お母さんは大変だと思います。

【I】

重症心身障がい児者に対する支援体制が乏しい一方で、精神分野では同じ議題を別の団体したと例えば、成田市精神保健福祉推進協議会や印旛圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議等で話していることもある。障がい分野でも、知的の精神・身体と分野ごとに分かれている中で教育や医療と連携するのは容易ではない。

【K】

障害の相談にて、単身でも家族でもご利用者のニーズが、障害福祉サービスのみで完結するような状況は、健康的ではないと考えるが、つい福祉。医療の領域で完結しがち

【L】

- ・地域ネットワークについて、警察に利用者が保護されるケースの場合、事業所を保護先として連絡がある。保護された場所や経緯等の細かい情報もなく、障害特性への配慮や理解が感じられない。押し付け感が強い。
- ・医療連携について、(6)障がい児支援に同じ。医療的ケアの必要なお子さん（者を含め）を通える福祉事業所がなく、家族・家庭に大きな負担が生じている。子は成長し、親は老いていくことを考えていき、在宅で少しでも長く生活が可能となる体制（医療・教育・福祉等の連携）を構築する必要がある。

【M】

- ・協議の場ではどんな議案が出ていますか？それがどんな支援に繋がっていますか？
- ・講義をして思うこと。現場で働く看護師、保健師の皆さんはどうしたらいいの？かと悩んでいることが多くありました。と、言うことは逆も同じだということです。
- ・相談支援専門員の勉強会・情報交換等。
- ・事業所アンケートの中にサービスの提供・専門職の確保・継続的な確保が難しいと上がっていました。また相談支援専門員への負担が大きいともあがっているため利用者に影響が及ぼすことも考えられる。行政でサポート出来る対応をしていかなければならないと考える。また、事業所側も児家族同様にショートステイ・グループホームが不足していると上げている事実。

課題の解決のための取り組み

【A】

- ・自分達で提言し、地域在宅等生活拠点である社会資源の有効活用と共生社会を実現するため、従来の福祉施設の機能を充実、地域での共生の育みを展開し、障がい者への理解を促進させる。（〇願いから現実へ〇想いから実践へ〇誰かがやるだろうから自分一人でも始めようを合言葉にし、情報提供の充実、収集・共存共生のため地域交流等を通しての生活をしていくこと。）
- ・障がい児者が初診等で受診した際等に初顔合わせのため、医院職員・従業員並びに患者等に理解されていない。
- ・障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことが出来る生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動し易い環境整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していくことが大切かな。
- ・一度役員に選任されたら、暫くの間任務にあたってもらい、その間に若手を人選し、任務にあたってもらう。

【D】

自治会を中心に、ゴミ拾い活動、草刈り活動、3世代（高齢者、子供さんを入れた地域の住民）でのレクリエーション活動、自主防災活動を、民生委員、学校の協力も得ながら、出来ればいいですね。

【E】

責任ある立場の専門職を多く採用してもらいたい。（危機管理を行う場所にこそ人員は割くべきと考える）

【F】

具体的には2020.1に当院で開催しました連携会議を継続し（当院はオンライン会議開催可）まずは、進めていくことかともまた、国際医療福祉大学成田病院がせっかくできたのであれば、多職種が学生からそろっていることも踏まえてますます、連携ならびに協力しながら会議を進めていけばと考えます。

【H】

障害児者の支援については、窓口を一本化できればよいと思います。

【I】

成田市地域自立支援協議会に医療や子育て自治会等の委員を加えるのも、解決の1つのとりくみになると思う。

【K】

できれば、色々な場所や人と適宜関係を結ぶきっかけになるような地域のネットワークがあって、その一部に支援が加わっていれば、そこをきっかけに提供できるものもあるのかな、と考えます。

【L】

- ・地域ネットワークについて、地域で利用者を支える観点から、警察や消防等の機関を自立支援協議会への参加を依頼。（地域で生活している障がい者への理解を深める機会等、有事の際にスムーズな支援に繋げる目的。）
- ・医療連携について、(6)障がい児支援に同じ。現在、個々のケース（線）では関係機関（医療・教育・福祉）は繋がっていると思われるが、面としての繋がりは不十分だと思われる。教育・福祉は委員として自立支援協議会へ定期参加をしているが、医療職へ参加を依頼してはどうでしょうか。

【M】

- ・コーディネーターは利用する学校や地域も一緒に動くべき。何が不十分なのか分かるだろう。
- ・小児慢性疾患児交流会や看護協会での公演や交流会では多くの情報を求められている。当事者の話が必要だと感じた。小児慢性疾患児交流会に行政（成田市）は参加しておりませんでしたので市外との連携を求める。
- ・佐倉市では相談支援専門員同士の会議等が2ヶ月に1回あり行政が介入している。また、佐倉市、印西市ではデイサービス事業所の会議も開催している。相乗効果があると考え。市外との連携を求める。

(4) 成田市こども発達支援センターについて

現状や問題点、課題等について

【A】

1. 児童発達支援センターの役割については。
 - (1) センターの地域支援機能に係る基本的考え方。
 - (2) 保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業の位置づけ
 - (3) 他分野も含めた関係機関との連携は
 - (4) 指定基準や関連通知等においてどのように位置づけるか。
 - (5) 早期発見・早期対応をキーワードにして、乳幼児から就労まで一貫した支援。
2. その他障害児通所支援の在り方については。
 - (1) 現在の事業体系の検証
 - (2) 新たな政策課題の検討
3. 障害児入所支援の在り方
 - (1) 現在の事業体系の検証
 - (2) 新たな政策課題の検討
4. 障害児相談支援在り方については
 - (1) 障害児支援の中での相談支援の位置づけ
 - (2) 障害児相談支援の体制整備を進めるための方策
 - (3) 気になる段階での対応を進めるための方策、各自自治体の事業等の連携。
 - ・(良い点) 保健福祉館を設置し、障害者の社会復帰支援施設としてアジサイ工房を併設し、障害者団体が自由に使用できる団体活動室を設け、その活動を支援していること。
 - ・(良い点) 自立支援医療の全額助成や障害者福祉手当の支給等他市に先駆けた施策であること。
 - ・(良い点) 精神保健福祉連絡協議会の設置は、他市には無い組織であること
 - ・(改善点) 障がい者福祉課には精神保健福祉士を継続配置するよう定数化してください。
 - ・(改善点) 精神障害者の利用できる福祉資源が少ないこと。

【D】

お子様の障がい気になる早い時点での発見～相談～支援、の一連の流れを、生涯にわたって、スムーズに出来る様なシステムの確立が求められています。

【E】

- ・医療機関は子どもたちの診察や検査や定期的なフォローを行い、日々の療育に関しては発達支援センターが中心となって児のサポートを行っていく、という役割分担を今後もしていければと思います。また、そのために子どもに関わっている各専門機関（医療機関、保育園／幼稚園等）の連携の充実を図るための中心的役割を担っていただきたい。
- ・言語療法を要する子どもが多いので、ニーズに合わせて柔軟に対応していただきたい。
- ・就学後、言語療法の必要性のある児童へのケアも継続をお願いしたい。特に、発達支援学校へ就学した児童にも、同様のケアの継続をお願いしたい。

【F】

たくさんの医療的ケア児やサポートが必要なお子さんが少子化の流れとは逆に増えていきます需要と供給とがマッチしていない印象を受けます親御さんからは必要な要望がたくさんありシステムチックに運用できていない印象があります。まずは、具体的には専門家の配置をすべきです小児発達領域の専門家（医師に限らず）を常勤で計画的にシステム化できる人員配置もしくは、全体的な人員配置をもっとすべきかと（マンパワー不足による弊害）。外部から見ますと、うまくいっているところと、いけないところとの差が激しく感じられます（親御さんからの意見しか聞いていませんので何とも言えませんが事実かと）そういった意味でも全体的な見通しをできる方がいないとうまくいかないかと考えます。

【H】

様々な理由で通所できない児に対する訪問保育や療育、リハビリテーションもニーズがあるかもしれないです。

【I】

市の直営で専門的な職員も多く、プール等他にない設備があり人気がある。しかし、人気がある。しかし、人気がありすぎて利用を制限しなくてはならない状況を聞く。

【M】

- ・(障害児支援1-6同様)0歳から利用可能なセンター。どのようなサポートをしてもらえるのかはとても大きい問題。(親に対しても同様)
- ・支援センターにはOT、PT、STが居るが職員が少ないため十分に受けられない。また、そのような専門職と学校との連携も必要とするところである。
- ・看護師が常駐しているが医療ケア児に寄り添った療育にはなっておらず、保育園や学校を控える親にとってはとても不十分である。
- ・兄弟児の件について…障害児の他に1人は可能だが2人兄弟がいると預かって貰えないこと。
- ・保育園や幼稚園から来た先生は障害児の扱いや考え方に疑問を感じる。

課題の解決のための取り組み

【A】

- (1) ①各地域におけるセンターの位置づけ・役割。
②センターが行う地域支援の具体的機能・役割・子育て支援策一般との役割分担。
③センターの職員が有すべき専門性
- (2) ①センターの必須事業とするかしないか。
②関連の予算事業の実施についてはどの様に考えるか。
- (3) ①児童相談所、障害児入所施設、発達障害者支援センター、医療機関等との連携。
- (4) ①人員・設備等
- 2 (1) ①医療型の児童発達支援・センターの人員配置基準等
②放課後等デイサービスの在り方保育所等訪問支援の推進方策
- 3 (2) ①障害児入所施設の社会的養護機能
ア 被虐待児の受け入れ等
②肢体不自由児の入所施設における職員の確保等
- 4 ①障害者に対する相談支援との相違点等
②一般的な子育て支援施策
- 5 センターの活動等については、決められた曜日等について支援対応されていると聞いてはいるが現場の見学や参加等をしたことがないので良く分からないが、大切なことは早期発見、治療等専門的な体制で対応することが必要とされると思う
- 6 発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をする支援手法の普及や市民等の理解促進を図って欲しい。「毎年4月2日の正解自閉症啓発デー」等を通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発が行われているのかな。

【C】

- ・精神障害の特性等に係る知識や理解を深めるための啓発活動
- ・精神障害者が利用できる福祉サービス施設を計画的に整備拡充すること。

【D】

ゆりかごから、墓場まで・・・どこかで聞いた言葉ですが、障がい児・者に対する見守りに必要ではないでしょうか？幼少時/就学前/就学時/卒業後と、区切り区切りで、保護者の方がご苦労されています。特別支援学校の小学部～中学部～高等部への、引継ぎですらスムーズにされず、落胆したことも有りました。生涯にわたって情報の申し送りが、スムーズに出来る仕組みが有るといいですね。

【E】

- ・子どもの成長は縦割りににはできません。子どもに関わっている各専門機関が早期から連携をとっていくことで、成長の過程でサポートが途切れないような支援体制を構築敷ければと思います。そのためにも、専門のコーディネーターや相談員の充実が望ましい。
- ・公共交通機関では通所が難しいご家庭もあるので、通所手段の拡大もお願いしたいです。

【H】

人員の拡充。

【I】

市の直営で専門的な職員も多く、プール等他にない設備があり人気がある。しかし、人気がある。しかし、人気がありすぎて利用を制限しなくてはならない状況を聞く。この問題を解決するためには設備の補充と言ったことが必要になるが、そのためには多額のお金がかかる。そこで利用者の直接支援だけでなく、保育所等訪問支援等を充実し、支援者、支援者を支援するといったスタンスに変えてもよいのでは。

【M】

- ・第三者となるドクターを配置をしているがみんな受けられていない。なぜ？
- ・センター内ではその利用者によって受けられる支援と受けられない支援があります。それはどうしてなのか全く分からない。明確に紙面で掲示すべきである。
- ・療育に慣れてくれば親と離れることも考えられるため少しずつ寄り添った内容を求めます。
- ・サポート方法・理解を求めます。
- ・職員の異動時までにはしっかりと教育を求める。

(5) 成田市の障がい者施策について

現状や問題点、課題等について

【成田市の障がい者施策の良い点・改善すべき点】

【A】

- ・成田市の福祉関連事業等に対して、事務的事項並びに各障がい者への助成、同補助金並びに相談支援を含め提供されているところはあがりたいと評価したい。
その反面、以前から障がい者施設の増設、拡大充実等(学校の廃校を利用したの整備等)を要望しているが、維持管理の必要な建物等に対しては不十分(管理運営面を考えると大変)であると考えられる。これから増加すると思われる高齢者並びに重複重度、精神障がい者対策等に視線を向けて充実させて欲しい。「医療関連学校・医療施設関連等の整備への助成金等」充実が優先している。(障がい者の立場から言わせていただきました。)
- ・制度改革等がめまぐるしく変更されている状況なので障がい者自身が理解に苦慮していると思う。そのためにも説明会、パンフレット等の配布等して頂き、理解、啓発に努めてほしい。(経費並びに職員の配置等があると思うし・相談に来ればという気持ちがあると思うが。)
- ・第五期成田市障がい福祉計画のヒアリング調査結果収集後アンケートの後始末はどうなっているのでしょうか。(一部の人には発送されていると聞かすが・経費労力が大変と思うが)
- ・困難に直面する複雑家庭の相談支援は、自治体だけでは限界があると思う。事業所、施設、地域の力を借りて、手厚い支援に結びつけて欲しい。

【B】

- ・親が先ず子供の障害を疑うのは、子供の「言葉」が出るか否かです。現在も「ことばの教室」の先生方は熱心に取り組んでくださっていますが、ますますの充実をお願いします。
- ・障害者の一般企業の就労がまだまだ遅れています。ハローワークと企業と就労支援施設の間にとって働いてくれる体制がほしい。
- ・当会の活動は、自助、公助、共助という考えで、自分達でできることはしようと思い活動してまいりました。私達には行政には計り知れない仕組みがあるものだと感じられました。残念です。

【C】

良い点

- ：保健福祉館を設置し、障害者の社会復帰支援施設としてアジサイ工房を併設し、障害者団体が自由に使用できる団体活動室を設け、その活動を支援していること。
- ：自立支援医療の全額助成や障害者福祉手当の支給等他市に先駆けた施策であること。
- ：精神保健福祉連絡協議会の設置は、他市には無い組織であること

改善点

- ：障がい者福祉課には精神保健福祉士を継続配置するよう定数化してください。
- ：精神障害者の利用できる福祉資源が少ないこと。

【D】

- ・全体的にとらえれば、成田市の障がい者施策は、近隣市町村より、充実していると思います。担当職員の人数も他市町村に比べ、多く配置出来ているからかもしれませんが、窓口での対応も良いと思いますし、疑問に対する回答も早いと思います。しかしながら、施策があまりにもトップダウンというか、国・県からの指示で、仕方なしの対応が迫られ、そちらに余分な時間を、割かれていると思います。市の方針も、国・県からの、方針が出るまで動けず、実働が遅い部分もあるのではないのでしょうか。地域自立支援協議会も有りますが、保護者は入っておりませんし、多人数になりすぎて、最近では出席率も悪く、マンネリ化していると思います。先駆者になれることも、可能ではないのでしょうか。保護者・事業所・行政のチームで、出来ることはいくらかでもあると思います。「成田市から、始めました。成田市は、こう取り組みます。」も有りです。このヒ

アリングに、多種多様な意見が、提供されると思います。その一つ一つに切実な問題が示されています。

【E】

・(良い点)

- ①財政状況が他市に比べ豊かなこともあり、手帳所持者への自立支援医療自己負担金の医療費助成制度、福祉手当等他市では行っていない経済的支援を市独自で実施している。
- ②「精神保健福祉推進協議会」や同協議会内の「社会資源施設検討部会」を開催し、関係機関や当事者の声を発信する場を設けている。
- ③障害者総合支援法における地域生活支援事業での日中一時支援事業への給付額が他市に比べ高く、①と同様地域活動において施設への経済的支援を行っている。

・(悪い点)

- ①市の福祉分野への支出自体が少ない。もっとお金をかけるべき。
- ②「あじさい工房」を開設した時点で地域支援施策（特に施設系）が消極的になった。
- ③上記②の協議会や部会が形骸化している。せっかくの場を設けているので、講演会の内容を検討するのも大事だが、今後の成田市における福祉施策の内容をもっと話し合うべき。まさにこの調査票のようなことを日頃から話し合っていく必要があると考える。

【H】

・障がい者施策ではないかもしれませんが、他地域から移住してきた者として感じたことは、成田市は全体的に信号が変わるタイミングに時間の余裕がなさすぎると感じています。つまり、片方の信号が赤になってほぼすぐに、交差する道路の信号が青になるということです。車でも歩いていてもびっくりすることがあるので、車椅子の人や足の悪い人が横断歩道を渡るとき等は怖いだろうな、と思っています。

【I】

・市によってはケース対応を委託の相談事業所に任せっきりになっているところもあるが、成田市の場合、いっしょにケース対応してくれるのは良いと思う。

【J】

・独自の福祉手当や居住体験事業等のサービスを展開している点は、大変、意義深いと思います。

【K】

・(良い点)

自立支援協議会の活動に代表されるように、市が主体となって資源がつながる体制がとられている。そのつながりは色々な場所で実際のご利用者への支援に寄与していると思います。

(改善)

成田市は広い地域、住んでいる場所によって、事業所への交通手段が問題となる場所が少なくない。地域に応じて柔軟に施設を利用できる交通手段の確保方法はないか。

障害・疾患を理由として、社会との接点がなくなった方達（学生・成人問わず）が少しでも接点を持ち、社会参加することはできないか。

障害・疾患の施策が「特別」にならず、市民生活一部として身近に感じられるような施策だと良いなと思います。

【L】

・市内の身体障がい者の多くの皆さんは他市の事業所でサービスを利用している現実です。『だれもが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田』の実現のため、市有地や土地の斡旋や紹介による事業所の誘致をしていただきたい。また市内の福祉事業所の数は増えているが、サービスが行き届いていない地域があるため改善を求めたい。

・利用する事業所を選ぶことが出来ない。

・グループホームの絶対数が足りない。

【M】

経済的支援は充実している。このようなヒアリングからもっと関係機関を引っ張って欲しいと願う。個々の現状を知って欲しい。職員が分担して事業所の実態を知る必要がある。どのような方でも必要なサービスを受けられる市になって欲しい。相談窓口で情報が足りないのは共有出来ないからであるため市外との連携を求める。

【A】

- ・相談業務の拡充に取り組む市区町村を国が財政支援する改正社会福祉法が成立していると聞いているが如何か。
- ・介護や子育て、貧困等家庭が抱える問題は複雑化している。自治体は幅広い相談に対応できる窓口を整え、不安、悩みごとへの解決等に繋げて欲しい。
- ・分野別に分かれている窓口を一本化することで、障がい者、一般住民が相談しやすい環境を整備する狙いからか。
- ・様々な複雑な相談に苦悩している人は多いと思われる。そんなときに駆け込める場所があるのは重要である。市区町村は多様な悩みごと等に耳を傾け、的確に助言出来る相談体制を構築することが不可欠である。
- ・窓口を一か所に集約することや、担当課で相談を受けた後、連携役の職員関連部署や関連事業所、施設と調整する。地域の実情に合わせて適切な仕組みを選択することが大切である。こうした事態を解消するには、各部署の業務内容や制度に精通し、内外に広い人脈を持つ専門家を育成することが欠かせない。
- ・高齢者、障がい者援助を運営する社会福祉法人、困窮者支援に取り組む社会福祉協議会、地域密接者の民生委員らへの期待も大きい。大事なのは、自治体が支援を必要とする家庭の情報を、こうした団体、関連者等と共有し、しっかりと役割分担すること。また、どこに行けば各相談ができるのか、障がい者世帯、住民への周知徹底も忘れないで欲しい。最課題は、優秀な人材の育成である。
- ・障がいがある人の生活に対する市民の理解を深めるとともに、障がい児者本人・保護者の意欲的な社会参加を促すため、憩いの場・子ども触れ合いサロン等、各交流の場の提供が重要と思われるが。(年一回のレクリエーションの増加か・余裕のある休憩時間を組み合わせる等しての交流の場の確保や特に引きこもりや精神障がい児者の生きがいつくり、地域のコミュニティ作り)
- ・様々なニーズに応じたボランティア団体との連携関係、また災害ボランティアをはじめとする、地域福祉、障がい児者の子育て関係等福祉全般に対応出来るボランティアの人材確保、育成とそれらの活動支援等が求められるかな(含む特に自然大震災等に対応)
- ・災害体制の早期構築
災害が予想される場合の避難マニュアル等を作成し、高齢者や障がい者世帯等に配布される(各団体で作成しているかも分からないが、確認が必要)。各関係機関・団体との協力組織体制の確立が必要と思われる。夜間や不慮の事故等に対応する緊急時の手話通訳・点字・翻訳の出来る方等との締結しておくことはできないか。現在の障がい児者に対応する手話通訳等の人数確保は出来ているか。肢体不自由児者の移動には、福祉車両の使用が必要となります。受けられる、補助制度の拡充を図って欲しい。
- ・障がい者福祉計画とは、若干離れていると思うが、障がい者が必要とする、各用語・各マーク等種々の説明書の作成を入れてほしい。
- ・介護タクシーを利用することが多いが、ほかの利用と重複し断られることがあるし、予約制なので緊急の場合に困難をきたす。
- ・施設、ホームでのリハビリ支援はできないか
- ・情報提供機関や相談機関ネットワークの体制の構築を図って欲しい。(従事する専門職の資質向上の研修の充実等)
- ・相談支援事業に家族を含むピアカウンセリングがあるようですが、機能的に活動できる位置づけとなるように要望して欲しい。
- ・福祉車両の補助制度(改造費の助成はあるが)がありますが、リフト付き福祉車両の購入時の補助制度を創設して欲しい
- ・障がい者扶養共済制度についての周知徹底を図って欲しい。
- ・市民の力と同時に、社会福祉に携わる各団体や保健・医療・教育・労働といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせない。関連分野を含めた関係者との連携や連絡調整を図って欲しい。また、自治体、障害者団体、医療機関との共生を図って欲しい。
- ・障がい児者家庭は、長期にわたり辛く厳しい暮らしを強いられてきていると思う。しかし過去、多くの関係者、関係機関等の努力により、様々な問題の提起や地道な活動がなされ、多大な成果を上げてきたとはいえ、今なお、その日常の暮らしや医療等は、地域での生活をより良く営まれる状況、厳しい暮らしは十分に解消されていない感がする。
- ・障がい児者が休日等に楽しめる場所や趣味を活かせる支援提供は如何かな。

- ・各会等の域には、各々の連絡網が張られているし、機関、協議会のような様々な団体もあるので、必要に応じて情報交換等が出来る対策、体制が取れるといいかなと思う。
- ・民生児童委員・自治会等の成手がないと言われているが、当市の状況は如何かな
- ・自分たちで提言し、地域在宅等生活拠点である社会資源の有効活用と共生社会を実現するため、従来の福祉施設機能を充実、地域での共生の育みを展開し、障がい者への理解を促進させる。(○願いから現実へ○想いから実践へ○誰かがやるだろうから自分一人でも始めようを合言葉にし、情報提供の充実、収集・共存共生のために地域交流等を通しての生活をしていくこと。)
- ・障がい児者が初診等で受診した際等に初顔合わせのため、医院職員・従業員並びに患者等に理解されていない。
- ・障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことが出来る生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動し易い環境整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していくことが大切な。
- ・一度役員に選任されたら、暫くの間任務にあたってもらい、その間に若手を人選し、任務にあたってもらう。

【C】

- ・精神障害の特性等に係る知識や理解を深めるための啓発活動
- ・精神障害者が利用できる福祉サービス施設を計画的に整備拡充すること。

【D】

- ・ゆりかごから墓場まで、法人活動による、障がい者の成年後見を行える組織の確立。災害時の、避難所について。明日起こるかもしれない問題です。全会員の総意では必ずしも有りませんが、これまでの、連絡会や、相談会での意見や、相談内容をもとに作成しました。よろしく願い致します。

【E】

- ・①就労支援施設の拡充（とくにB型・移行施設）
- ・②アパート型のグループホーム設置
精神障がい者の特性を踏まえ、対人緊張により共同生活が難しい方が多いので戸建て型ではなく、アパート型での設置。市独自で設置することが一番望ましいが、民間法人等が開設する際、開設費用への補助金を拠出し、新規開設をしやすくするような体制が必要である。

③ショートステイ施設の整備

以前開設を予定していた施設では、未だにスタッフ配置の問題があり、市内でショートステイが可能な施設がない状態が続いているため、既存の入所施設でショートステイの枠を作るか、若しくは新たな入所施設を作るか。新たな施設を作るとしたら障害者総合支援法による地域生活支援事業で規定されている「福祉ホーム」を成田市独自で作る、その中にショートステイの枠を作ったかどうか。

【H】

- ・対象となる外国人にしっかり情報が伝わっているのか、心配です。

【I】

- ・成田市地域自立支援協議会ではプロジェクトチームを作って地域生活支援拠点について話し合っている。地域生活支援拠点の整備・拡充を重点課題としてもらいたい。

【J】

- ・地域生活支援拠点
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・災害時の対応

【L】

- ・市内地域でのサービス量に格差が生じている。
- ・基幹型相談支援事業所を現在の1か所から複数個所設置。

【M】

どれもこれも大切なことだが、短期入所、リハビリ施設、小児神経科を市内へ。健常児の方が障害をもつ環境を理解することは困難である。分からないことは聞いて欲しい。福祉を必要とする市民の方に寄り添い、団体を利用しながら事業所等の横の連携を作っていくべきである。それが成田市の福祉を改善する近道と考える。

「大切なことはとても面倒なことだ」5年後、10年後の成田市がさらに住みやすい街になるようにと私達は願う。

2 事業所アンケート調査

【調査概要】

市内において障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供する事業者にアンケート調査を行いました。

◆調査実施期間◆

2020（令和2）年5月12日～6月1日

◆調査実施方法◆

書面又はメールによる回答

◆対象団体◆

以下順不同。

(医) 聖母会	(医) 透光会	(福) 菜の花会
(福) 大成会	(福) 豊立会	(福) まごころ
(福) 光明会	(福) 生活クラブ	(福) 福祉楽団
(NPO) 成田・地域でともに歩む会かたつむり		(NPO) グループ彩
(NPO) あい愛	(NPO) 桃李会	成田市農業協同組合
(株) ニチイ学館	(株) あすなろ	(株) F i t s横濱
(株) 成美学園	(一社) あいのて	

【調査結果】

1. 事業運営とサービス提供等について

(1) サービスの質の向上を図るため、現状で特に重要だと思われること

選択肢	回答数
基本的技術と実践的知識の向上	11
利用者の状態に応じた介護技術の向上	5
利用者への対応、マナー、コミュニケーション能力の向上	11
地域移行を重点にした福祉技術の向上	0
苦情や相談への対応力の向上	4
サービス提供者としての姿勢の徹底	10
情報提供・情報交換の場の確保	7
職場環境の向上（体制・研修）	12
その他	1
特にない	0

1. (1) その他の回答内容

優秀な人材

1. 事業運営とサービス提供等について

(2) 円滑な事業運営を進めていくうえで、特に困難を感じること

選択肢	回答数
専門職の確保が難しい	13
職員の人材育成が難しい	9
利用者の継続的な確保が難しい	4
施設・設備の改善が難しい	5
職員の継続的な確保が難しい	9
職員同士の情報交換の場がない	1
事務作業が多い	5
利用者のニーズが把握しにくい	2
必要な情報が入手しにくい	1
制度についての理解が進んでいない	2
市や事業所間の連携が十分でない	0
その他	0
特になし	1

2. 成田市の福祉行政について

(1) 事業所として、成田市に望むこと

選択肢	回答数
福祉に関する最新情報の提供	7
市の障がい者向けサービスの情報提供	4
他の事業所に関する情報の提供	0
事業所に関する広報やPR	2
事業所間の連絡調整の支援	1
サービス従事者への研修	7
サービス事業所への研修（実地指導等）	2
サービス事業所のための相談窓口	4
利用者のための権利擁護の推進	2
処遇困難者への対応と支援	7
ボランティアやNPOの育成	2
人材の確保支援	9
地域自立支援協議会や精神保健福祉推進協議会の機能	4
その他	1
特になし	3

2. (1) その他の回答内容

成田市単独事業の創設

2. 成田市の福祉行政について

(2) 成田市において、不足していると思う福祉サービス

事業名	回答数	事業名	回答数
居宅介護（ホームヘルプ）	5	共同生活援助（グループホーム）	8

重度訪問介護	1	施設入所支援	5
重度障害者等包括支援	1	自立生活援助	2
同行援護	0	相談支援（地域移行支援）	2
行動援護	1	相談支援（地域定着支援）	2
短期入所（ショートステイ）	7	児童発達支援	1
生活介護	1	居宅訪問型児童発達支援	1
療養介護	0	医療型児童発達支援	1
自立訓練（機能訓練）	1	放課後等デイサービス	2
自立訓練（生活訓練）	2	保育所等訪問支援	1
就労移行支援	0	福祉型障害児入所支援	3
就労継続支援（A型）	3	医療型障害児入所支援	1
就労継続支援（B型）	1	指定特定・指定障害児相談支援 （計画相談）	3
就労定着支援	0	その他	1

2. (2) その他の回答内容

行動障害対応グループホーム

2. 成田市の福祉行政について

(3) 福祉サービス以外の事業で、成田市が充実すべき、又は新たに取り組むべきだと思うサービス

事業名	回答数	事業名	回答数
理解促進研修・啓発事業	4	緊急通報装置設置事業	0
自発的活動支援事業	0	徘徊高齢者等家族支援サービス事業	0
相談支援事業	5	グループホーム等家賃助成家具助成事業	4
成年後見制度利用支援事業	4	障害福祉サービス等利用者負担助成事業	1
成年後見制度法人後見支援事業	3	児童福祉施設入所負担金助成事業	0
意思疎通支援事業	2	更生訓練費給付事業	1
日常生活用具給付等支援	1	知的障害者職親委託事業	1
手話奉仕員養成研修事業	0	基幹相談支援センター	4
移動支援事業	1	市独自の医療費助成	1
地域活動支援センター	1	在宅者の福祉手当	2
日中一時支援事業	0	交通機関の利用助成	1
福祉ホーム運営費補助事業	0	就労支援	2
グループホーム等運営費補助金事業	4	災害時の支援	7
訪問入浴サービス事業	0	当事者、家族会などへの支援	3
紙おむつ給付事業	0	その他	7
寝具乾燥サービス事業	0	特にない	3
配食サービス事業	2		

その他の回答内容

- ・①障害者がアパートを借りにくい現状を改善できる方策
- ・①買い物バス
- ・①機関相談センターが問題事象の受け入れをスピーディーに行い、シェルターにて受け入れ、問題解決に向け48時間以内に対応・方向性が確立できるようなシステムの構築が近々の課題のように思われる。機関相談センターがイニシアチブをとり成田地区の福祉資源を有効活用し、シェルターから福祉資源（専門機関）への移行をスムーズ行えることが有効。専門性と柔軟性を持った。本人のニーズに沿った。365日障害をお持ちの方が安心して暮らせる機関となれるようお願いしたい。
- ・①グループホームでは、家賃・食費・日用品費・光熱水費等を、利用料という形で利用者にご負担いただいています。家賃に関しては、家賃助成がありますが、それも上限17,000円で、実際、家賃は（障害者特定給付費を除いて）4万円を超えるホームがほとんどです。又、入浴や照明へのこだわりがあったり、窓を開けたりストーブ等が使用できないため、光熱水費が一般家庭にくらべ、かなり高額になってしまいます。ほとんどの利用者がご家族がいらっしゃらず、収入が障害年金のみという方ばかりで、生活保護に移行せざるを得ないケースもあります。利用を希望されても、利用料がネックになるケースもあります。できれば、もう少し、グループホームが利用しやすいような仕組みがあれば、ありがたいです。（家賃助成の上限をあげる、利用料の助成等）
- ・②非課税世帯ではない利用者は、障害者特別給付費も家賃助成もなく、さらに1割負担があるなど、負担が大きいです。非課税とはいえ、基準を大きく上回るほどの収入はなく、むしろ、非課税世帯の利用者のほうが厳しいと感じています。収入に関して、きちんとした基準があることは理解していますが、ご一考いただければと常日頃思っています。
- ・①入所児童の進路に関わる情報提供及び他市町村への働きかけをして下さるとありがたいです。
- ・①新たにグループホーム等を開設する場合の相談や、支援を充実させて頂きたいと思います。
- ・①独居・在宅者における制度の制約が、人によっては生活を継続していくのが難しいことがある。かといって、入所の条件（年齢・空き状況等）によって困難もある。そういう意味では利用者の生活に対する不安を減少できず、精神的不安から病気の悪化等もみられる場合もある。現状では困難かもしれないが、条件の緩和について少しでも検討して欲しい。

3. 成田市の福祉行政について

その他、意見・提案等

- ・①成田市のホームページで、障害福祉に関する情報を探しやすくして頂けると良いと思います。
- ・①障がい福祉だけに限らず高齢者、児童及び産業等その地域ごとの特色も考慮した将来の地域作りについて市として考えるランドデザインを提示してほしい。その中でそれぞれの地域で活動する市民や事業者が協働し必要な資源を生み出していけるような計画作りを望んでいます。
- ・①当法人の生活介護における近々の課題は親御さんが高齢化と、病気等でわが子と暮らせない現状が見られるようになりなりました。当法人のグループホームに入居される方が多くいます。親御さんが自分のそばで見たいと思いつつ、自分の老化により養育困難となり、又は病気により養育できなくなる状況にあります。介護保険と障害者総合支援法の違いで、同時に住むことは難しいことは重々承知しておりますが、そばに種別を超えた法人同士が成田市の方式で、同一敷地（2分割でも）における親子近くで暮らせる施設があるなら。親御さんも安心なのではと県内に数か所のように実施している施設がありますが成田市がイニシアチブをとっていただければ幸いです。
- ・①成田市の問題というわけではありませんが、市・町によって、考え方や対応等に差があると感じています。成田市では、相談に対して親身に対応してくださり、連絡等も頻繁にいただけるので、とても安心できます。又、グループホームは、国からの指針ですと、重度の方こそグループホームということになってはいますが、まだまだ、軽度の方しか受け入れないホームが多いと感じています。それは、重度の方が入居される場合、宿直ではなく夜勤体制にしたり、土日等の日中に職員を配置する必要がありからです。今後ますます、障害が重度化・多様化していきます。ご家族の高齢化も深刻です。（実際、もう始まっています。）それらを考えた時、ますますグループホームに対するニーズは高まっていくと思っています。
- ・①市、他事業所とも協力しながら、より良い支援を提供していきたいと思っています。
- ・①生活上の障がいを抱えられているご家庭も多いので、市全体で、子供の健やかな発達、発育をめざして、障がいの全ての事業所で計画をたてたり、ホームヘルパーの派遣ができると良いのでは、と思います。
- ・①新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置で外出自粛のため、事業所を閉鎖する介護施設等が多くありました。私たちの事業所は、利用者（精神障害者）の便宜を図り、閉鎖することなく事業所を運営してきました。手指消毒、マスク着用、3密を避けるということを念頭に置き、電車やバス等の公共交通機関を利用して通所するメンバーをも受け入れました。働くスタッフからは、家族もあることだし、事業所を閉鎖してくださいとの強い希望がありましたが、市役所からの「閉鎖をしないでください」という要望に従い、営業時間を短縮し営業を継続しました。幸いなことに、クラスター感染を起こすことなく、今日に至っています。もし、私たちの事業所でクラスター感染を引き起こした場合、成田市はどのような対応方法を考えていたのでしょうか？今後のためにも、その点までもきちんと説明したうえでの要望でなければならぬと考えます。
- ・①現在はホームヘルプを行っている為、一部の利用者の状況のみの意見になります。成田市近隣にお住いの利用者さんは、外出時に移動方法を見つけることが困難です。サロンや集まりがあっても自転車であればいいですが、オンデマンドや公共交通機関で行く方法を自分で手配しなくてはいけない状況。そして一人ではいけない方が多いのです。
- ②地域の資源が必要だと思います。高齢者と同様 地域で生活しやすくする為の資源と住民に向けた啓発が今以上に必要だと思います。
- ・①地域自立支援協議会で議論している地域生活支援拠点について、協議会の意見をくみ取っていただき、より多くの障がいのある人々が救われるようご対応していただけますようお願いいたします。

資料4 成田市精神保健福祉推進協議会設置規則

平成12年3月31日

規則第11号

(設置)

第1条 精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策を推進し、本市の精神保健福祉の増進に寄与するため、成田市精神保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、又は企画する。

- (1) 精神障害者の社会復帰対策に関すること。
- (2) 精神保健福祉の増進に係る事業の実施に関すること。
- (3) その他精神保健福祉に関し、会長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成田市医師会の代表
- (2) 精神科医療機関の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 保健又は福祉関係団体の代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に、第2条各号に掲げる事項を事前に調査又は検討を行わせるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉について専門的知識を有する者のうちから会長が指名する。

3 幹事は、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席するものとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、会長が指定する特定事項を調査検討するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、特定事項について専門的知識を有する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

資料5 成田市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に規定する地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、成田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、総会、幹事会、専門部会及び事務局をもって組織する。

- 2 総会は、全委員で組織し、第3条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について協議する。
- 3 幹事会は、会長、副会長、部会長、副部会長、市、事務局で組織し、総会に付議すべき事項及び協議会の運営に係る事項について協議する。
- 4 専門部会は、委員のうち、特定の事項を協議するにあたり、当該事項の協議に必要な者で組織する。
- 5 事務局は成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）に置き、庶務を担当する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (5) 障害児の療育及び保護者や関係者の支援に関すること。
- (6) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進及び虐待防止に関すること。
- (8) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (9) その他障害者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱するものとする。

- (1) 障害福祉サービス提供事業者機関の職員
- (2) 雇用・就労支援機関の職員
- (3) 療育・教育機関の職員
- (4) 相談支援事業所の職員
- (5) 障害関係団体の構成員及び障害当事者又はその家族
- (6) 企業の障害者雇用に携わる者
- (7) その他幹事会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、委嘱の日の属する年度の最初の総会から翌々年度の最初の総会までとするが、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 総会及び幹事会は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 部会長は、部会を招集し、検討の経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、必要に応じ随時開催する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会で協議して定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

資料6 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

1 諮問

成障第 5903 号
令和 3 年 2 月 1 日

成田市保健福祉審議会
会長 城間 将江 様

成田市長 小泉 一成

第 6 期成田市障がい福祉計画・第 2 期成田市障がい児福祉計画
の策定について（諮問）

第 6 期成田市障がい福祉計画・第 2 期成田市障がい児福祉計画を策定するに当たり、成田市保健福祉審議会設置条例第 2 条の規定により、貴審議会に諮問いたします。

2 答申

令和3年3月24日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会
会長 城 間 将 江

第6期成田市障がい福祉計画及び第2期成田市障がい児福祉計画（案）
について（答申）

令和3年2月1日付け成障第5903号をもって諮問のあった第6期成田市障がい福祉計画及び第2期成田市障がい児福祉計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

第6期成田市障がい福祉計画及び第2期成田市障がい児福祉計画の策定にあたり、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、本計画（案）を適切であると評価します。

なお、本計画の推進に当たり、以下の点について配慮されるよう要望します。

- 1 地域共生社会の実現に向け、障がいのある方が、安心して地域生活を続けていくことができるよう、障がい特性に応じたニーズに迅速かつ的確に対応するため、地域生活支援拠点における相談支援機能の強化及び支援体制の拡充を図るほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と推進を図ること。
- 2 障がいのある方の権利擁護を図るため、差別解消を目的とした合理的配慮の実践、障がいのある方のスポーツ活動・文化芸術活動を推進し、本計画の理念とともに、広く市民が障がいを理解する機会を増やすほか、（仮称）成年後見支援センターの設置と並行して、成年後見制度利用支援事業の推進に加え、制度利用のための総合的かつ専門的な相談支援体制の構築に努めること。
- 3 障がいのある児童への支援の充実を図るため、成田市こども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、機能強化と居宅訪問型児童発達支援の実施に取り組むほか、同センターを中心として、発達が気になる児童の家族の相談、保育機関等への訪問支援、関係機関との連携を行うこと。

資料7 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し市長が必要と認める事項(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料8 成田市保健福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備考
識見を有する者	中山明子	公募	
	篠原春江	公募	
	城間将江	国際医療福祉大学副大学院長 保健医療学専攻主任	◎
保健、医療 及び福祉関係者	中村智裕	成田市私立幼稚園協会 学校法人杉田学園 はくと幼稚園園長	
	高橋知子	特定非営利活動法人 子どもプラザ成田	
	根本明久	成田市医師団副団長 根本内科外科医院	
	富澤圭一	印旛郡市歯科医師会成田地区代表 とみさわ歯科医院	
	眞鍋知史	成田市薬剤師会副会長 玉造眞鍋薬局	
	城 順子	成田市ボランティア連絡協議会運営委員	
	袖屋 實	成田市高齢者クラブ連合会理事	
	山田孝雄	成田市福祉連合会会長	
	高木正尊	成田市民間保育協議会会長 (福) 保目福祉会 成田保育園園長	
	根本榮子	元成田市民生委員児童委員協議会 小浮・野馬込地区民生委員	
	青木偉年	社会福祉法人成田市社会福祉協議会会長	○
	湯川智美	社会福祉法人六親会常務理事	

◎会長 ○副会長 (順不同・敬称略)

資料9 成田市総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成26年法律第45号)第107条第1項に規定する成田市総合保健福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する成田市障がい福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する成田市介護保険事業計画(3計画を以下「計画」という。)を策定するため、成田市総合保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、福祉部に関する事務を所掌する副市長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置き、社会福祉課がこれにあたる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

副市長 企画政策部長 財政部長 市民生活部長 福祉部長 健康こども部長
都市部長 教育部長

成田市総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱第4条第2項に掲げる関係者

企画政策課長 財政課長 市民協働課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長
介護保険課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長
教育総務課長 学務課長 教育指導課長

《事務局》社会福祉課



「おともだち」

第6期成田市障がい福祉計画 第2期成田市障がい児福祉計画	
発行	成田市
編集	福祉部 障がい者福祉課 〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地
電話	0476-22-1111
発行日	2021（令和3）年3月
登録番号	成障 20-053

本計画書は「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。